

然るに今の所謂國是は全くこれと反對のものになつて居る。今の士類は殆皆兩黨に分れて居るが、尙その間に信ず可き士がないのではない。只自らの信ずる所を主張せず、衆議に左右せられて居るのみである。かくして進むならば、何れの時に士林の禍が止むであらうか。實に憂慮に堪へえない。願はくば殿下、臣のこの疏を以て公卿大臣に下して商議せしめ、若し臣の言を以て是となさば、朝臣に教へて東西を洗滌し、黨派を斥け偏見を去らしめられたい。若し公議に従はないものがあるならば、裁してこれを遠ざけ、或は流言を放つて事を生せしむるものがあるば、斥けてこれを抑える可きである。かくするならば、則ち士林の幸はあげて道ふまでもないであらう、(栗谷先生全書卷七)

といふのであつた。李珥の意見は如何にも中正不偏で、識者の觀察として至極尤もである。古來黨争の激烈なる時には、往往中正の議論が稀に現はれるが、何時も行はれた例は殆ない。故に李珥の中正不偏の意見は、寧ろ當時の黨争の如何に甚しかつたかを反映するに止まつて、勿論これが實現せらるるには至らなかつた。但、この黨争も朝鮮の國家が外國から壓迫を受ける時には、幾分緩和する傾きもあつたが、苟も

李珥の意見
行はれず

その壓迫が除かれた曉には、更に一層甚しく相闘ぎ相争ひ、遂にその國家に禍するやうになつたのである。

〔國防の弛緩〕 かく宣祖の時には、已に内部に黨派の争があつて人心の統一が出来ず、これと同時に外部には國防が頗弛緩して居つた。世祖の時に五衛都總府を設けて兵權を統一したが、後その制度は頽れて有名無實のものとなつて來た。たまたま慶源(咸鏡北道慶源郡)の地方に於て藩胡尼湯介の叛亂が起つたのである。時に吏曹判書の李珥は宣祖の十六年(明萬曆十一年西曆一五八三年)に六條の上啓をなした。その初めに

我が朝は昇平已に久しく上下安逸に流れ、内外空虚にして軍備も糧食も俱に缺乏して居る。故に邊境に多少の動搖があれば國を擧げて驚動する。かやうな有様では僅し大敵が侵寇し來つた場合、智者と雖も計の立てやうがない。古語に決死の覺悟で強敵を邀へ撃たねばならぬといふが、現今の國情をみると何等の恃む可きものもない、故に強敵の來侵があれば必ず敗滅するであらう。このことを考へると全く心膽の寒きを感じる。況や今慶源の叛亂は到底一二年で鎮定されるとは思はれぬ。この際大軍を發し徹底的に賊の巢穴を蕩覆せざれば、六鎮は遂に安

慶源の叛亂
李珥の上疏

六條の建議

寧の日があるまい。今のうちに極力國家の治を圖り力を蓄へて以て後計を立てることをせず、一時の對策を施すやうでは、假令この賊を討滅するとしても國家の前途は眞に憂ふべきものがあらう、(栗谷先生 全書卷八)といひ、その細目を(一)佐賢能(二)養軍民(三)足財用(四)固藩屏(五)備戰馬(六)明教化の六條に分つた。そしてその二及び三に於ては所謂軍民を養ふといふのは、兵を養ふに民を以て本となすことである。民を養はずして而も能く兵を養うたものは、古今未だ曾てその例を聞かない。夫差の兵は天下に敵するものがなかつた。而も卒に其の國を憤したのには、民を養はなかつたからである。今、民力は已に竭き四方は盛まつて居る。若し大敵が現はれたならば、假令諸葛をして謀を廻さしめ、(韓信 韓信 白起)をして衆を統率せしむるとも、之を如何ともすることは出来まい、(略下)所謂財用を足らすといふのは、兵を足らしむるに食を以て本となすことである。百萬の兵が一朝にして散ずるのは食がないからである。今の國儲は一年を支ふるにも足りない。眞に所謂國にして國に非ざるものであらう。上下とも昭かに

軍政の廢類

この患を見ながら、而も如何ともなし難しとし、財を生ずるの道を考へない。僞し大賊が南北より來攻すれば、何物を以て軍糧と爲さんとするのか、(略下)といひ、軍備及び糧儲の空虚なることを述べて居る。又萬言封事を上つたが、これは宋の王安石の萬言上疏に倣うたものであらう。その中に修己安民之要を述べ、安民の目を五條に分ち、その第五に於て(前略)現今軍政は廢壞して四徴に兵備といふものはない。もし一旦緩急あらば良(良 良)平(平 平)の運智、起(起 起)信(信 信)の統制を以てすと雖も、兵に將たるべき人物がなくては到底戰爭は出来得ない。このことを念へば心膽を寒慄せしむ、(同上 卷五)といひ、軍政に關する四弊を指摘してこれを痛論してゐる。慶源地方の賊軍は幸にも慶源府史李鎰の手によつて鎮定されたが、宣祖の時代は朝鮮の内部に黨派の軋轢があり、外部に軍備の弛緩せるあり、國家は殆ど廢の域に近かつたのである。そこへ國力の發展せる日本の百戰の將士が來侵したのであるから、朝鮮が忽ち土崩瓦解したのは怪むに足らぬと思ふ。

第二節 日本の朝鮮經略

其一 日本の國力發展

國內統一の完成

日本の足利幕府の時代は群雄割據の有様であつた。けれどもこの時代には傑出せる人材の輩出したことを認めなければならぬ。而してその各地に割據した群雄を統一せんと企てたものは織田信長であつたが、彼れはその事業の半にして倒れ、更に豊臣秀吉が現はれ、遂に群雄を服従して國內の統一を完成するに至つたのである。この時代は亂世の後を承けたのであるが、決して萎靡衰退の有様はなかつた。寧ろ各方面とも發達たる氣象の存在せる事實を認めることが出来る。即ち當時は一般に士氣の旺盛であつたのみならず、財力も亦頗豊富であつた。是れ等の事情はやがて日本をして海外に發展せしむる基となつたのであらう。

(海外發展の氣運) 當時の士氣の旺盛であつたことは、その時代思潮が退嬰を好ま
ず、寧ろ進取を喜んだことによつて窺はれる。即ち諸侯は内地に於ける領土の擴張
とその開拓を力めた外に、人民は海外に向つて發展を試み、朝鮮・支那南蠻方面との交

豊臣秀吉の
統一外國貿易の
發達桃太郎説話
と時代思想龜井茲矩の
氣宇

通も開けて居り、筑前の博多や薩摩の坊の津、泉州堺港の如きは、既に足利幕府の時代から互市場として名高かつた。特に商人の中には外國との貿易をなすもの少なからず、海外の事情に明るく、波濤を乗り超えて出懸けることを左程困難とは感じなかつたやうである。加ふるに、倭寇は高麗及び明の沿岸を掠めて一時猖獗を極めたが、それが衰退した後にも、猶その餘波が明の沿岸に及び、海寇の出沒は文祿の朝鮮役の前にも現はれて居る。足利時代に出來たと稱する桃太郎の御伽話に、鬼界島の鬼征伐をなし、金銀財寶を奪つたといふことは、何となく倭寇時代の思想が現はれて居るやうに思はれる。勿論この物語の淵源は倭寇に關係がないとしても、これが當時御伽話として流行したとすれば、小供の思想に影響を及ぼしたことも少くなかつたであらう。されば海外へ向つて進取するといふ觀念は、當時の諸將の言行の中にも既に現はれて居つたやうである。嘗て秀吉が龜井茲矩に領地を與へんとした時、茲矩はどうか琉球を頂戴したいと請うた。秀吉はその意氣を盛なりとして、龜井琉球守殿といふ六字を扇面に書いてこれを與へたといはれる。又、龜井伯爵家に遺つて居る文書の中には、龜井台州守と書いたものもある。これは支那の浙江省の地名を取

つたもので、琉球守といふのと同じく、やはり海外発展の思想の發露したものに過ぎないと思ふ。

かくの如き譯で、當時の諸將が海外の領地を望む位であるから、秀吉の如き偉大な人物がその思想を有せることは怪むに足らぬ。舊來傳ふる所(朝鮮征伐記)に據れば、秀吉は中國征伐の時、信長に向つて、中國を平げた後には、進んで九州を取り、更に手勢を提げて、朝鮮を取り、大明を略し、三國を併せて一にせんと、意見を述べたといはれるが、これは當時の思想から考ふれば、當然あり得可きことと思はれる。その後秀吉が九州の島津氏を征する時の檄文には、自分は力を唐土、南蠻の方へ伸べるつもりである、鎮西を見ることは殆畿内の如きものであるというて居る。又秀吉がその夫人へ寄せた手紙の中にも、高麗王をして日本の内裏に出仕せしめるつもりである、唐土はやがて我が版圖に入るであらう、自分は設令老ひたりと雖も、一生の中に此の事を成し遂げる考であるというて居る。彼れが九州からの歸途、箱崎八幡宮に參拜した時の歌といふものが傳はつて居る。その歌は

もろこしもかくやは涼し西の海の波路ふき來るかせにとはばや

秀吉の歌

秀吉の海外
進展の希望

といふのであるが、如何にも雄大の氣象が現はれて居ると思ふ。

この雄大の氣象を海外へ發現するには、當時の財政が割合に豊富であつたことも與つて力あつた。即ち戰國時代以來、國內の諸大名は懇田の増加、産業の發達に力を盡して居つたが、秀吉の時代には土地の丈量をなして租税の増加せるのみならず、鑛山の開鑿によつて佐渡の金山や生野の銀山等が盛に金銀を産出した。而して金銀の貨幣を鑄造してこれを軍用金に供したのである。當時の人の書いた書物の中にも、今までは金銀の貨幣などは餘り見ること出来なかつたが、今日では何人もこれを見る事が出来るやうになつたと言つて居る位である。故に國內全般の經濟が發達せるのみならず、惹いては財政上にも割合に餘裕のあつたことが認め得られる。要するに秀吉は當時の時代を代表せる最偉大な英雄であつた。秀吉の海外出兵は、國內群雄の離叛を防ぐ政略上の方策に過ぎないといふ見方もあるが、これは當時の時代思想を離れた觀察であつて、必ずしも正鵠を得たものとはいはれない。要するに秀吉は、海内を統一した後、大陸明へ手を延さんとする思想があり、抱負があつたので、寧ろ朝鮮をその案内者たらしめやうとしたに過ぎない。而して高麗は嘗て元

秀吉時代の
財政朝鮮經濟の
理由

が日本を攻撃する時の案内者であるから、今度日本が明國を征伐する時に、朝鮮をその案内者たらしむるも亦當然のことと考へたのであらう、(秀吉の征明の事情及びその準備に就いては池内宏博士の文參照されたい)。

宗義調の朝鮮出使

(秀吉の遣使) 日本(朝鮮宣祖二十年、明萬曆十五年、西曆一五八七年)に秀吉は對馬守宗義調を使

橘義廣の派遣

者として朝鮮へ遣はし、その王宣祖を諭して入朝せしめやうとしたが、朝鮮ではこれに答へなかつた。その後間もなく義調が死んで、翌年(天正十一年、西曆一五八三年)その子の義智が秀吉の命を受け、橘義廣に國書を齎して朝鮮に赴き、再その國王に諭さしめた。この國書は日本の方には傳はつて居らないが、朝鮮の記録に據ると書辭甚倨、有天下歸我一握之語(李朝宣祖修正實錄卷二十一)と書いてあるから、頗倨傲尊大の書面であつたことは疑ない。この時朝鮮の群臣の中には日本と絶交することを主張するものもあつた。即ち日本の使者を斬つてこれを明國へ送つたならば、明國は必ず朝鮮を保護して呉れるであらう。秀吉は篡奪者であるから、篡奪された源氏(誤傳なれど足利氏を斥す)の舊臣には心服しないものもある。且琉球及び西南の諸國に檄文を飛ばして内外から叛かしめ、更に我が水軍を整へて牽制したならば、必ず侵入することはあるまい。たとひ侵入するとして

朝鮮の態度

も、大舉來侵することは不可能であらうといふのであつた。けれどもこれは勿論採用せられなかつたのである。宣祖は日本の國書に對する答書を義智に托して贈つたが、使を日本へ遣はすことは肯はなかつた。そこで兩國の交渉は埒があかない。その翌年(日本天正十七年、西曆一五八九年)日本は更に宗義智を遣はすことになつたが、義智は必ず朝鮮の使者を連れ歸らんと欲した。時に朝鮮の群臣の中には、使を日本へ遣はすことを否とする意見があつたのみならず、先づ明國へ奏聞して然る後に使を遣はすが宜いといふ主張もあつて、評議は容易に決しなかつた。然るに朝鮮は茲に一つの難問題を提出して日本へ要求し來つた。それは曾つて朝鮮人で日本人を導いて寇掠したものがあつたが、今その朝鮮人を本國へ送り還して呉れたならば、使を遣はさんといふのである。勿論先方では出来ないことと思つて要求したのかも知れないが、宗義智は直にその朝鮮人の對馬に居つたものを捕へてこれを送り還さしめた。そこで朝鮮ではどうしても使を日本へ遣はさなければならぬ勢になつて來た。且この場合となつては日本へ使を遣はすのが當然であるといふ意見を述べるものもあつたので、愈使者を日本へ派遣することになつたのである。

宣祖の答書

も、大舉來侵することは不可能であらうといふのであつた。けれどもこれは勿論採用せられなかつたのである。宣祖は日本の國書に對する答書を義智に托して贈つたが、使を日本へ遣はすことは肯はなかつた。そこで兩國の交渉は埒があかない。その翌年(日本天正十七年、西曆一五八九年)日本は更に宗義智を遣はすことになつたが、義智は必ず朝鮮の使者を連れ歸らんと欲した。時に朝鮮の群臣の中には、使を日本へ遣はすことを否とする意見があつたのみならず、先づ明國へ奏聞して然る後に使を遣はすが宜いといふ主張もあつて、評議は容易に決しなかつた。然るに朝鮮は茲に一つの難問題を提出して日本へ要求し來つた。それは曾つて朝鮮人で日本人を導いて寇掠したものがあつたが、今その朝鮮人を本國へ送り還して呉れたならば、使を遣はさんといふのである。勿論先方では出来ないことと思つて要求したのかも知れないが、宗義智は直にその朝鮮人の對馬に居つたものを捕へてこれを送り還さしめた。そこで朝鮮ではどうしても使を日本へ遣はさなければならぬ勢になつて來た。且この場合となつては日本へ使を遣はすのが當然であるといふ意見を述べるものもあつたので、愈使者を日本へ派遣することになつたのである。

宗義智の派遣

も、大舉來侵することは不可能であらうといふのであつた。けれどもこれは勿論採用せられなかつたのである。宣祖は日本の國書に對する答書を義智に托して贈つたが、使を日本へ遣はすことは肯はなかつた。そこで兩國の交渉は埒があかない。その翌年(日本天正十七年、西曆一五八九年)日本は更に宗義智を遣はすことになつたが、義智は必ず朝鮮の使者を連れ歸らんと欲した。時に朝鮮の群臣の中には、使を日本へ遣はすことを否とする意見があつたのみならず、先づ明國へ奏聞して然る後に使を遣はすが宜いといふ主張もあつて、評議は容易に決しなかつた。然るに朝鮮は茲に一つの難問題を提出して日本へ要求し來つた。それは曾つて朝鮮人で日本人を導いて寇掠したものがあつたが、今その朝鮮人を本國へ送り還して呉れたならば、使を遣はさんといふのである。勿論先方では出来ないことと思つて要求したのかも知れないが、宗義智は直にその朝鮮人の對馬に居つたものを捕へてこれを送り還さしめた。そこで朝鮮ではどうしても使を日本へ遣はさなければならぬ勢になつて來た。且この場合となつては日本へ使を遣はすのが當然であるといふ意見を述べるものもあつたので、愈使者を日本へ派遣することになつたのである。

朝鮮の難題提出

も、大舉來侵することは不可能であらうといふのであつた。けれどもこれは勿論採用せられなかつたのである。宣祖は日本の國書に對する答書を義智に托して贈つたが、使を日本へ遣はすことは肯はなかつた。そこで兩國の交渉は埒があかない。その翌年(日本天正十七年、西曆一五八九年)日本は更に宗義智を遣はすことになつたが、義智は必ず朝鮮の使者を連れ歸らんと欲した。時に朝鮮の群臣の中には、使を日本へ遣はすことを否とする意見があつたのみならず、先づ明國へ奏聞して然る後に使を遣はすが宜いといふ主張もあつて、評議は容易に決しなかつた。然るに朝鮮は茲に一つの難問題を提出して日本へ要求し來つた。それは曾つて朝鮮人で日本人を導いて寇掠したものがあつたが、今その朝鮮人を本國へ送り還して呉れたならば、使を遣はさんといふのである。勿論先方では出来ないことと思つて要求したのかも知れないが、宗義智は直にその朝鮮人の對馬に居つたものを捕へてこれを送り還さしめた。そこで朝鮮ではどうしても使を日本へ遣はさなければならぬ勢になつて來た。且この場合となつては日本へ使を遣はすのが當然であるといふ意見を述べるものもあつたので、愈使者を日本へ派遣することになつたのである。

朝鮮の遣使

も、大舉來侵することは不可能であらうといふのであつた。けれどもこれは勿論採用せられなかつたのである。宣祖は日本の國書に對する答書を義智に托して贈つたが、使を日本へ遣はすことは肯はなかつた。そこで兩國の交渉は埒があかない。その翌年(日本天正十七年、西曆一五八九年)日本は更に宗義智を遣はすことになつたが、義智は必ず朝鮮の使者を連れ歸らんと欲した。時に朝鮮の群臣の中には、使を日本へ遣はすことを否とする意見があつたのみならず、先づ明國へ奏聞して然る後に使を遣はすが宜いといふ主張もあつて、評議は容易に決しなかつた。然るに朝鮮は茲に一つの難問題を提出して日本へ要求し來つた。それは曾つて朝鮮人で日本人を導いて寇掠したものがあつたが、今その朝鮮人を本國へ送り還して呉れたならば、使を遣はさんといふのである。勿論先方では出来ないことと思つて要求したのかも知れないが、宗義智は直にその朝鮮人の對馬に居つたものを捕へてこれを送り還さしめた。そこで朝鮮ではどうしても使を日本へ遣はさなければならぬ勢になつて來た。且この場合となつては日本へ使を遣はすのが當然であるといふ意見を述べるものもあつたので、愈使者を日本へ派遣することになつたのである。

秀吉の朝鮮
使節引見

〔朝鮮使節の來朝〕 かくて朝鮮は兵曹判官の黃允吉を正使とし、三司副提學の金誠一を副使として日本へ遣はすことになつた。當時秀吉は關東の北條氏征伐から歸り來つて、朝鮮の使者を聚樂第で引見した。これが天正十八年十一月（萬曆十八年西曆一五九〇年）のことである。この日の有様は朝鮮の柳成龍の著はした懲毖錄に書いてあるが、これを見ると朝鮮人の眼に秀吉が如何に映じたかが窺はれる。即ち

〔略前〕 秀吉容貌矮陋、面色黎黑、無異表、但微覺目光閃閃、射人云、設三重席、南向北坐、戴紗帽、穿黑袍、諸臣數人列坐、引我使、就席、不設宴具、前置一桌、中有熟餅一器、以瓦甌、行酒、酒亦濁、其禮極簡、數巡而罷、無拜揖酬酢之節、有暫秀吉忽起入內、在席者皆不動、俄而有、人便服抱小兒、從內出、徘徊堂中、視之、乃秀吉也、坐中俯伏而已、而出、臨殿外、招我國樂工、盛奏衆樂、而聽之、小兒遺溺、衣上、秀吉笑呼待者、一女倭應聲走出、授其兒、更他衣、皆肆意自得、旁若無人、（略下）

とあり、秀吉の從容自若の態度に感服したやうに見える。

さて朝鮮の使者が還る時に秀吉から返書を贈つた。その大意は、日本は久しく亂れて居たが、自分が出でてこれを統一した。自分は曾て鄙陋の小臣であつたけれど

秀吉の返書

母は日輪の懐中に入るを夢みて自分を生んだ。相者の言に據ると、日光の照す所は悉く照臨せざるはなく、壯年とならば必ず仁風が八表に聞こえ、威名が四海に蒙るであらうと。故に戦へば勝たざるなく、攻むれば取らざるなく、天下大に治まり、百姓を撫育し、孤獨を憐愍し、民富み財豊に貢物前古に萬倍す。開闢以來本朝の最盛な時で、殆前後にない勢である。願ふに人の世に在るや、生命に限りがあり、長生しても百年に滿たぬ。焉んぞ久しく爵々として此の地に居るに堪へんや。故に山海を超えて直に明國へ入り、四百餘州を化して我が朝の風俗となし、億萬年に善政を施す心算である。貴國は先づ入朝するが宜しからう。躊躇するものは許容しないといふ意味であつた。この國書には天正十八年十一月日本國關白秀吉と署してある。その文章は恐らく當時の僧侶が命を受けて書いたものであらうが、猶堂々たる秀吉の意氣が現はれて居る。

〔參照〕 日本國關白秀吉奉書、朝鮮國王閣下、雁書薰讀、卷舒再三、抑本朝雖爲六十餘州、比年諸國分離、亂國綱、廢世禮、而不聽朝政、故余不勝感激、三四年之間、伐叛臣、討賊徒、及異域遠島、悉歸掌握、竊按子事蹟、鄙陋小臣也、雖然、子嘗當于托胎之時、慈母夢日輪入懷

中相士曰、日光之所及、無不照臨、壯年必八表聞仁風、四海蒙威名者、其何疑乎、依有此奇異、作敵心者、自然摧滅、戰則無不勝、攻則無不取、既天下大治、撫育百姓、憐愍孤獨、故民富財足、土貢萬倍、千古矣、本朝開關以來、朝廷盛時、洛陽壯觀、莫如此日也、夫人生于世也、雖歷長生、古來不滿百年焉、鬱々久居此乎、不履國家之隔、山海之遠、一超直入大明國、易吾朝之風俗、於四百餘州、施帝都政化、於億萬斯年者、在方寸中、貴國先驅而入朝、依有遠慮、無近憂者乎、遠邦小島、在海中者、後進者不可作許容也、予入大明之日、將士卒、臨軍營、則彌可修隣盟也、予願無他、只願佳名於三國而已、方物如目錄、領納珍重保裔、不宣(續善隣記)

翌年(日本天正十九年、西曆一九一一年、明萬曆)の春、日本からは柳川調信、僧玄蘇等を遣はし、朝鮮の使者と共にその國へ赴かしむることになつた。當時日本から還りたる朝鮮の使者の間には各所見を異にして居つた。即ち金誠一の如きは秀吉は必ず來らない、單に脅喝に過ぎないと主張し、黃允吉等は秀吉は必ず大舉侵入するに相違ないと力説した。かく彼れ等の意見が、事毎に支吾したのは東人(金誠)西人(黃允)に分れて居つた關係もあらう。時に朝鮮當路の人々は、この問題は中國に關係があるから、速に大明へ奏聞しなければならぬといひ、愈使を明國へ遣はしてこれを報告するに決し、又一方に

秀吉の使者派遣

朝鮮、使を明へ派遣す

朝鮮日本の反省を促す

於ては答書を日本へ贈ることになつた。その答書に據ると、朝鮮と明國との關係は親子の如きものであると稱し、今その子たるものを先導として親を討たしむるは道理に於ても實際に於ても出來得ないではないかといひ、且明國の大國たることを述べて、日本の反省を促さんとする意味が含まれて居つた。この書の全文は李朝宣祖修正實錄に載せられてあるが、つまり體よく秀吉の要求を拒絶したもので、彼れの交渉は遂に破裂するに至つた譯である。

(參照) 使至獲審體中佳裕、深慰深慰、兩國相與信義交孚、鯨波萬里、聘問以時、今又廢禮重修、舊好益堅、實萬世之福也、所遣鞍馬器玩、甲冑兵具、各般甚夥、製造亦精、贈饋之誠、負出尋常、尤用感荷、尤用感荷、但奉前後二書、辭旨張皇、欲超入上國、而望吾之爲黨、不知此言奚爲而至哉、自弊邦言之、則語犯上國、非可相較、於文字之間、而言之不讐、亦非交隣之義、敢此暴露、幸有以亮之、惟我東國、即殷太子箕子受封之舊地也、禮義之美、見稱中華、凡幾代矣、逮我皇朝、混一區宇、威德遠被、薄海內外、悉主悉臣、無敢違拒、貴國亦嘗航海納貢、而達于京師、況弊邦世守藩封、執壤是恭、侯度罔愆、故中朝待我也、亦視同內服、赴告必先、患難相救、有若家人、父子之親者、此貴國之所嘗聞、亦天下所共知也、夫黨者、偏陂反側之

朝鮮の國書

謂也、人臣有黨者、必殛之、況舍君父而黨隣國乎、嗚呼、伐國之間、仁者所耻聞、況於其君父之國乎、弊邦之人、素秉禮儀、知尊君父、大倫大經、賴而不墜、今固不以私交之厚、而易天賦之常也、豈不較然乎、竊料貴國今日之憤、不過耻夫見擯之久、禮儀無所効、關市不得通、不並立於萬國玉帛之列也、貴國何不反求其故、自盡其道、而唯不戚之謀是依、可謂不思之甚也、二浦開路之事、在先朝約誓已定、堅如金石、若以使价一時之少倦、而輕改久立之成憲、則彼此俱失之矣、其可乎哉、不腆土宜、具在別幅、夫時正熱、只冀若序、萬重不宣、(宣祖錄正實錄)

其二 日本軍の進攻

(日鮮兩國の軍備) かくて秀吉は愈朝鮮征伐を決行することになった。その前後の事情は國史に明であるから、茲には述べないが、肥前の名護屋を出征軍の本營と定め、日本全國の諸侯に命じてそこに集合せしめた。兵數は約三十餘萬、宇喜田秀家を總督とし、陸兵は小西行長を第一軍の先鋒とし、加藤清正を第二軍の先鋒とし、水軍は九鬼嘉隆、藤堂高虎等の指揮の下に屬して進發することになった。この時に朝鮮の地圖を分つたが、極めて判り易いやうに、その八道を色別けになし、慶尙道が白、全羅道

秀吉出征の軍を整ふ

朝鮮の地圖を領つ

が赤、忠清道・京畿道が青、江原道・平安道が黄、咸鏡道が黒、黃海道が淺黄で、これを白國とか赤國とか青國とか呼んだ。これは實に簡易明瞭で、智識教育の十分でない當時の軍隊には最適當な方法であつたらう。

日本軍が愈進發するやうになつたことは、朝鮮の方にも知られたから、彼れ等はこれに對する方策を講ずることになり、先づ諸將を慶尙道・全羅道・忠清道の方面へ分遣し、城寨を築き守備を嚴にし、又全羅道の水軍節度使李舜臣を任用して水軍を統べしむることになつた。これは他日、日本の水軍を惱ます基となる。宣祖は特に李鎰を巡撫使となし、忠清道・全羅道方面に、申位を都巡邊使となし、京畿道・黃海道方面に遣はし、諸衛の軍備を巡察せしむることにした。けれども朝鮮では既に久しく軍備が荒廢して居つたのであるから、今俄にこれを修めても仲々急場の間に合ふ筈はない。曩に李珥が軍備の整理について意見を述べた時には、誰も顧みるものがなかつたが、今や空しくその先見の明を悟るに過ぎなかつたであらう。且、この新しき軍備の爲めに、各地の人民及び軍需品を徵發したので、一方人心の動搖を免れなかつた。而して日本の將帥は武勇にはやる百戰の士卒を率ゐて、新徵未鍊の軍隊に臨むのである。

日本軍の朝鮮上陸

から、勝敗の數は未だ戦はずして既に明であるというても差支ない。

〔日本軍の進撃、京城の占領〕 文祿元年（朝鮮宣祖二十五年、明萬曆二十年、西曆一五九二年）の初めに、我が軍は愈名護屋を出發して朝鮮へ渡ることになった。四月十二日（明曆十）に第一軍の先鋒小西行長・宗義智等の兵は先づ朝鮮の釜山へ上陸した。これに續いて他の諸軍も皆上陸し、道を分つて進軍することになった。この釜山附近より京城へ向ふには大體三道がある。中路は釜山から大邱（慶尙北道尙州）、開慶（慶尙上道同）を過ぎ、鳥嶺（忠清北道塊山郡と慶尙北道開慶郡との境）を越えて京城に至る。東路は機張（慶尙南道東萊郡）、蔚山（慶尙南道蔚山）、慶州（慶尙北道慶州）、安東（慶尙北道安東）を過ぎ、竹嶺を越え忠州（忠清北道忠州郡）にて中路に合する。西路は金海から星州（慶尙北道星州）、金山（全羅北道金堤郡東南端）を過ぎ、秋風嶺（慶尙北道と忠清北道との境）を越え清州（忠清北道清州）を経て京城に至る。このうち鳥嶺と竹嶺とは最險要なる場所として認められて居つた。故にこの二嶺で防ぎ止めれば、如何に日本の大軍と雖も、京城へ突進することは出来ないであらうといふ考であつた。而してこの中路に向つた先鋒は小西行長の軍であり、東路に向つた先鋒は加藤清正の軍で、西路に向つた先鋒は黒田長政の軍である。かく三道から並び進んで行つたが、その軍隊の向ふ所盡く風靡し、殆無人の境を行くが如き有様であつた。朝鮮の方

日本軍の三道分進

朝鮮軍の敗北

では李鎰以下の諸將を遣はして三路の防禦に當らしめ、特に鳥嶺・竹嶺の險要を固守せしむることにし、更に申位をして李鎰等の後援たらしめた。然るに李鎰等の軍は尙州の一戦に於て小西行長に破られ、申位の軍は鳥嶺にて日本軍を防がんとしたが、李鎰の敗報を聞いて退却し、李鎰と共に忠州を守ることになった。行長は開慶にて清正と相會し、共に忠州を攻めてこれを降した。時に申位は戦死し、李鎰は逃れ去つた。我が軍はその勢に乗じて京城を指して進んだのである。

宣祖の京城放棄

當時京城に於ては領議政の李山海、左議政の柳成龍等が相謀つて防禦の準備に努めて居つた。けれども李鎰や申位の敗報が續々來るので、京城は非常に動搖した。軍隊の地方より來援するものもないので、宣祖は諸王子を各道へ派遣して募兵せしむることにしたが、意の如くに運ぶを得ず、最早京城を守るは難いと見て、遂にこれを棄てて出奔するに決し、李山海、柳成龍等は皆宣祖に従つて京城から開城へ落ち延びることになった。これが丁度四月二十九日である。その後僅に三日を経て五月の二日に我が軍は京城へ侵入した。釜山へ上陸してから僅か二十日に過ぎないのであるから、殆今日の電撃戦に異ならない。

日本軍の急進

李舜臣の防

(日本水軍の不利) 陸軍の形勢は此くの如くであつたが、水軍の方は思ふやうに行かなかつた。當時朝鮮の水軍は李舜臣の指揮の下にあつた。舜臣はその頃朝鮮に於ける一流の人材で、新に龜甲形の戦艦を造り、敵の矢石を防ぐ工夫をなして日本軍を迎へた。日本の水軍は巨濟島(慶尙南道)の方面から進んで行つたが、舜臣に要撃せられた。閑山島(巨濟島西南)の戦には我が軍は七十艘を失ひ、安骨浦(慶尙南道昌原郡熊東面)の戦には四十艘許り焼打を蒙つた。かかる譯で日本の水軍は李舜臣に遮り止められて進むことが出来なかつたのである。李舜臣は當時分取の船中で、例の龜井琉球守殿と書いた扇子を得たといはれる。これは龜井茲矩が水軍に従つて居り、その扇子を船に遺し置いたものであらう。

日本水軍の敗戦

領議政の更迭

(平壤の占領) さて京城より出奔した宣祖は、途中にて幾多の苦難を嘗めつつ開城の方へ向つて遁れたが、五月の一日に東坡驛に至るや、その今日あるは宰相に人を得ざるが爲めなりとし、領議政の李山海を罷めて柳成龍をもつてこれに代えた。然るに成龍にも亦非難が多いので、幾もなくこれを罷め、更に崔興源、尹斗壽を任用した。且、宣祖は親ら己れを罪する書を頒ち、諸道の兵を促して京城の回復を圖らしむるこ

宣祖の平壤遁入

日本軍の平壤攻陥

日本軍平壤に留まる

とになつた。而して開城へ達した時に、初めて京城が日本軍の手に歸したことが知られた。因て宣祖は更に開城を去り、黄州、中和を過ぎ、大同江を渡つて遂に平壤へ逃げ込んだ。我が軍は宣祖の後を追躡して、五月の二十九日に開城へ侵入したのである。その頃加藤清正の軍は咸鏡道の方面へ向ひ、臨海君、順和君の二王子を擒にした。小西行長の軍は宣祖の追躡を續けて、六月の七日に大同江上に至り、將にこれを渡らんとした。そこで十一日に宣祖はまた平壤から逃げ出したが、我が軍は遂に大同江を渡つて平壤を占領したのである。

さて我が軍は平壤を占領したが、これから後は専ら平壤に留まつて更に一步も進出しなかつた。これは如何なる理由があつたのであらうか。惟ふに第一は日本の水軍が豫期せる如き成績を挙げ居なかつたことに關聯して居ると思ふ。朝鮮の略史である小華外史(三卷)の中に、昭代年考を引いて

賊はもと水陸の勢を併せて西下せんとしたが、この一戦(閑山島の戦を斥す)にてその一臂を絶たれ、勢孤にして敢て進むことが出来ぬやうになつた。國家が兩湖(湖南、湖西にて全羅道、忠清道を斥す)兩西(海西、關西にて黄海道、平安道を斥す)を保ち、軍食を調度して中興を濟し、遼東、金州、復州、海州、蓋

州(遼東半島の地方)及び天津等がすべて敵の襲撃を受けず、天兵をして陸路から南下して來援せしめたのは此の一戦の功である。

というて居る。この觀察は頗實際に近いやうに思はれる。蓋水陸の兩軍が並び進まなければ、思ふやうな行動が出来ないのは勿論である。今我が水軍の進出が豫定通りに運ばないことは、遂にその陸軍をして平壤より以西へ進出するを得しめなかつた所以であらう。第二は朝鮮の各地に義兵が起つたことである。慶尙道・忠清道・全羅道・京畿道の方面に於ては、その地方の官吏軍人若くは儒生等が兵を擧げて抵抗を試みるやうになつた。勿論これ等の抵抗は取るに足らぬものであるが、猶多少我が軍を牽制する點があつたといはれよう。而して朝鮮へ宋の道學が傳來し、義理の説が行はれて、黨派軋轢の原因となつたことは已に述べた通りであるが、又一方には忠孝節義とか大義名分とかを、主張するやうになつた事實を認めなければならぬ。故にかかる儒生の中に、各地に於て兵を擧げ國難を救はんと企てたものもあるも偶然でない。これも亦我が軍をして平壤より更に遠く進出するを許さなかつた事情に加へて宜しからう。

朝鮮各地に義兵起る

道學の影響

宣祖の義州遁走

朝鮮の宣祖は平壤を落ち延びた後に、東北の咸鏡道方面へ遁れんとする考へもあつたが、これは遂に實現されず、更に西北義州の方面へ遁れ、頼りに援を明國に求むることになつた。若し日本軍が追撃し來らば、鴨綠江を渡つて明國へ逃げ込まうといふ考であつらしい。當時宣祖が京城を去つて義州まで逃れ行く間の、流離困難の状は悲痛悽慘を極めたもので、一場の悲劇を観るやうに感じられた。

秀吉の遷都計畫　かく朝鮮では宣祖の境遇の悲慘なるに拘らず、日本では秀吉の得意絶頂の時であつた。その事實を證す可き文書が遺つて居るが、特に前田侯爵家の所藏にかかる、秀吉が關白秀次へ宛てた文書がある。これは二十五箇條より成つて居つて、天正二十年五月十八日の日付である。今その中の主要なものを左に紹介して置かう。即ち

高麗都は二日落去候、然間彌急度被成御渡海、此度大明國迄茂不殘、被仰付大唐之關白職、可被成御渡候事、

大唐へ叡慮うつし可申候、可有其御用意候、明後年可爲行幸候、然者都廻之國々十ヶ國可進上之候、其内にて諸公家衆何れも知行可被仰付候、下衆可爲十倍候、其上之

衆は可_レ依_レ仁_レ林_レ候事、

大唐關白右如_レ被_レ仰候、秀次江可_レ被_レ爲_レ讓候、然者都之廻百ヶ國、可_レ被_レ成_レ御渡候、日本關白

大和中納言(羽柴秀俊)備前宰相(字喜田秀家)兩人之内、覺悟次第可_レ被_レ仰出事、

日本帝位之儀、若宮八條殿(皇弟智仁親王)何にても可_レ被_レ相究事、

高麗之儀者、岐阜宰相(羽柴秀勝)歟、不然者備前宰相可_レ被_レ置候、然者丹波中納言(羽柴秀秋)は九州

に可_レ被_レ置候事、

晨旦國江叡慮被_レ爲_レ候路次例式、行幸之可_レ爲_レ儀式候、御泊々今度御出陣道路御座所可_レ

然候、人足傳馬八國に可_レ申付事、

といふやうな箇條があるが、これは朝廷へも奏上されたものである。

(參考) (別に同年同月同日の日付で秀吉の祐筆山中長俊が名護屋の陣中から大阪の秀吉の女中へ送つた文書がある。これは組屋文書と稱し、若狭小濱の組屋某の所蔵にかかるといふ。その内容は前田文書と相似たる所が多い。)

當時朝廷に於ては都を大唐(明國を斥す)へ遷す思召があり、公卿達へ對し種々調査の命

令を下されて居る(日錄)。この秀吉が秀次へ與へた書面は五月十八日であるが、後陽

成天皇が御自身大唐へ行幸せられるについて、種々の命令を下されたのは六月の十

後陽成天皇
の遷都用意

三日で丁度朝鮮の宣祖が平壤を去つて義州に彷徨つて居つた時である。

其三 明軍の出勤

〔明軍の求援〕 かくの如く日本では明國へ都を遷さんとする位であるから、その目的の明國征伐にあつたことは勿論である。朝鮮では日本軍の壓迫に堪えず、頻りに

明へ向つて救援を求めたので、明國も宗主國たる體面上、これを棄て置く譯にゆかず、

遂に援兵を派遣することになり、茲に明と日本との正面衝突を惹き起すやうになつ

たのである。

從來明と朝鮮とは宗主國と藩邦との關係にあつた。故に朝鮮は明の封冊を受け、

その正朔を奉じ、或は使を遣はし、或は朝貢をなすを常とした。今これ等の事實は茲

に述べないが、兎に角明は朝鮮を藩邦と見做し、朝鮮は明を宗主國と仰いで居つたの

である。我が天正十九年(明萬曆十九年朝鮮宣祖二十一年)に朝鮮の使が日本から還つて秀吉

の書狀を呈した時に、朝鮮政府の要路には種々の意見があつた。或は曰く事は上國

に關係して居るから、宜しく事情を具して速に明國へ奏聞す可きであると(大司憲尹斗壽)。

或は曰く、明國へ奏聞したならば、朝鮮が私に日本へ通じたと疑はれよう、故に寧ろこ

朝鮮と明國
との關係

れを隠諱するに若かずと(領議政李山海)。然るに前者の意見が遂に勝を制し、宣祖もこれに従ひ、愈使者を明國へ遣はして事情を奏聞することになつた。その書面に據ると、明春關白入寇とか明年六月入犯とかの情報を述べ、朝鮮に嚮導者の名を付せられたることの誣言である旨を辯じて居る。明國ではこの情報に據つて當時の日本の事情が知られたのみならず、これより以前にも既に日本の國情偵察を努めて居つた。それは明の福建の人許儀後といふものが、久しく薩州へ來て居つたが、その手下の朱均旺といふものを本國へ遣はし、日本の事情を報告せしめたことがある。その書面の大意は

日本の關白は庚寅(日本天正十八年明萬曆十八年西曆一五九〇年)の正月に、大兵を率ゐ東方を征伐してこれを平定し、而して更に海を渡つて大明を侵さんとし、肥前の太守に命じて船艦を造らしめた。又王直の部下を召して大明を攻むる策を問うた。處がその言に明國は日本を畏れること虎の如くである。大明を取らんと欲すれば掌を反すより易いと答へた。時に關白は我が智を以て我が兵を行れば、大水の砂を崩し利刀の竹を破るが如し、何れの國か亡びざらん、何れの城か破れざらん。我れ大明に皇帝た

らんと言つた。又廣東地方の人で大明の地圖を上つたものがある。關白は列國に命じ、肥前・一岐對馬三ヶ所の城を築いて渡唐の準備をして居る。又、對馬の太守に命じ、商人に扮装せしめ、高麗(朝鮮を斥す)へ渡つて、その様子を探らしめた。辛卯(日本天正十九年朝鮮宣祖二十四年明萬曆十九年西曆一五九一年)の十一月十八日に、檄文を各地方へ頒ち、壬辰(日本文祿元年朝鮮宣祖二十五年明萬曆二十年西曆一五九二年)の春に高麗へ渡つて、悉く日本の人民を其の地へ移して、大明に敵する基礎を立つる計畫をなして居る(再造藩邦一)。

といふやうな虚實取りませた報告が、既に明國へ達して居つたのである。そこへ朝鮮からも態々使者が來つて、日本の將に侵入せんとする状況を奏聞に及んだ。その使者は明の萬曆二十年(西曆一五九二年)二月に北京へ達したのである。時に兵部に於てはこの問題に關して評議が開かれた。その評議に據れば

倭奴が諸國を誑嚇して天朝を侵さんとする事は、既に朝鮮から奏聞し來つた。然るに誣ふるに嚮導の名を以てしたので、彼の君臣は痛憤して居る。宜しく朝鮮をして共に力を戮せてこれを防禦せしむべきである。(皇明神宗實錄 卷二百四十五)といふのであつた。けれども朝鮮からの書面では未だ實際に侵入を受けた譯では

なく、軍に嚮導の風説を打ち消した位に過ぎないのであるから、明の方でも餘り深くは考慮を拂はなかつたやうである。當時明の神宗の勅諭に據ると

倭人は變詐虚喝であるから、兎に角朝鮮に諭してその消息を偵察せしめ、且沿海の諸將に命じて要害を守り以て不虞に備へるやうにせしめよ、(上同)

日本軍侵入の報告

といふに過ぎなかつた。然るに日本の侵入は遂に事實となつて現はれ、朝鮮から援を明へ求むる使者が前後相接するに至つた。明の遼東の巡撫都御史赫杰は使を北京へ馳せ、神宗へ上奏して

朝鮮は世々東藩として我が正朔を奉じて居る。今一朝倭寇に遇ひ、風を望んで潰え社稷の守を失ふに至つた。萬一彼の君臣が突爾來奔した場合に、これを拒んだならば、則ち棲依するに處なく、外藩の仰賴を失ふことにならう。若しこれを納めるとしたならば、事體は輕からず、臣子の專擅を許さない。倭人の譎詐は異常なもので、若し朝鮮を嚮導となして侵入するとせば、厥の害は到底測り知ることが出来ない。當に如何に處置す可きであらうか、(李朝宣祖實錄卷二十八)

といふた。時に赫杰は朝鮮の没落が餘りに急速なので、或はその實嚮導をなして明

明國對策に
勞す

國へ侵入するのではないかと疑つた程である。因つて部下のものを朝鮮へ遣はして偵察せしめたが、平壤に至つて倭兵の侵入は朝鮮の嚮導にあらざることを知り、驚いて還り報じた。兎に角我が軍の侵入が如何にも迅速にして、且猛烈であつて、明人の想像の外に出でたことが知られよう。

石星の救援
主張

(明軍の敗退) かくの如き譯で、日本軍の朝鮮侵入は明國侵入の爲めの第一段階であることが判つたから、明國政府は日夜その對策に心を勞するに至つた。或は曰ふ、江蘇、浙江、福建、廣東諸省の海軍を發して、直に日本の虛を衝いたならば、日本の軍隊は還り救はなければならぬ。従つて朝鮮の困厄を解くことが出来るであらうと。或は曰ふ、宜しく兵を遼東へ出し、堅く境上を守つて傍觀の態度をとるに如かずと。或は曰ふ、日本と和を講じて兩國の戦を息むるが宜からうと。その議論紛然として容易に決定する所がなかつたが、獨兵部尙書の石星は斷然救援の説を主張した。蓋、朝鮮は明の屬邦であり又藩屏である。朝鮮を失はば遼東が危い、遼東が危くなれば北京が危い、故に極力これを救はなければならぬといふ意見を主張した。而してこの朝鮮救援の意見が採用せられ、先づ河北、山東、遼東等の沿海の督撫に命令を下して、兵

宣祖の求援

士を招募し防備を嚴にせしめ、更に朝鮮に宣諭して明國の意旨を告げ、固くその國を守つて援兵の來るを待つ可きことを勸めた。のみならず朝鮮へ軍器火藥等を送附して、その防備を助成し、犒師の銀二萬兩を給與し、宣祖にも物を賜はり慰藉する所があつた。けれども未だ實際に出兵するには至らなかつたのである。當時暹羅の兵を募つて日本の虛を衝かしめては如何との意見も出たが、勿論これ等は實現せずして止んだ。朝鮮の宣祖は既に義州へ逃れて居つたが、頻りに使を遼東へ遣はして救援を要請した。その言に

大兵未發、寇盜益逼、小邦性命、迫在朝暮、當職從權變故、驚懼成疾、將不能倡率士衆、效藩屏之任、不得已、令第二子璉、權攝國事、往保疆界、臣投身無所、自以家口若干、願得內附、小國戴大國、如仰父母、子有急難、舍父母何往、倘或聖旨未下、應渡江待命、(征外新史引 全浙兵制考)

明軍の救援

とあつた。そこで明の方では兵部尙書の石星が神宗に勸めて愈出兵を實現することになつた。而して先づ遼東の巡撫赫杰に命じ、その部下の兵五千人を出し、總兵祖承訓をしてこれを率ゐて進發せしむることになつた。時は丁度六月の末である。承訓は嘗つて北虜と戦つて功を建てたので、日本軍何かあらんとの意氣込みで進ん

小西行長の
明軍撃破

だ。かくしてその軍隊は鴨綠江を渡り、七月の初めに義州を發して東進し、その月の十五日に平壤を攻めたが、小西行長に逆撃せられて大敗し、その戦死せるもの頗多く、承訓は纔に身を以て遁れて遼東へ走つたのである。この敗報が北京へ達すると、明の政府は大に驚き、沿海の各地に令して兵備を嚴にせしめ、一方承訓の輕進して敗を招いたのを譴責し、更に懸賞を以て朝鮮を回復する方略を募つたが、これに應ずるものは無かつた。石星は大にこれを憂ひ、どうかして日本の攻撃を緩和する策はないかと考へた。この時現はれ來つたのが、彼の沈惟敬その人である。

第三節 媾和の提唱とその經過

其一 媾和の成立

(休戰條約の成立) 沈惟敬は浙江の人で當時北京に來て居つたが、頗辯才のあつた人物のやうである。その頃嘗つて久しく日本に居つた鄭四といふものがあり、日本語を解し、又日本の事情にも通じて居つた。惟敬はこの鄭四と交り、日本の事情を色々聞き込んで、一と角の日本通に成り濟まして居つた。石星はこの惟敬の意見を徵

沈惟敬の媾
和意見

することになつたが、惟敬は鄭四の説を承けて(鄭四の別名は即ち沈嘉)日本(旺であるといはれる)の關白は他意ある譯ではない。只中國に封貢を求めたのを、朝鮮に沮遏せられた爲めに、兵を起して侵入したに過ぎない。故に一通の書面でこれを中止せしむることが出来よう。(萬曆野獲編卷)

というたであらう。時に石星もこれに封號を與ふること北虜西番の如くし、四夷來王之禮にて待遇すれば、固より不可なる所はあるまいといふ意見であつた。そこで急に惟敬を薦めて神機三營遊擊將軍となし、朝鮮へ赴き平壤に至つて小西行長に説かしむることになつた。惟敬は先づ義州に至り朝鮮王に謁見したが、王は惟敬の言を聞いて頗これ危んだ。八月二十九日に惟敬は平壤に到着して行長等へ種々の贈物をなし、兩國媾和の問題を提起した。行長も亦媾和を望んで居つたものと見え、遂に兩人の間に和議の打合せが成立した。その條件は如何であつたか明確でないが、兎に角双方の合意のあつたことは明である。そこで惟敬は一旦明へ歸つてこれを報告し、更に來つて議定することになり、五十日間休戦期限を定め、一定の地區を劃して相踰えないことを約し、その九月に平壤を去つて歸國の途に就いた。

沈惟敬と小西行長との會見

五十日間の休戦協定

明國請和の問題

慶滯の明の政府への報告

一方小西行長は使を京城へ遣はし、明の媾和の提議を宇喜田秀家及び三監軍(石田三成、大谷吉繼)へ通告に及んだ。然るにこの媾和の提議は、果して明人の誠意であつたか否か頗疑問である。寧ろ日本の進軍を一時阻止しようといふ方略に過ぎなかつたやうに思はれる。當時我が軍へ降参した朝鮮人には、明人が使を遣はして和好を求むるのは、恐らく詐謀であらうといふものもあつた。又明は使者薛藩を朝鮮へ遣はして勅諭を賜はり、今文武大臣に命じ遼陽の精兵十萬を率ゐて往き助けしめ、該國の兵馬と與に前後より攻撃し、これを剿滅して遺類なからんことを期すといふた。又薛藩が明の政府へ報告した書中には、(略前)聞く所によれば平壤地方の倭人は、室房を繕治し糧餉を蓄積し、久住の計をなして居る。これその志の小ならざるを知る可きである。その西向して兵を鴨綠江上に觀さんとすと聲言するや、朝鮮の君臣は狼狽彷徨極る所がない。幸にして沈惟敬の交渉により、五十日間の休戦を約し、その侵犯を緩めることを得しめた。けれども我れ此の術を以て彼れを愚にすれば、彼れも亦この術を以て我を愚にしないとは限らぬ。(略中)或は河東を俟つて遼陽を犯すか、或は春期を俟つて天津を犯

すか、皆未だ知るべからず(下)李朝宣祖修正
略(實錄卷二十六)
というて居る。

これ等の事實から考ふれば、明の政府は眞に媾和を成立せしむる考がなかつたやうに思はれる。のみならず、これが他の方面からも證明される。即ち明の方では石星が自ら征倭の任に當らんことを請うたが許されず、曾つて日本軍の來侵を豫言した宋應昌を兵部侍郎に任用し、防倭軍務經略として遼東へ派遣することになった。けれども未だ急に進軍するには至らなかつたのである。この年の十一月に山西の總兵李如松が寧夏の亂を平げて凱旋したので、更にこれを提督薊遼保定山東軍務とし、防海禦倭總兵官を兼ねしめ、東征總督として朝鮮へ派遣することになった。この李如松の祖先は朝鮮人で父は李成梁である。李成梁は遼東の都督僉事となり邊寇を防ぎて功あり、寧遠伯に封せられ鐵嶺に住し、多く家丁を養ひ一大勢力を有して居つた。かくて李如松は十二月に遼陽に赴き、その軍を左協右協中協に分ち、總勢約四萬三千人を統率し、その月の十六日に鴨綠江を渡つて朝鮮へ進入することになった。當時明では沈惟敬を遣はして媾和の提議をなさしめて居りながら、一方ではかくの

明國の出征
計畫

李如松、授軍
を率ゐて東
進す

如き行動をなして居る。これは眞に媾和する精神はなく、一時日本の進軍を中止せしめやうといふ計畫に過ぎなかつた。

(明軍の進攻と碧蹄驛の交戦) 小西行長は平壤に居つて沈惟敬の來るを待つて居

李如松、惟
敬を捕ふ

つたが、五十日の期限を過ぎても彼れは來なかつた。行長がこれを怪んで居る處へ惟敬が來つて、明は和議を許し質子を送る可き旨を申込んだ。そこで行長はその言を信じ、惟敬の歸り去るを許したが、李如松は途中で惟敬を捕え、平壤へ向つて兵を進めたのである。その頃行長の爲めに偵察の任に當つた朝鮮人は、皆李如松に殺されてしまつたので、行長の方では全く明軍の來襲することを知らなかつた。萬曆二十一年(日本文錄二年朝鮮宣祖二
十六年西曆一五九三年)正月に明軍は順安に入つて、媾和の爲めに沈惟敬が來たと行長の方へ通告した。行長は部下四十人許りを遣はしてこれを迎へしめた。すると明軍はその一行を捕へて殆どこれを殺したが、僅に免れたものが平壤へ歸り來つて事の始末を報告に及んだ。行長は大に驚き、直に守備を修めたけれども、既に手後れであつた。兎角する中に李如松は大軍を率ゐ來つて、平壤を攻圍するに至つた。行長の一軍は奮闘したけれども衆寡敵せず、苦戰の後遂に平壤を抛棄して退却し、大

李如松の平
壤攻撃、行
長の退却

日本軍の京城集中

同江を渡つて京城へ引き上げることになった。この平壤の抛棄は日本軍の作戦に非常な影響を及ぼし、大同江以南の諸將は皆守を撤して京城へ集中することになったのである。加藤清正も一時朝鮮の二王子を虜にして、咸鏡道の方面を征定し、會寧まで進出したが、これも亦京城へ引き上げて来た。蓋、日本軍はその勢力を集中して、明の大軍を防がんとするのであつた。

さて李如松は一擧して平壤を奪回したので頗得意になり、全く日本軍を蔑視し、更に輕兵を率ゐて南下し、開城を回復してまた南進し、正月の二十九日に碧蹄驛へ達した。此處は京城を距ること僅に五里許にして、四方に山を廻らし中間は平野である。その北方の山道を下れば碧蹄驛があり、明使迎接の館あり、これを碧蹄館といふ。我が軍はこの地を以て防禦の好地點と認め、豫め小早川隆景・立花宗茂等の諸將を配置して明軍の來襲を待つて居つた。李如松はかくとは知らず、その偵察隊の勝報を聞き、輕騎數千を率ゐて南進したが、日本軍の逆撃を受け、激戦の後遂に大敗して退却した。この戦に就いて三國の記録が遺つて居るけれども、互に相違があるから面白い。日本側の記録(大開記)では眼に餘る十萬の明軍を、僅かの兵を以て撃ち破り、殆李如松を

碧蹄驛の戦

李如松の大敗

日本の記事

捕獲せんとしたやうに傳へてある。然るに明國側の記録には

李如松は屢勝を得たので敵を輕んじ、往いて地形を相せんとし、僅かに家丁二・三千を率ゐて居つたに過ぎない。處が倭は精悍の兵十萬を以て、之を碧蹄に包圍した。如松は衆を鼓舞して力戦し、一以て百に當り、午の刻より申の刻まで奮戦し、兩軍の殺傷は互に相半した。全く危急の状態であつたが、楊元の援兵が到達したので、内外より相攻め、斬首一百六十七級を獲た。これより倭の軍勢は天朝の兵の勇敢なるに驚き、敢て抗戦するものはなくなつた。(兩朝平壤録)

と書いてある。孰れが果して事實であるかは史家の判断を要する所であるが、幸にも茲に朝鮮側の記録が存して居る。これによれば

(略前)提督遲徊するもの數日、進みて坡州に至る。翌日副總兵查大受は我が將高彦伯と與に兵數百を領し、先行して偵察したが、賊と碧蹄驛の南、礪石嶺に於て遭遇し、敵首百餘級を斬獲した。提督は之を聞き、大軍を留め、たゞ家丁騎馬者千餘と馳せ赴き、惠陰嶺を過ぎんとしたが、たまたま馬が蹶き、彼れは地に墮ちたので、部下は共に扶け起した。時に賊は大軍を礪石嶺の背後に匿し、只數百人のみ嶺上に居つた。

明國の記事

朝鮮の記事

提督はこれを望見し、兵を指揮して兩翼となして進んだが、賊も亦嶺より下り來つた。漸く相逼つた時に、賊は山後より遽かに山に上つて陣取つたが、その數は數萬を超え、明軍は之を望んで懼れてしまつた。けれども已に刃を接して居るから退く譯にはゆかぬ。この時提督の率ゐる軍は皆北騎にして火器を有たず、ただ鈍劣なる短劍を持つに過ぎなかつた。これに反し賊は歩兵を用ゐ、而もその刃は皆三四尺もあり精利無比である。之をかざして突關し左右に振りまはせば、人馬皆靡きその鋒に當るものがない。提督は勢の急なるをみて後軍を徵したが未だ至らず、而も先軍は已に敗れて死傷甚多かつた。幸にも賊が兵を引き上げて追撃しない様子なので、日暮れて提督は坡州に還り來つた。その敗績を隠したが、而も神氣沮喪すること甚しく、夜に及び家丁親信者の戦死を痛哭し、遂に明日東坡より退却することになつた。(懸抄録 卷三)

とあり、稍事實の真相に近いやうである。即ち明軍の比較的少數なること、その大敗したことは明確なるのみならず、兩軍の意氣及び武器の相違も亦勝敗に關係あつたことが知られる。

明軍の長怖

李如松はこの大敗によつて大に日本軍を恐れ、左議政柳成龍等の止むるをも聽かず、遂に開城まで引上げた。然るに彼れは猶安んぜず、加藤清正等が平壤を襲撃せんとする風説を聞き、愈怖れて遂に平壤にまで引上げてしまつたのである。

媾和の再提

(和議の再提出) この碧蹄驛戦争の影響は頗大なるものがあつた。即ち明國をして再和議を提起せしむるに至つた。初め李如松は日本軍を輕侮して居つたが、この戦争でその勇悍無比なるを認め、且非常の大軍であるやうに考へた。經略の宋應昌等も意氣沮喪し、到底武力で日本軍を急に擊退することは難いと考へた。そこでこの年の四月にまた沈惟敬を遣はして、重ねて媾和の談判をなさしむることになつたのである。

日本軍の糧食窮乏と惡疫流行

當時日本軍の方面は實際如何なる状態であつたらうかといふに、これまた平壤退却の影響を免れ得なかつた。従來は朝鮮兵を輕侮して居つたが、今や明兵の朝鮮兵よりも強いことを知り、且實際の兵數よりは遙に多いやうに感じられた。碧蹄驛の戦で大勝を博したけれども、猶初めの如き元氣を回復するには至らなかつたやうである。且、京城の龍山に貯藏した糧食の倉庫が焼かれたので、遂に糧食の不足を來し

日本軍媾和の提議に應ず

日本軍の慶尙道退屯

明使名護屋に來る

たのみならず、今迄に徵發をなし過ぎたので、敵の糧に依ることも出来なくなつた。加ふるに悪疫なども流行して、これに罹るもの少なからず、従つて日本軍の中には歸心の願盛なるものもあつた。そこへまた沈惟敬が龍山へ來つて行長に面會し、再媾和の議が提出せられたので、或る方面ではこれを喜ぶものもあり、遂にその提議を容れて事情を日本へ報告することになつた。秀吉は名護屋に在つてこの報告を聞き、媾和の提議に應ずることを許可した。これは當時の事情に於ては己むを得ぬと認めたのであらう。そこで命令を下し、京城の諸軍を退却せしめ、これを慶尙道の方面に集中して、そこに十六の屯營を設け、和議の成立するまで暫く滯留せしむる計畫をした。當時日本軍の京城退却は四月十八日で、餘りにも速に退却したやうであるが、これは然らざるを得ない事情があつたのであらう。即ち恐らく糧食の缺乏が關係して居つたと思はれる。

かくて明軍は次第に南下し來つて遂に京城へ進入したが、沈惟敬及び謝用梓、徐一貫を媾和の使者として日本へ赴かしめて、その條件を交渉することになつた。但、惟敬は釜山に止まり、謝、徐の二人のみ海を越えて名護屋に來り、秀吉に謁見した。時に

朝鮮媾和を阻止せんとす

秀吉媾和の七條件を提出す

日本の五月二十三日であつた。この間に處して朝鮮側は媾和の進行を喜ばず、何とかしてこれを阻止せんと欲した。その中心人物は柳成龍で、朝鮮王も亦同じ考をもつて居つたやうである。蓋、朝鮮に於ては明軍の力を借り、全く日本軍を驅逐して、その國土を回復するを望んで居つた。若し日・明の勝敗が未だ明ならずして休戰状態に入り、媾和が成立したとすれば、或は朝鮮領土の幾分を失ふかも知れず、又その將來の安寧を脅かされるかも知れないことを慮つたからであらう。明の方では頻りに朝鮮を慰諭するを努め、媾和の利益を力説した位であるから、朝鮮の希望は勿論省みられなかつたのである。また退却した日本軍は晋州城(慶尙南道)を合圍して六月十九日にこれを陥れたが、これは媾和の進捗には關係がなかつた。

秀吉の要求條件とその改變 さて秀吉は徐謝の二人を優遇し、その歸る時に媾和の七條件を提示せしめた。今續善隣國寶記に大明日本和平條件として載せられてあるものは五條で二條程足りないが、この二條は太閤記や毛利家文書及び南禪寺舊記等にて補ふことが出来る。

一、和平誓約無相違者、天地縱雖盡、茲矣不可有改變也、然則迎大明皇帝之賢女、可備日

本之后妃事

- 一、兩國年來、依間隙、勘合近年及斷絶矣、此時改之、官船商船可有往來事、
- 一、大明日本通好、不可有變更之旨、兩國朝權之大官、互可懸誓詞事、
- 一、於朝鮮遣前驅追伐之矣、至今彌爲鎮國家、安百姓、雖可遣良將、此條目、件々於領納者、不顧朝鮮之逆意、對大明割分八道、以四道並國城、可還朝鮮國王、且又前年、從朝鮮差三使、投木瓜之好也、餘蘊附與四人口實、
- 一、四道者既返投之、然則朝鮮王子並大臣一兩員、爲質可有渡海事、(續善隣國寶記) 此條を缺く
- 一、去年朝鮮王子二人、前驅者生擒之、其人非凡間、不混和、爲四人、度與沈遊擊、可歸舊國事、(上同)

一、朝鮮國王之權臣、累世不可有違却之旨、誓詞可書之、如此者、爲四人、向大明勅使、縷々可陳說之者也、(以上大間記に據る)

文祿二年癸巳六月廿八日

御朱印

石田治部小輔 (三成)
增田右衛門尉 (長盛)

大谷刑部少輔 (吉繼)

小西攝津守 (行長)

秀吉提議の
條件改作

これは秀吉より石田・増田・大谷及び小西等の諸將に對し、明使へ提示す可く命令したもので、本文中に四人とあるはこれ等の人々を指したのである。この媾和の條件は明使に提示せしめたのみでなく、更に小西如安を遣はし、沈惟敬と共に北京に赴きて談判せしむることになった。而してこれ等の條件は當然沈惟敬の知了したるは勿論、日本の諸將も大體これを傳聞したことは疑ない。然るに沈惟敬や小西行長の手を経て、全く異なつた條件に改造せられてしまつた。その理由は秀吉の要求せる條件の儘では明國で承知する筈はない。さりとて戦争の繼續するは双方とも好まぬ所である。何とかして一時を糊塗しても、媾和を成立せしめやうとの考から、彼れ等の間に相談が成立つたのであらう。これは全く秀吉を愚弄したやうに見えるが、事實であるから辯護の餘地はない。さて沈惟敬は先づ秀吉の明帝へ上る表文を偽作して持ち去つた。

秀吉の上表
文偽作

(参考) 偽作の上表 日本前關白臣平秀吉、誠惶誠恐、頓首頓首、謹上言稱謝者、伏以

上聖普照之明、無微不至、下國幽隱之曲、有求則鳴、茲瀝卑悰、仰于天聽、恭惟皇帝陛下、天祐一德、日靖四方、皇極建而舞于羽、于兩階、聖武照而柔遠人于萬國、天恩浩蕩、遍及遐邇、之蒼生、日本渺微、咸作天朝之赤子、屢託朝鮮、以轉達、竟為秘匿、而不聞、控訴無門、飲恨有日、不得已、而構怨、非無謂、而用兵、且朝鮮、詐偽存心、乃爾虛瀆宸聽、若日本、忠貞自許、敢為迎、乃王師、遊擊沈惟敬、忠告諭明、而平壤、願讓、豐臣行長等、輸誠向化、而界限不逾、詎謂朝鮮、反間、構起戰爭、雖致我衆、死傷、終無懷報、第王京、惟敬、舊章復申、日本、諸將、初心不易、還城郭、獻芻糧、益見輸誠之悃、送諸臣、歸土地、用申恭順之心、今差一將、小西飛彈守、陳布赤心、冀得天朝、龍章恩錫、以為日本、鎮國恩榮、伏望陛下、廓日月、照臨之光、弘天地、覆載之量、比照舊例、特賜冊封、藩王名號、臣秀吉、感知遇之洪休、增重鼎呂、答高深之大造、豈愛髮膚、世作藩籬之臣、永獻海邦之貢、祈皇基丕著于千年、祝聖壽、延綿于萬歲、臣秀吉、無任、天仰聖、激切屏營之至、(李朝宣祖實錄卷四十八)

この上表は全く和習がなく、當時の日本僧侶などでは出来ない。勿論明人の手に成つたことは朝鮮に於ても認めて居つた。明史では沈惟敬を市井の無頼といひ、殆文字の知識もないやうに見て居るが、朝鮮の實録に據れば宣祖は彼れを評して多才

有文藝というて居るから、この上表は恐らく惟敬の作か或はその部下の手に成つたものかも知れない。蓋この上表を偽作した所以は特賜冊封藩王名號といひ、永獻海邦之貢といふが如く、日本から封貢を懇請せる形になしたのである。けれどもこれ等の事情は日本の方には知られて居なかつた。小西如安は秀吉の命を奉じたといはんよりは、寧ろ行長の内意を體し、沈惟敬と共に朝鮮から遼東を経て明國の北京へ向ふことになつたのである。

(日本使節の北京到達) 加藤清正は小西行長と相善からず、眞面目に秀吉の媾和條件の實現を望んで居つたが、朝鮮の政府は封貢問題のからくりを知らず、反つて媾和條件の實現せんことを恐れ、百方これを阻止せんことを努めた。故に僧の松雲をして屢清正を訪はしめ、或は清正と行長との間を離間せしめんとし、或はまた清正をして秀吉に背かしめんと圖つたこともあつたが、何れも成功しなかつた。けれども朝鮮の宣祖は既に京城へ歸り(文祿三年十月、萬曆二十二年)、李如松は引き上げ、劉綎、吳惟忠が留まり、宋應昌は罷められ、顧養謙が代つて經略となり來り鎮することになつた。而して養謙は書を朝鮮に贈つて

爾美謙、書を朝鮮に贈る

倭奴突然爾を侵し、勢は破竹の如く、爾の三都(京城開城平壤)に據り、その土地人民の十中八九を占領し、爾の王子を擄にした。我が天子は赫怒して師を興され、一戦して平壤を破り、再戦して開城を得た。倭奴は竟に遁走し、二千餘里の地を回復することが出来た。巨額の國帑を費し、士馬の死せるものも亦少くないが、朝廷の屬國に對する恩義は斯くの如く厚いのである。倭奴も亦威を畏れて降を請ひ、且封貢を乞うて居る。天朝は正に之を許されるであらう。爾の國は糧盡き人民相食む状態であるのに、何を持って戦を続けやうとするのか。既に兵餉を爾の國に給せず、又倭奴の封貢を許さないならば、倭は必ず怒を發して爾の國を亡ぼすであらう。何故今のうちに自全の計を立てないのか。爾が倭奴の爲めに封貢を乞うてやるならば、倭は益中國の恩に感じ、且爾を徳とし、兵を罷めて退却するに違ない。爾の國の君臣は臥薪嘗膽して以て越王の業を修むれば、天道のまた廻り來るが如く、必ず倭に報復することの出来る日があらう。(李朝宣祖修正實錄卷二十八)

と申込んだ。そこで領議政柳成龍等は養謙の申込に逆ふを不利とし、宣祖に勸めて遂に使者をして封倭を請ふ奏文を持して明國へ赴かしむることになった。かくて

小西如安の入燕、媾和の商議

明の國論分立

使者は北京に入つてその奏文を奉呈した。小西如安も亦惟敬と共にその僞上表文を携へて、十二月七日に入京し、當路の大官に謁見し、媾和問題の商議に入つた。當時兵部尙書石星との問答は兩朝平壤錄に載つて居るが、全然秀吉の要求條件に觸れず、單に封貢問題に就いて論じたに過ぎない。これを要約すれば、但だ封のみを求めて貢を求めざること、日本軍は釜山に留まらぬこと、今後朝鮮に侵入せざること等に歸着するであらう。

當時明の政府では封貢問題に關して硬軟の兩派があつた。硬派は封貢共に許す可からずといひ、軟派は封は既に安南朝鮮にも許して居るから差支ないが、貢は疊端を開く基になるから絶対に許す可からずといふのであつた。(貢は貢市にて通商の意、意味が含まれて居る)。軟派の首領は石星であるが、硬派には身分は卑しいけれども、割合に多數の人が居つたやうである。その奏疏は萬曆疏抄に載つて居るが、吏科給事中遼中立の上疏(萬曆十二年)の如きは特に參考に資するに足るであらう。

(參照) 自東倭未靖、而請封請貢之說興也、中外諸臣言者甚夥、其揣情形、剖析利害者亦甚備、雖三尺豎子、亦知其不可矣、臣即再有陳說、亦不能加於諸臣上矣、願是說也、宋應昌

始之、願養謙成之、本兵石星力主之、沈惟敬密計於倭、劉黃裳昌言於朝、請封易而爲請貢、請貢易而爲開市、開市易而爲和親、頃又專意請封、已奉有明旨矣、臣竊惟貢不可許、而封亦不可許也、是東征諸臣誤本兵、而本兵因以誤國也、臣始不能無言矣、聞忠臣之謀國也、爲國家計、不爲一身計、爲久遠計、不爲旦夕計、自倭奴狂逞盤據朝鮮、我皇上宵旰而憂、爲之遣將出師者、計年餘矣、蹂躪我屬國、戕殺我士卒、糜費我金錢、是中國之仇也、而臣子之差也、今不思滅此朝食、而反欲寵以封號、金冊、銀章、赫奕島外、此可令四夷見乎、以國體論、則倭不當封、昨見朝鮮疏、中有云、倭築城蓋房、運糧練兵、陽退而復進、假和而逞凶、倭之情狀亦可概見、而當事者以爲難憑、日夜催促、表文以冀了事、目前臣未聞空言可以畏敵、表文可以守陬、即稱臣稱貢、禮卑言甘、臣之所不敢信也、以倭情論、則倭不必封、倭俗狙詐而狠貪、聖祖絕其貢、不與通、著之爲訓、沿海設備、嗣是屢貢屢犯、至嘉靖間、東南之慘極矣、世宗赫然用武、一大創之、而有三十年之安、今無以制其死命、而以封爲羈縻、彼關白、雄長海外、即稱帝稱王、夫誰禁之、而乃遣數十萬之師、犯我屬國、以乞此虛名也、勢必請貢、請市、要求不已、我不能拒絕於今日、而安能拒絕於異日、啓奸民勾引之端、開外夷窺伺之門、爲國家患無已時、以利害論、則倭不可封、此其事之可否得失、滿朝臣工知之、朝鮮知之、而何當

事者、以冥冥決事、不曰選將、不曰練兵、不曰沿海修備、而今日議封、明日議貢、倭盤據於釜山、爲敢取之計、我冀望於倭、爲苟且之謀、倭以欺要我、而操術常行於欺外、我以欺自愚、而智慮常陷於欺之中、排盈廷之公論、捐戰守之長策、阻忠臣義士之氣、爲逃責議功之資、此人臣之利、非國家之福也、且夕之謀、非久遠之計也、豈不羞朝廷、而汚青史哉、臣謂倭欺不能、則戰守之計不決、戰守不決、則釀禍將來、貽憂君父、異時追尤首事、即斬諸臣之頭、不足、以謝國事矣、(中)伏乞皇上深思、倭情之匪測、收回許封之成命、明諭尙書石星、總督顧養謙、閉關謝使、一意防禦、毋推諉、避事、因循、養亂、毋狃一時之便、而貽後日之悔、侍郎宋應昌、郎中劉黃裳、併亟賜罷斥、以爲人臣欺罔誤國之戒、則內外遠近、曉然知上意所向、在於安攘大計、孰不更相激勵、以圖事功、所謂三軍之士、不戰而氣自倍、倭何足慮哉、伏惟聖明留意、(萬曆疏抄卷四十三)

其二 和議の破裂

(明使の來朝) 小西如安は北京に留まり、明廷の決定を待つて居つた。處が愈封のみを許すことになつたので、文祿四年即ち萬曆二十三年(宣祖二十八年)の正月七日に、如安は應に爵秩を授くべき人名を申出でた。蓋、これは明廷から要求せられたので

明は日本に對し封を許さず

日本へ贈る
御符の準備

あらう。その結果として明は秀吉を日本國王となし、浮田秀家等五人を大都督に、徳川家康等十人を都督に、前田玄以等十二人を都督指揮となし、僧玄蘇を日本本光禪師に、僧宗逸を日本一道禪師とすることになった。その他臨時に賜給す可き空名の符、都督の分十五張、都督指揮の分二十張を準備せしめた。この申出の中に清正の名を逸し、特に行長を大都督の部に加へてあつたこと等は、如何に如安や惟敬の私意が含まれて居つたかを窺はれよう。かくて臨淮侯李宗城を正使とし、五軍營右副將都督僉事楊方亨を副使となし、遊擊沈惟敬を伴ひ、封冊詔書誥命その他の贈物を齎して日本へ使することになり、二月に如安と共に北京を出發したのである。明國から秀吉へ贈るべき文書は誥命、詔書及び勅諭の三通に分れて居つた。この中で勅諭は最兩國の外交關係を窺ふに足るであらう。

明の誥命

(參照) 誥命

奉天承運皇帝制曰、聖仁廣運、凡天覆地載、莫不尊親、帝命溥將、暨海隅日出、罔不率俾、昔我皇祖誕育多方、龜紐龍章、遠錫扶桑之域、貞珉大篆、榮旋鎮國之山、嗣以海波之揚、偶致風占之隔、當茲盛際、宜續彝章、咨爾豐臣平秀吉、崛起海邦、知尊中國、西馳一介之使、欣慕

明の勅諭

來同、北叩萬里之關、懇求內附、情既堅於恭順、恩可斬於懷柔、茲特封爾爲日本國王、賜之誥命、於戲寵賚、芝函襲冠裳、於海表風行、卉服固藩衛、於天朝爾念、臣職之當修、恪循約束、感皇恩之已渥、無替欵誠、祇服綸言、永遵聲教、欽哉、(石川子爵家藏)

萬曆二十三年正月二十一日

勅諭 皇帝勅諭日本國王平秀吉朕恭承天命、君臨萬邦、豈獨父安中華、將使溥海內外、日月照臨之地、罔不樂生、而後心始慊也、爾日本平秀吉、比稱兵於朝鮮、夫朝鮮我天朝二百年、恪守職貢之國也、告急於朕、朕是以赫然震怒、出偏師以救之、殺伐用張、原非朕意、乃爾將豐臣行長、遣使藤原如安、來具陳稱兵之由、本爲乞封、天朝求朝鮮、轉達而朝鮮隔越聲教、不肯爲通、輒爾觸冒、以煩大兵、既悔禍矣、今退還朝鮮、王京送回朝鮮、王子陪臣、恭具表文、仍申前請、經略諸臣、前後爲爾轉奏、而爾衆復犯朝鮮之晉州、情屬反覆、以失鄰好、披露情實、果爾恭誠、朕是以推心不疑、嘉與爲善、因勅原差游擊沈惟敬、前去釜山、宣諭爾衆、盡數歸國、特遣後軍都督府僉書署都督僉事李宗城、爲正使、五軍營右副將左軍都督府署都督僉事楊方亨、爲副使、持節、齎誥、封平秀吉爲日本國王、錫以金印、加以冠服、陪臣以下、亦各量授官職、用溥恩賚、仍詔告爾國人、俾奉爾號令、毋得違越、世居爾土、世統爾

民、蓋自我祖文皇帝錫封爾國、迄今再封、可謂曠世之盛典矣、自封以後、爾其恪奉三約、永肩一心、以忠誠報天朝、以義信睦諸國、附近夷衆、務加禁戢、毋使生事於沿海、六十六嶋之民、久事徵調、離棄本業、當加意撫綏、使其父母妻子得相完聚、是爾之所以仰體朕意、而上答天心者也、至於貢獻、固爾恭誠、但我沿海將吏、惟知戰守、風濤出沒、玉石難分、效順既堅、朕豈責報、一切免行、俾絕後釁、遵守朕命、勿得有違、天鑒孔殷、王章有赫、欽哉、故諭、(張林朝集及兩平壤錄)

明使の朝鮮到着

かくて同年の四月に明の正使李宗城及び副使楊方亨等は沈惟敬と共に小西如安を伴うて京城へ到着し、先づ惟敬をして南鮮の行長の營に赴き日本の情勢を探らしめ、次いで八月に楊方亨が來り、十月に李宗城も來つたが、明使は日本の撤兵をもつて渡海の條件とし、秀吉は媾和をもつて撤兵の條件として居つた。故に朝鮮南部には清正等の諸將が猶依然大兵を率ゐて駐屯して居ると同時に、明使の渡海も容易に實現せられなかつた。また秀吉の期待した朝鮮の使者も宣祖は派遣することを躊躇したのである。かかる状態であるから媾和は何時成立するか分らぬので、行長は惟敬と交渉の結果、共に先づ渡海して秀吉に謁見することになつた。これはその行詰

明使李宗城逃れ去る

明・鮮兩國の使節來る

つた局面を打開せんとしたのであらう。時に和議の進行が久しく停滯して居つたので、流言飛語が百出し、秀吉は封を受けず明使を誘致してこれを困辱せんとする意があるなどと傳へられた。そこで正使の李宗城は驚怖の餘、變装して夜半に遁れ去つた。この宗城出亡の裏面には、或は沈惟敬の策動などがあつたかも知れない。兎に角、明の政府はその報告により、遂に楊方亨を正使に沈惟敬を副使に昇格せしむることになつた。かくて秀吉も幾分の撤兵を諒解したのみならず、朝鮮も愈使節(黃慎使と)を派遣することを承認したので、我が慶長元年(朝鮮宣祖二十九年、明萬曆二十四年、西曆一五九六年)に、明及び朝鮮の使節は愈渡海することになり、六月十五日に釜山を出發して八月に泉州の堺浦へ到着した。當時行長や清正等も一時呼び返されて居つたのである。

(和議の交渉及び破裂) 一方日本に於て秀吉は媾和問題の延滞で頗惱んで居つたが、固より單に明の封冊のみを受けるとは豫想せず、朝鮮四道の割讓や王子の入質位は實現せられるものと信じて居つたのであらう。この間に關白秀次の失職の事件や、慶長の大震災の事などもあつたが、これ等の事は茲に述べない。但、明使の到着の後、大地震で伏見城の破壊した爲めか、大阪城に於てこれを延見することになつた。

秀吉大阪城
に於て使節
を延見す

時に九月の二日である。その日の有様は本朝通鑑に秀吉以下皆明より贈れる衣冠を着け威儀頗盛なりしことを敘して居るが、兩朝平壤録に

九月の初二日に倭將輝元等冊使を案内して入見せしめた。楊方亨は前に在り沈惟敬は金印を奉じて階下に立つて居つた。良久しくして忽ち殿上の黄幄が開かるるや、一人の瘦形の老叟が杖をつき、二人の小姓を左右に従へて内より現はれ出た。これが即ち關白である。侍衛の臣が號令をかけると、居並ぶ人々は皆威儀を正した。惟敬先づ匍伏し、方亨は只これに倣ひ隨ふのみであつた。老叟より大に責讓の語があつたが、侍臣行長より、これは天朝の使臣である、宜しく優待さるべしというたので、始めて出でて館に赴くことが出来た、と記して居る。著者はこれに注を加へて

楊、沈兩人の關白に見ゆるや、卑屈の狀言うに堪えざるものがあつたことは、隨行の護勅官徐志登が歸つて後、ひそかに人に語つたので分つた。故に小人は重用すべからずといふことは今更に思ひあたる、

というて居るから、これ等の記事は實際の見聞に據つたものであらう。かくて延見

兩朝平壤録
の記事

秀吉の激怒

の儀式は無事に済つたらしいが、その翌日明使を享宴した後に一大變事が突發した。その事は堀杏庵の朝鮮征伐記に

大間も大明の冊使來るを喜び、冊使も館へかへりて今日の享宴をかたじけなしと喜悅の眉をひらく。やや志ばらくありて太閤花ばたけの山庄へ入御ありて御膳をまゐり、常に伺候せし兎長老、三長老、哲長老をよびて聖書を讀ませ給ふ。太閤きこしめし大きにかつてのたまはく、大明よりわれを日本の國王に封すべしといふはごんごだうだんの曲事なり。われ自ら日本に王たり、かれ何ぞわれをゆるさんや。大明王に封すべしと小西申せしによつて人數を引とりぬ。小西めよびだせ、くびをはぬ可しとののしり給ふ、(五卷)

とある。これに據れば封冊の内容を知つた結果、激怒して媾和の談判も遂に破裂するに至つたことになつて居る。山鹿素行の武家事記には、明より贈つた衣冠を捨てその冊書を抛つたことを附加して居る。然るに頼山陽の日本外史は更に立脱冕服、抛之地、取冊書扯裂之と記し、遂に秀吉裂封冊圖まで出來て、これが一般に信せられるやうになつた。けれどもこれは事實ではなく、その封冊即ち誥命は今猶存して石川子

爵家の所蔵に歸して居る。

(参考) 徳川家康の都督、小早川隆景、上杉景勝の都督同知、前田玄以の都督僉事の辭令書も、その本文の傳はり實物の現存して居るものもある。景勝の分は上杉伯爵家に、これと伴ふ冠服等と共に保存せられて居る。神田子爵家には前田玄以の辭令のみが收藏せられて居る。

その破裂の原因を明國側の記録(兩朝平壤錄)には大抵朝鮮の王子の親ら來らずして卑官微物を以て來謝せるに歸し、毫も封冊問題に觸れて居らぬが、果してそうであらうか。朝鮮側はこれを如何に見たかといふに懲愆錄に

忽ち大に怒つて曰く、我れ朝鮮の王子を放還せり、當に王子をして來り謝せしむべきである。而るに使臣の秩は卑い、是れ我を慢るものであると。そこで黃愼等(朝鮮使臣)は命を傳へることが出來ず、楊方亨や沈惟敬等を促して共に回つて來たのである。(中略)蓋、關會(秀吉を斥す)の要求は甚大にして單なる封貢のみに止らない。これに引きかへ、明國は但封のみを許して貢を許さなかつた。沈惟敬と行長とは熟知の結果、事に臨んで彌縫し、苟且に事を成さんとしたのであらう。而も實情を明國と

朝鮮とに傳へて居らないので、竟に事は成立しなかつた。(懲愆錄卷三)

とある。この記事は稍當時の真相に觸れて居るやうに思ふ。蓋、今更封冊の問題で媾和破裂の口實とするときは、餘りにも秀吉の不明を自ら證することになり、さりとてこれを黙過するときは、内外に對してその面目を毀損する。故に口實を朝鮮の使臣がその人を得ざるに歸したのではあるまいか。要するに秀吉の要求の七條件は頗實行の覺束ない所もあり、又この要求を全部貫徹する考が始終存續して居つたか否かは疑問である。けれども單に空名の封冊のみを以て局を結ばんとする考のないうことは固より明である。然るに行長や沈惟敬等が兩國の間に處し、糊塗彌縫を以て瞞過せんと期したのは全く見當違で、かゝる計畫の失敗に歸せるは固より當然である。故にその使節を逐ひ遣し、再度の出兵をなすことになつたのは、全く己むを得なかつたのであらう。その後行長や惟敬等が何とかしてこれを彌縫せんと努めたけれども、固より効果はなかつたのである。これを要するに明も日本も互にその國情に通じて居らなかつたことが、この失敗を來した原因であらう。

(明使の虚偽復命) 明の正副使はこの事實を有の儘に報告するを憚り、遂に秀吉が

明國講和の成立を信ず

明使偽り復命す

封冊を受けて恭順の意を致せること及び朝鮮と日本との間に未だ融和しない所のあることを先づ本國の兵部へ上申に及んだ。而して謝恩の表文のことに就いては或は別に告知されたかも知れない。されば萬曆二十五年即ち日本の慶長二年(西曆一九〇五年)正月の兵部の覆言では、明の政府は日本が封冊を受けたものとし、その恭順の誠を嘉尙す可しといひ、更に釜山等の兵の未だ撤退しないのは原議に背くのみならず、日本と朝鮮との間未だ釋然たらざるものがあるから、日本國王に諭して撤兵して大信を全くせしめ、又朝鮮王に命じ使臣を派して日本と修好せしめ、謝恩の表文は日本の使臣をして齎進せしめよといふのであつた。秀吉が明國の事情に迂遠なる以上に、明國の君臣は日本の國情に全く盲目であつたことが分る。

かくて同年の二月下旬には、明の正副使は北京へ歸り來つたが、秀吉の封冊を受け恭順を致したことを告げ、秀吉からの贈物と稱して要路の諸人に多大の品物を贈呈した。これは彼れ等が日本から買ひ來つたもので、牌上に日本國王豊臣秀吉相贈什物と題して兵部へ送り込み、これを各人へ頒つたのである。時にその品物の中に狸々氈や天鵞絨などの逆輸入品があるので、頗これを怪むものもあつた。且、彼れ等は

秀吉の謝恩の上表と稱するものを携へ來つた。即ち

日本國王臣豊臣秀吉、誠惶誠恐稽首稽首、伏惟日月照臨、仰大明於萬國、江海浸潤、措聖化於無疆、皇運高承、天恩普濟、恭惟昭祖宗、德安人民、心遠近、巨細霑恩、不減堯舜之聖世、威儀進止、合禮、蕩乎周夏之隆風、何計東海、小臣直蒙中華、盛典、誥命金印、禮樂衣冠、威儀、恩寵、臣一一遵崇、感戴之至、擇日必具方物、申謝九重、虔盡丹誠、願察愚悃、天使先回、謹附表以聞、(李朝宣祖實錄卷八十三)

とあるのが即ち是れである。これは全く沈惟敬等の手にて造り上げたもので、當時明人や朝鮮人の間にもその偽作たるを疑ふものがあつた。かゝる虚偽の所作を以て一時を瞞過せんとしたが、固よりこれが永く曝露せられぬ筈はない。何となれば當時秀吉は既に再度の出兵を命じて朝鮮へ侵入したからである。

第四節 日本の朝鮮再征

日本軍の再征 慶長二年即ち萬曆二十五年(朝鮮宣祖三十年、西曆一五九七年)の正月から二月へかけて、日本軍は續々海を渡つて朝鮮の慶尙道方面へ入り込んだ。而してその先鋒と

日本軍の再侵入

朝鮮の求援
明國の驚駭

しては、やはり加藤清正と小西行長とがこれに當り、黒田長政、鍋島直茂、島津義弘、長曾我部元親等の諸將がこれに續き、毛利秀元、宇喜田秀家は後詰めの大将であつた。その軍總數十四萬餘人と稱せられる。水軍は別に藤堂高虎、加藤嘉明、脇坂安治等の指揮の下にあつた。かくて慶尙道の各地は多く日本軍の征服する所となつたが、全羅道の地方も亦その占領に歸した處が少くなかつた。時に朝鮮にては體察使李元翼を遣はして南下せしめ、堅壁清野の計をなし、統制使李舜臣を罷めて元均を以てこれに代え、水軍を統率して日本軍に當らしむることになつた。而して一方急使を明國へ馳せて危急を報じ、その救援を求めたのである。

石星の獄
死、楊方亨、
沈惟敬の下

これと殆同時に薊遼督撫からも上奏があつたから、明の政府は媾和の夢から覺醒し、使臣の虚偽的行爲や兵部の彌縫的處置が全く曝露せられるに至つた。そこで御史連中の石星を攻撃すること頗痛烈であつた。石星は自ら朝鮮へ赴き兩國に諭して兵を罷めしめよう、若しこれが行はれなければ、親ら大兵を率ゐて前進せんとするたけれども許されなかつた。のみならず遂にその職を免せられ、九月に獄に投せられ、翌年獄中にて歿した。楊方亨も亦職を罷められた。沈惟敬は朝鮮に赴き日本の

營中に入出入して策動を試みて居つたが、これもまた六月に執へられて獄に投せられ、家財は沒收せられた。かくて媾和の當局者は皆沒落して、朝鮮に於ける再度の戦役は愈發展することになつたのである。

明軍の改組
再授

楊鎬の咨文

（明軍の來援） 初め明の孫鏞は顧養謙に代つて經略となり、朝鮮の戦局に當つたが、是に至つて兵部左侍郎の邢玠が孫鏞に代つて欽差總督薊遼保定等處軍務經略禦倭兼理糧餉となり、兵部尙書に進み、遼東布政使の楊鎬を欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史とし、巡撫の麻貴、劉珽を南北の兩大將とし、浙江、四川、廣東方面の兵を徵發して朝鮮を援けるに決し、朝鮮の諸將も亦路を分つて日本軍を禦ぐことになつた。而して明軍は續々と朝鮮の内地へ進出し、南方各地を占領し、慶尙道の星州には茅國器、全羅道の全州には陳愚衷、忠州には吳惟忠、南原には楊元が屯して、各日本軍の侵入を防ぐことになつた。かくて五月十六日には秀吉に對する楊鎬の咨文が發表せられた。これは即ち秀吉に諭して速に兵を罷め好を修めしめんとするものであつた。

（參照） 欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊咨爾平秀吉、大明皇帝因朝鮮王代爾請封嘉爾恭順、不忍爾兩地之相戕傷、天和用遣使臣渡海、勅封爾秀吉爲日本王、爾得據

有名號、雄長諸島、自宜銜戴、皇恩、韜戈脩德、以樂爾餘年、貽慶爾幼子、斯爲永圖、胡使臣甫、
 歸、遽敢違制背盟、以朝鮮禮文爲辭、又復侵占釜山機張之間、乎、今朝鮮赴告、皇帝震怒、已、
 遣使臣、更置兵部總督、別設經略經理、與問罪之師、於海上、爾度爾之力、即抗朝鮮、且勝、
 負難、必若天朝視、爾日本、卽爾六十六島中之一島耳、况爾既受王封、已爲臣屬、臣與君、
 抗、天理不容、神明且殛之、昨年爾國地大動搖、此其兆也、尙不完靜祈禱、而欲日尋于兵乎、
 爾已六十餘歲、壽命幾何、子未十齡、孤弱何恃、聞各島之會、俱覘爾之隙、爲復讎報怨之舉、
 爾不銷兵、綏衆安人、情乃使、悍將擁兵于外、一旦諸島內變、蕭牆禍起、卽清正諸將各思、
 爲王、豈肯久爾下、將來又豈肯居爾子之下者、以理勢論之、爾不如速行罷兵、修好朝鮮、憑、
 藉天朝之威靈、默消諸島之睥睨、其前所乞朝廷、與爾處分者、何事、可明白奏來朝廷、量包、
 乾坤、視爾與朝鮮、皆爲臣子、必無偏重、爾如不自悔禍、任爾以數十百萬、壓朝鮮、在天朝、仁、
 恩拯溺、義必討逆、亦不遠動大兵、但勅馬步十萬、薄釜山、助朝鮮之順、福浙水兵十萬、分兩、
 道、以樓船從南海、與爾秀吉見于島沙、蓋且問山城君安在也、爾其慎思之、

萬曆二十五年五月十六日(この原書は山口縣吉敷郡宮野村に櫻開寺内文庫の所蔵にかゝる)

然るに同年の八月七日に、日本の水軍は閑山島に於て敵軍を撃破し、元均を戦死せ

日本軍各地
に大勝す

日本軍の一
時的退却

しめた。そこで進んで全羅道の西面に赴き、陸海の連絡をとることが出来たのである。而して九月に秀家行長は南原(全羅道)の攻撃を開始することになった。時に日本軍は水陸力を併せて攻圍したので、南原は遂に陥り楊元は出奔し、全州またこれを聞いて潰散するに至つた。明の大將麻貴は兵を出してこれを救はんとしたが及ばなかつたのである。かくて全羅道の地方は大半日本軍の占領に歸し、慶尙道の地方も亦殆その征略する所となり、將に再京城に向つて進撃するかのように見えた。然るに日本軍は一時慶尙全羅の南方に退却することになったのである。これは秀吉の命令であるが、要するに氣候が寒くなり、糧食薪炭の缺乏せる爲めに、進軍の危険を慮り、暫く南方へ退却して、後方との連絡を圖つたのである。この時加藤清正は蔚山に

〔明軍の大敗と秀吉の薨去〕

明の經理楊鎬は九月になつて京城へ達したが、經略邢玠は十一月に京城へ着いた。而して楊鎬麻貴等と作戰の計畫をなし、總軍四萬餘人を左右中の三協に分ち、副總兵をして各これを統率せしめた。一協は一萬餘人の兵を有した。この三協に屬する大將軍砲が一千二百四十四門で、その他の武器もこれ

に協つたものであつたといはれる。朝鮮の陸路の諸將も亦この軍に屬して南下したのである。明の水軍は天津の巡撫萬世徳が統率することになつたが、未だ朝鮮へ到達しなかつた。朝鮮の水軍は元均の死後李舜臣が免されて、また再これを率ゐることになつたのである。

かく明及び朝鮮の水陸両面の準備が出来たので、陸軍は十二月に蔚山の加藤清正に對して攻撃を開始した。これが有名なる蔚山の攻圍戰である。蔚山城は小丘の上にあり、その面積廣からず、固より大兵を收容する餘地はなかつた。當時清正の苦戰奮闘の事實は國史に詳であるから、これを略するが、慶長三年即ち明の萬曆二十六年(朝鮮宣祖三十一年、西曆一五九八年)正月に至り、日本の諸軍が來り援けたので、城兵も突撃して共に大明軍を破つた。兩朝平壤錄は明軍敗績の状況を記して

兩協の喪失せるのみならず、委棄した兵餉器械は到底數へ盡せない程夥しいものであつた。是の戰役たるや數年の長きに亘つたので、海内の全力を傾注し、朝鮮國中の衆を糾合したけれども、率に成功をみなかつた。ただ遠人の笑を貽したに過ぎないのは實に慨かほしいことであつた(兩朝平壤錄)

蔚山の攻圍戰

明軍の敗退

明軍の三路南進

秀吉の薨去

というて居る。明の諸將はこれが爲めに意氣沮喪し、一時兵を撤して京城へ引き返し、更に再舉を圖ることになつた。楊鎬は敗戰の爲めに彈劾せられて、その任を罷められ、水軍の萬世徳がこれに代つた。然るに萬世徳が未だ京城へ達せざるうちに、明軍は更に總攻撃の準備をなして、再度の進取を企てた。即ち陸軍を三路に分ち、東路は麻貴がこれを率ゐ、蔚山に向つて清正に當り、西路は劉綎がこれを率ゐ、順天に向つて行長に當り、中路は董一元がこれを率ゐ、泗川に向つて義弘に當ることになつた。その兵數合計十四萬二千七百餘人と記されてある。水路の軍は萬世徳の轉任の後、に陳璘がこれを率ゐ、朝鮮の水軍の將李舜臣と連絡を通じ、陸路諸軍の聲援をなす可く進んだのである。この總攻撃の開始は九月であつたが、その前月即ち八月十八日に、秀吉は病の爲めに伏見の城中にて遂に薨去した。而して彼れの將に薨去せんとする時に、朝鮮にある軍隊を無事に引き上げしむるやう遺命したのである。この秀吉薨去のことは日本軍隊には知られたのであつたが、敵軍には未だ十分に知られなかつた。これが明の政府に分つたのは、十一月で福建の都御史金學曾の報告によつたのである。

日本軍大に
明軍を破る

(日本軍の撤退) さて秀吉が薨じた以上、日本軍は朝鮮を引き上げなければならなくなつた。けれども一度敵軍を撃破しなければ、安全に退却することの出来ない事情があつた。故に明軍の來攻に際して我が諸軍は力戰奮闘したのみならず、十月には島津義弘が泗川に於て大に敵軍を撃破したので明軍は容易に進むことが出来なくなつた。そこで十一月十五日を期として、日本軍は全部引き揚げるに決したのである。この前後には勿論秀吉の死去のことも敵軍に知られたであらう。敵の水軍は日本軍を歸途に要撃する計畫をしたが、日本軍の諸將は逆撃して大にこれを破つた。明の將鄧子龍、朝鮮の將李舜臣等はこの戰で討死した。我が軍は水路の危険が除かれたので、易々と本國へ總退却をすることが出来たのである。當時朝鮮の方では、明軍にその勢に乗じて對馬を攻撃することを勧めたものもあつたが、これは實行せられなかつた。

日本軍の撤
退

さて日本の軍隊が全部引き揚げたので、朝鮮は安定に歸し、その君臣上下とも蘇生したやうな趣があつたといはれる。當時明の經略邢玠は驛傳を飛ばして日本軍の退却を北京の兵部へ報告し、

明軍の撤退

自狡倭悖逆、殘我屬藩、(略)兩次興師、七年勞費、茲仰伏、皇上聖武英斷、一意盡剿、(略)致令倭賊、勢窘促掃穴、而逃、禍本既拔、子穴中、遊魂復殲、之海上、至是而皇上宇小之義有終、屬國效順之心益固矣、(皇明神宗實錄、卷三百二十九)

というて居る。かくて明の大部隊は十二月に朝鮮を撤退したが、猶二萬の兵を留めて京城を守備せしめて居つた。この殘留部隊も亦翌年の九月に至つて、全部撤退することになつたのである。

明國日本の
捕虜を梟磔す

明國では翌年の四月に、明の天子が城門に臨んで日本の捕虜を取受する儀式を行ひ、平秀政等六十一人を梟磔し、首を邊境に傳送したといはれる。またその翌月には平倭の詔を天下に頒布するに至つたのである。これを要するに再度の朝鮮戰役は秀吉の薨去を以て自然に終局となつたもので、固より明軍の武力によつてこれを撃退した譯ではない。けれども彼れ等は日本軍の退却を以て自己の功績であるかか如く宣傳した。但、實際朝鮮人や明人が如何に日本軍を畏れたかは、當時の兩國の記録にて知ることが出来よう。朝鮮の柳成龍の戰守機宜論には

倭之長技有三、鳥銃也、槍刀也、又輕生突圍、赴湯蹈火而不辭也、此天下之勁寇、而我國不

能敵(柳成龍集)

といひ、明の馮琦の東省防倭議には「我之於倭兵力十不當一、器械十不當一、奮勇直前不反踵、百不當一、惟有以城相拒、以糧相敵、或可冀耳」(北海集)

というて居る。即ち彼れ等が如何に日本軍を畏れて居つたかが分るであらう。故に朝鮮の回復は彼れ等の武力によつたのではなく、全く秀吉薨去の結果であるといはなければならぬ。然るにその薨去を以て沈惟敬の毒殺によるとし、これをその國人の功績とする説が流布せられるに至つた。燃黎室記述(十卷)に平秀吉藥斃の條があり、江漢集(二卷)に石尙書畫像歌があり、何れも秀吉の毒殺せられた旨を記して居るが、固より訛傳浮説であることは言ふまでもない。

秀吉毒殺の流説

(參照) 石尙書畫像歌

天鼓鳴、秀吉長驅、百萬兵、旌旗直抵平壤城、平壤城破、遼陽震、天子乃命六師行、石公明達有深謀、先遣沈生給倭奴、七星門外立一表、約五十日無相踰、漆齒閉營不敢動、明甲疾如飛、隼翔桓桓大將軍、一戰復浪陽、如何秀吉抗帝詔、舳艫又指析木津、千里縱橫二十壘、金

鼓之聲動八垠、皇命都督出劔門、虎士悉悉下勃瀾、七年戰守疲天下、不殫秀吉兵不解、石公潛思滅虜策、又遣沈生頒聖書、秀吉宴金宮、爲留使者、專沈生臨解、吞神丹、詒言眞人、所秘藏、秀吉欣然取三丸服之、不知去毒方、須臾腸爛一朝死、太微何患、榮惑掩陰謀、已剪蚩尤、旗靈藥遺勝、七首劍、京邑振旅凱歌壯、海防輟戍、刁斗空得土、曩大倉石公其何忠、可憐幽囚錦衣獄、圖像尙在江上祠、伶人莫唱出師曲、屬國遺老双涕垂、

第五節 朝鮮戰役の影響

さて朝鮮戰役は如何なる影響を三國に與へたであらうか。先づ朝鮮の方面を觀察し、次に明國の方面を注意し、更に日本の方面に及ぶことにしよう。
朝鮮文物の荒廢と日本文化の發達 朝鮮方面の影響としては第一に文物の荒廢を招いたこと、第二には財力の疲弊を來したことを挙げなければならぬ。既に述べた如く、朝鮮の文物は漸く發達し、活字が製作せられ活版が流行したのであるが、戰役の結果それ等の活字は多く日本へ將來され、これが慶長活字として日本の活版に使用せられたのである。彼の慶長版の史記や紀州版の群書治要の如きは、皆この活字

朝鮮活字の日本へ傳來

を用いたものであつた。紀州藩には久しくこの朝鮮活字が貯蔵せられ、後南葵文庫の保管に歸して居つた。朝鮮の方では活字が缺乏し、一時その活版印刷を頓挫せしむるに至つた(但その後暫くして再鑄せられた)。又當時朝鮮から持ち歸つた書籍も少くない。高麗版の大藏經は高宗の時代に出版せられたもので、その版木は今猶慶尚道の海印寺に保存せられて居るが、戦役中にこの大藏經の版木を携へ歸つたものがある。即ち高野山の經藏に納置せられて居る大藏經は、石田三成の寄進にかゝるもので、朝鮮より將來したものといはれる。又芝の増上寺に收藏せられて居るものも、やはり朝鮮役の時の將來物であらう。また高麗人及び朝鮮人の著述で出版せられたもの、中に、日本へ將來せられたものが多い。今前田侯爵家に保管せらるゝ幾多の朝鮮本の如きは、この種類に屬するであらう。また朝鮮へ傳はつた居つた宋版や元版の漢籍で、この戦役の時に日本へ將來せられたものがある。今上杉伯爵家に收藏せられて居る宋版の史記及び漢書は、古版本として頗名高いが、この戦役の際に直江兼續が將來したものであるといはれる。かゝる種類のもものはその他にも存するであらう。要するに活字や書籍の喪失は、少くともその國文物の損害といはなければならぬ。然るに

經藏典籍の
日本輸入

朝鮮陶業の
衰退と日本
陶業の發達

樂燒、萩燒
及び高取燒
の來歴

平戸燒、薩
摩燒の事歴

日本はその反對にこれ等を收獲してその文化を助長した。特にこの戦役は朝鮮の陶業に打撃を與へ、日本陶業の發達を助けて居る。

從來高麗にては宋の青磁の陶法を傳へ、これを後世では高麗燒と稱し、朝鮮の時代にも猶その餘風を傳へて居つた。處がこの戦役に際し、その陶工の多數は日本へ連れ去られ、朝鮮の陶業は遂に衰退したが、日本の陶業は反つて發達を促すことになつた。彼の樂燒は秀吉が聚樂第に居た時に、朝鮮人をして茶碗を作らしめ、底に樂の字を記したのが嚆矢で、その朝鮮人を朝次郎と名づけられたといはれる。萩燒は長州の松本で製造したので松本燒の名もあるが、これは毛利輝元が朝鮮から伴ひ來つた李敬と云ふ陶工によつて初めて造られた。この李敬は高麗左衛門とも稱せられた。高取燒はもと江戸燒というた。これは加藤清正が伴ひ來つた朝鮮の陶工で、江戸新九郎と稱せられたものが、初めて燒き出したので江戸燒と稱したのである。その後黒田長政が新九郎の父子を筑前の高取に招いて製造せしめたので、また高取燒とも稱せられた。平戸燒は松浦鎮信が熊川から連れ歸つた巨關に命じ、中野村にて燒き出したのが初めである。故に中村燒ともいはれる。薩摩燒は島津義弘が連れ來つ

た朴平意に命じ、串木野で焼かしめたのが初めて、後に苗代川に移つた。薩摩へ連れ
來つた陶工は頗多く、これが後世まで残つて居つた。即ち鹿兒島の西七里なる苗代
川は朝鮮人のみであつたといはれる。かく日本の陶業は朝鮮の陶工の移住によつ
て發達を促したけれども、朝鮮の陶業は遂に衰微を招くに至つた。これ第一の影響
として認む可きものといはなければならぬ。

〔朝鮮財力の疲弊〕 前後の戦役の爲めに朝鮮の財力に疲弊を招いたことは、設令數
字を以て示すことは出來ないとしても、大體を想像することは出來よう。當時朝鮮
の宰相であつた李恒福の啓筋に

今大賊已に退き、明の援軍も將に撤退しようとして居るが、國內は空虛となり、地方
や國境の防備も廢れてしまつた。恰も空山に獨坐し、人の護衛するものなきが如
く、僅かの物音にも心を驚かす有様である。民心は未だ安定せず、國家の基礎も未
だ確立しない。今日の急務は惟だ民と與に休息し、靜かに遵養すべきである。稍
瘡痍の回復し、苦痛の去り、公私とも餘裕の生じ、多少の頼る所あるを待ちて、然る後
國を守り、敵を制する方法を順次に議す可きであらう、(白沙先生別集卷一)

國力疲弊に
關する李恒
福の奏劄

芝峰類說及
芝松室記
述の記事

といひ、國內一般の空虛を述べたのみならず、また奏筋に
光陽、順天、樂安、興陽の四邑は賊の侵掠を受けること最も甚しく、公私とも有らゆる
物を奪ひ去られてしまつた。その饑饉藍縷の狀は大體癸甲年間の畿甸の民の如
くである、(白沙先生集卷五)

とあり、更に鳳山より京城に至る一帶の通路が、明兵に荒され、旅人宿泊する所もなき
旨を述べて居る(同上)をみれば、或る地方が特に窮乏を告げた状態が窺はれる。茲に
いふ癸甲年間は萬曆廿一年及び廿二年で、その飢荒の有様に就いては左の諸書を參
照せられたい。

〔參照〕 癸巳、甲午年間、新經倭寇、木綿一匹直米二升、一馬價不過三四斗、飢民、白晝屠剪、
至父子夫婦相殺、食重、以疫癘、道路死者相枕、水口門外積屍如山、高於城數丈、(芝峰類說卷一)
甲午夏、大牛之價、不過米三斗、細木之直、末滿粟數升、珍寶不得售、賣人相殺、食女子稚兒、
不敢任意出入、餓殍積、飢民爭食、其肉至剝死骨、取汁咽下、亦不旋踵而皆斃、有牛馬者、賣
于天兵、天兵一日屠殺數百牛、故四境、牛畜犬雞殆盡、(芝松室記卷十七)

これに據れば、當時米穀の價格が如何に騰貴せるかを知られるであらう。又李恒福

が陳時務盡一疏に於て

(略前) 今國庫は窮乏の極に陥つて居る。この儘では如何なる政策も實現することは出来ぬ。必ず先づ土地の調査をなして、租税の増收を圖り、財政をして餘裕ありしめ、然る後に兵事を議す可きであらう。古人の兵を問ふや、賦を敷へて以て對へるといふのは全くこれに他ならぬ。國家の財政が豊富ならば國費の支出に事缺くことはあるまい。かくてこそ如何なる政策も實現出来ようと思ふ。今民は定居せず、滿野荒蕪と化し、土地の調査は極めて困難ではあるが、宜しく事務の當局をして方法を講せしめ、監司をして責任者を監督し、調査を必要とする場合は必ず之をなさしめられたい。(略中) 毎年かくの如くすれば、經界は漸次正しくなり、従つて租税の收入も自然に裕かとなるであらう。(白沙先生 象卷九)

と述べて居るのは、具體的ではないけれども、當時戦後の土地が荒廢し、財政が如何に疲弊して居つたか、即ち第二の影響として想像することが出来よう。

(明國の疲弊)

明の方への影響は文化の方面に於ては特に認められないが、財政に就いては多少これを證することが出来る。明の歳入の主要部分が租税であつたこ

土地の荒廢
租税の減少

明の經常支
出と臨時支

官殿建築費

とはいふまでもない。而して經常支出は宮廷の費用、官吏の俸祿、軍隊への給與等であるが、明代には特に宗藩の手當が多額に上つた。臨時支出は官殿の建築費とか、戦争の費用等が主なるものである。明の時代には官殿が屢焼けた爲めに新築の必要が起つた。然るに北方には材料が乏しいので、これを南方の湖南、四川、貴州或は廣東等より徵發した。萬曆の時代にも皇城三殿の建築があつて、これに用うる材木は皆南方から徵發したのであつたが、その經費は銀九百三十餘萬兩に上つたといはれる。而して戦争の經費としては外寇の防禦が主要なるものであつた。嘉靖年間には北虜南倭の防禦費用は暫く措くが、萬曆年間の朝鮮救援には幾何の出費を要したのであらうか。朝鮮の記録に

徵發浙、陝、湖、川、貴、雲、緬、南、北、兵、通、二十一萬一千五百餘人、往來、諸將及任事人、三百七十餘員、糧銀約五百八十三萬二千餘兩、交易米豆銀三百萬兩、實用木色糧米數十萬斛、諸將賞銀三千兩、山東糧米二十萬斛。(燃藜室記 述卷十七)

とある。このうちの賞銀は意外に少いやうであるが、凱旋の將校で刑玠百兩、萬世徳が八十兩であつたといふから、三千兩で足りたであらう。勿論當時の貨幣價值は今

日の幾十倍かであつたらうと思ふ。明の記録(皇明)に據ると、この外に賑米十二萬石を費したといはれる。兩朝平攘錄に據れば

大司農計度支自二十五年邢經略出關至二十八年歸凡用餉銀八百餘萬兩、火藥器械馬匹不與焉、

とある。これを燃藜室記述の糧銀五百八十三萬兩と交易米豆銀三百萬兩とに對照すれば、その八百餘萬兩の數字は大體正鵠を得て居るやうに考へられる。けれどもこの數字は邢玠が萬曆二十五年(西曆一五九七年)に出關してより同じき二十八年(西曆一六〇〇年)に歸國するまでの費用であるとすれば、後の戦役の經費であつて前の戦役の費用はその外に見積らなければならぬ。故に前後兩戦役の費用を通算すれば、勿論一千萬兩以上になることはいふまでもない。加ふるに宗藩の經常費や宮殿建築の臨時の消費もあるから、明の國家財政の疲弊を來せるは偶然でない。従つて帝室經濟の窮乏を致せるも亦當然であらう。かくてこの財政の困厄を救ふ必要が起り、茲に新に稅源を求めることになり、鑛稅その他の諸稅を課するやうになつた。當時群臣中に上疏して鑛稅の害を痛論したるもの少なからず、特に李三才(萬曆二年)及び馮琦(萬曆三年)

の上疏が痛烈を極めて居る。明史食貨志に

自二十五年至三十三年諸璫所進鑛稅銀幾及三百萬兩、群小藉勢誅索、不啻倍蓰、民不聊生、

とあり、又明朝紀事本末に

至萬曆二十四年、張位主謀、仲春建策、而鑛稅初起、于是命張忠往山西、曹金往兩浙、趙欽往陝西、陳增駐山東、高宗領福建、楊榮辨雲南、丘乘雲駐四川、李敬攝廣東、郝隆劉朝用采池州、陳奉領湖廣、魯坤開彰德衛輝、大璫雜出、諸道紛然、而民生其間、富者編爲鑛頭、貧者驅之鑛采、釋曠凋敝、若草菅然、又不特此也、鑛務之外、天津有店租、廣州有珠權、兩淮有兩鹽、京口有供用、浙江有市舶、成都、有鹽茶、重慶有名木、湖口、長江、有船稅、荊州、有店稅、又有門攤商稅、油布雜稅、莫不設璫分職、橫肆誅求、有司得罪、立繫檻車、百姓奉行若驅駝馬、(中)至乃國法恣睢、人懷痛憤、反爾之誠、覆舟之禍、亦間有之、以故高淮激變、遼東、梁永激變、陝西、陳奉激變、江夏、李鳳激變、新會、孫隆激變、蘇州、楊榮激變、雲南、劉成激變、常鎮、潘相激變、江西、當是時也、瓦解土崩、民流政散、其不亡者幸耳、(中)善平侍郎馮琦之疏曰、皇上之心、但欲裕國、不欲病民、群小之心、必自瘠民、方能肥己、及三十三年、而稅歸有司、鑛使停罷、輸

臺之悔、不亦晚乎、(明朝記事本)

とあるは、その大體を窺ふに足るであらう。

これを要するに礦稅は宮殿の建築の爲めに設定せられたやうであるが、當時既に朝鮮の戦役が起つて出費多端の折柄であつたから、別に礦稅を起さなければ宮殿の建築も出来なかつたのであらう。詰り帝室及び國家の財政の窮乏が、その原因をなして居ることは疑ない。故にやはり朝鮮戦役の影響と見ても差支ないと思ふ。而してこれが一時民心の離叛を招いたことなどから察すると、この戦役は明の國家の運命に間接ながら重大なる打撃を與へたといつても差支あるまい。かく明の國家は漸く末運に向ひつつある時に方つて、茲に新に滿州方面に清朝が勃興し來つて、これが更に明の國家に致命傷を與へることは次章に於て述べるであらう。

明國衰運の増進

第十一章 建州の來歴及び清朝の興起

第一節 建州諸衛の來歴

其一 三衛の位置

(邊境内外の諸衛) 清朝の興起は明の萬曆の時代に始まる。けれども更にその來歴を尋ぬれば、明初滿洲の東北に割據して居つた女眞部族、特に建州衛のことに遡らなければならぬ。

明代には滿洲に邊境を築いて内外の別をなしたことがある。これは大體正統から成化の間に出來たもので、今の長柵とは位置を異にして居つた。即ち西の方廣寧から東方に向ひ、小黒山附近を過ぎて遼河を渡り、鞍山店附近から北上して開原の北なる鎮北關に至り、更に南下して廣順關、撫順關、鴨綠關を経て豐陽堡に達して居る。この邊境以内の衛所は遼東都司の支配に屬したが、邊境以外の衛所は主として女眞の部落に置かれたもので、奴兒干都司の支配に屬して居つた。奴兒干都司は永樂の

滿洲に於ける明代の邊境

遼東都司と奴兒干都司

建州女直及
海西女直
野人女直

時代に置かれたことは、已に第八章に述べた通りであるが、その下に百八十四衛二十所があつた。時代により多少の増減はあつたが、兎に角、百前後の衛所のあつたことは事實である。これ等衛所の位置が今の何處に當るか、これを一々確定することは困難である。滿洲源流考や吉林通志等にはこれを比定したものもあるが、多くは推斷に過ぎないから據ることは出来ない。但、それ等の女眞部落の衛所を大別し、建州女直、海西女直及び野人女直と稱して居つたことは疑ない。この建州女直の中に建州衛、斡朶里衛及び毛憐衛などがあつた。これ等の諸衛は清朝の祖先と關係があるから、少くともその位置を明にして置く必要があると思ふ。

明以前の建
州・明代の

(建州衛の位置) 建州の名稱は既に渤海國の時代に見えて居る。即ち率賓府の管下に萃益、建の三州を置いた。率賓府は今の綏芬河の地方である。故にこの建州は綏芬河の流域に關係ある地方であらう。その後遼、金、元の時に亦建州を置いたが、これは全く渤海の建州とは位置を異にして、當時の靈河即ち今の大凌河の南に當つて居る。然るに明代の建州は元代の胡里改、萬戶府の地で、遼、金、元の建州とは全く方面を異にし、寧ろ渤海の建州に近いやうに考へられる。胡里改はもと河の名で、建州衛

元・明の斡
朶里衛の位
置

の東南の山間より出で、松花江に注ぐ所の胡爾哈河であり、一名牡丹江といはれて居る。されば明代の建州衛は最初胡爾哈河の流域にあつたことは大體疑ないが、朝鮮の龍飛御天歌には胡里改城は胡爾哈河と松花江との合流點の東にありといふて居る。若しこの説に據り、胡里改城を建州衛の所在地とすれば、今の三姓地方のやうに思はれる。

斡朶里の移

(斡朶里衛の位置) 建州衛に次いで斡朶里衛の位置も問題である。斡朶里は或は斡朶隣、俄朶里、鄂多里等の文字で現はされた場合もあるが、實は皆同一の名稱に過ぎない。斡朶里の名が著しくなつたのは、元の時代に斡朶隣、萬戶府を置いたのに始まる。明の初めに置いた斡朶里衛は元の萬戶府のあつた所であると思ふ。龍飛御天歌に據れば、斡朶里は海西江の東、火兒阿江の西に在りといふ。海西江は松花江で、火兒阿江は即ち胡爾哈と同じである。清朝史家の説に據ると、寧古塔の西南三百支里、即ち今の敦化縣を以て斡朶里に當て、居るが、自分は寧ろ今の牡丹江を隔つる三姓の對岸附近であらうと思ふ。その後斡朶里の位置に移動があつた。朝鮮の記錄に據ると、高麗の恭讓王三年(明洪武二十四年、西曆一三九一年)に兀良哈及び斡朶里の來朝したことが見え

建州左衛の位置

て居るが、その幹朶里を東女眞なりと稱して居る。又、朝鮮の太宗の時代に幹朶里の童猛哥帖木兒が幹木河即ち今の會寧の地方に入り込んだことになつて居る。されば後の幹朶里は會寧の地方に移り來つたものと見なければならぬ。これが即ち建州左衛である。

(参考) 建州左衛は明の記録(大明一統志 武備志)の中には永樂十年(西曆一四二二年)に設けられたことになつて居るが、皇明實錄にはその年に建州左衛を設けたことを記さず、突然永樂十四年(西曆一四一六年)の處に建州左衛の文字が現はれて居る。これより後建州左衛は屢實錄に見えて居るが、幹朶里衛は同じき十二年に設置せられた後は、實錄に現はれること極めて少なく、僅に宣宗の時代に二・三回見えて居るに過ぎない。何の爲めに幹朶里が現はれずして建州左衛が屢現はれるのであらうか。蓋、幹朶里と建州左衛とは同一なる故と思ふ。その理由の第一は皇明實錄に據ると、猛哥帖木兒を建州左衛の都督とし、朝鮮の記録では幹朶里の會長として居る。又、明の記録には建州左衛の會長に凡察といふ名が見えて居るが、朝鮮の記録には凡察は幹朶里の部長の如く書いてある。即ち明の方で建州左衛と稱するものは、朝鮮の方で

幹朶里衛と建州左衛とする理由

毛憐衛の位置

は多く幹朶里の名で現はれて居るのである。第二は左右の語は支那にては時に東西の意味に用ゐられる。故に建州左衛は建州衛の東方にあつたものと思ふ。而して建州衛の位置を胡爾哈河流域の方面とすると、左衛はそれより更に東方若くは東南の方面に置かなければならぬ。朝鮮の方では幹朶里を東女眞なりといふ所を見ると、所謂建州左衛といふ語と或る點に於ては近似する所があるやうに考へられる。第三は幹朶里と建州左衛とを全く別のものとする、清朝祖先の歴史を説くについて、大に矛盾衝突を來すことになる。然るにこれを同一のものとする、と何等の矛盾がなくなる。その事實は後に述ぶる所で明瞭にならう。この三條の理由により幹朶里を以て建州左衛に當てたのである。

(毛憐衛の位置) また毛憐衛も建州衛と密接なる關係があるから、その位置を明にする必要があらう。毛憐といふ語は滿洲語の馬といふ意であるが、これよりも寧ろ蒙古語の水に因んだものであらう。故に穆陵河と關係があるやうに考へられる。若し果して然らば穆陵河の上流の地方は、胡爾哈河の東北に位して居るから、毛憐衛は建州衛の東方から北方にあつたものと思はれる。

建州衛の移動

其二 建州衛の移動と其の分立

(建州衛の移動) その後建州衛及び建州左衛は全く異つた方面へ移動した。その移動の來歴は記録に於て十分これを徴することは出来ないが、正統以後の建州衛は婆猪江の流域に在つたことは明である。婆猪江は後の佟佳江である。今でも佟佳江へ入る河流の中に馬察水といふのがあるが、恐らく婆猪江の名が残つたものである。故に正統以後の建州衛はこれを安東省通化縣の地方に求めなければならぬ。然るにその後更に赫圖阿拉に移つた。赫圖阿拉は今の興京老城(奉天省興京縣西南)である。然らば明の初めに胡爾哈河の流域にあつた建州衛は、その後佟佳江の上流へ移り、更に渾河及び蘇子河の流域へ移つて來たものであることが判る。建州左衛即ち幹朶里は、明の初めに會寧(咸鏡北道)の地方へ移つたが、更に野人女直の壓迫を受けて鏡城(咸鏡北道)の地方へ移つた。その後正統の初めに及び、更に建州衛の移つた渾河の流域へ移つて、別に建州右衛を分置するに至つた。毛憐衛は建州衛の移動した後に、幾分か朝鮮の國境の方へ南下したかと思はれるが、建州衛の如く全く懸け離れた位置に移つたのではないやうである。それは正統年間の明の記録に據つても、建州衛と毛憐衛と

建州左衛の移動、建州右衛の分置

毛憐衛の移動

明代の建州衛及び毛憐衛の設置

幹朶里衛の設置

が頗懸け離れて居るやうに記されて居るので知られる。大體建州女直の諸衛の位置及び移動は以上述べた如くであつたが、更にその設置以後の史實を述べなければならぬ。

建州衛の設立せられたのは明の成祖の永樂元年(西曆一四〇三年)で、胡里改の萬戸阿哈出を建州衛の指揮使としたのがその初めである。毛憐衛の設立せられたのは同じき三年(西曆一四〇五年)で、女直の會長をその頭目に任じたのが初めである。當時建州衛と毛憐衛とは土地が相接して居つたが、特別深い関係もなかつたやうである。然るに永樂九年(西曆一四一一年)に及び阿哈出の子釋家奴の弟莽哥不花等を毛憐衛の頭目に任命した。これから建州衛と毛憐衛とは深い關係を生ずるやうになつたのである。幹朶里衛の設立は永樂十一年(西曆一四一三年)であるが、建州左衛と稱せらるるに至つた年代は明確でない。けれども皇明實錄に據ると同じき十四年(西曆一四一六年)に建州左衛の猛哥帖木兒の名が見えて居るから、その設立は餘り遠からざる年代であつたらう。但、朝鮮の方では猶これを幹朶里と稱して居つたことは、その記録に幹朶里の童猛哥帖木兒と稱したのでも知られる。

建州衛と李氏

建州衛の阿哈出は李思誠と稱し、その子釋家奴は李顯忠と稱した。これは明から賜はつた姓名のやうに傳へられて居るが、何故に李姓を賜はつたかといふことは明でない。寧ろ朝鮮の方から賜はつたものとすれば、李姓を稱した所以も解釋が出来るであらう。李顯忠の子は李滿住と稱し、彼の幹朶里の童猛哥帖木兒の弟である凡察及びその子の董山等と共に、建州の歴史には重大なる關係を有して居る。

建州衛と朝鮮との關係

李滿住は父の後を嗣いで建州の頭目になり、宣徳の時代に明へ入朝したが、朝鮮と貿易を開かんとして拒絶されたことを訴へて居る。明の宣宗はこれに諭して、成る可く朝鮮との關係を絶たしめ、遼東の地方に於て貿易せしめんとした。これは建州と朝鮮とが葛藤を惹き起さんとするのを憂へたものと思はれる。當時李滿住は既に婆猪江即ち修佳江の流域に移つたが、遼東の人民を捕捉した。處がその捕へられたものは朝鮮の國內へ逃げ込んだので、朝鮮の世宗はこれを明の方へ送り還したのである。然るに李滿住はこの朝鮮の處置に不満を抱き、宣徳七年(西曆一四三二年)に鴨綠江を渡つて閔延(平安北道)へ侵入した。けれども朝鮮へ對しては忽刺溫(忽刺溫、尼倫呼)を渡つて閔延(東北境)へ侵入した。けれども朝鮮へ對しては忽刺溫(忽刺溫、尼倫呼)野人が爲した所であると辯明した。時に朝鮮からは使を明へ遣はして建州・毛憐の

李滿住朝鮮へ侵入す

朝鮮軍の建州討伐

女直が僞はつて忽刺溫野人の裝束をして侵入したものと訴へた。李滿住はまた使を明へ遣はして忽刺溫野人の所爲であつて、自分の關知する所ではないと釋明を試みた。そこで明からは使者を遣はし、双方に救して掠めたものを還し、互に和解せしめんとしたが効がなかつた。朝鮮にては崔德潤を平安道都節制使として李滿住を討伐せしむることになつた。崔德潤は鴨綠江を渡つて婆猪江の流域へ侵入し、四百餘人を斬獲して凱旋した。この事實の詳細を知らんとすれば、燃黎室記述に引かれた海東野言を見るがよい。

宣徳八年(朝鮮世宗十五年、西曆一四三三年)六月に明の遼東總兵官都督巫凱は、朝鮮が恣に建州を攻撃したことを上奏し、これを詰問せられんことを請求した。然るに明の宣宗は

遼東總兵官の上申、英宗の勅諭

夷狄爭競、是非未明、豈可偏聽、遽有行遣、宜待使還、議之。(皇明宣宗實錄卷百〇四) というて、單に邊境の守備を嚴にせしめたに過ぎなかつた。同じき十年(朝鮮世宗十七年)の二月に李滿住は毛憐衛の都督等と共に使を明へ遣はして、忽刺溫境内の野人が人畜財物を掠めることを上申した。そこで明の英宗は(同年正月)忽刺溫に勅諭して爾と毛憐、建州とは俱に朝廷の統治に屬す、宜しく各分に安んじ法を守り、以て境土

を保つべきである。何故に敢て肆に虜掠をなせるか。勅至らば即ち掠め去つた人馬財物を數の如く發還せよ。さすれば後患を免れん。今後爾等は宜しく國法を謹遵し相與に和好せよ。肆に行動して自ら殃を招く勿れ。(皇明英宗實錄卷二)といひ、その捕虜を送還すべきことを説諭した。これを要するに明と建州衛との間には何等衝突は起らなかつたが、朝鮮と建州衛との間には時に衝突をなすことがあつたのである。

李滿住は明へ對して忽刺溫野人の侵害を蒙るを理由とし、婆猪江から遼陽の草河(草河は今の草河、口附近である)に移らんことを請求したが許されなかつた。そこで後更に朝鮮の侵略を蒙つて安居するを得ないと稱し、渾河の上流に移住せんことを要求し、正統三年(朝鮮世宗二十年、西曆一四三八年)に遂に婆猪江流域より渾河上流の竈突山下に移つた。この竈突山は今煙筒山と稱し、興京の西方に當つて居る。これ建州衛が胡里哈河の流域より佟佳江の流域に移り、更に渾河の上流即ち蘇子河の流域に移り來つた來歴である。

(建州三衛分立の來歴) 建州左衛即ち幹朵里の猛哥帖木兒は、明の永樂の初めに朝鮮の會寧の地方へ移つたが、宣德八年(朝鮮世宗十五年、西曆一四三三年)に七姓野人女直の攻撃を受けて、

建州衛更に渾河上流へ移動

朝鮮の四鎮回復

幹朵里衛渾河の上流へ移る

凡察李滿住朝鮮侵入計畫

猛哥帖木兒及びその同族は多く殺された。時にその弟の凡察とその子の董山とは、僅に禍を免れて鏡城の地方へ移つた。朝鮮の世宗はこの機に乗じて北方の地を回復せんとし、金宗瑞を咸吉道巡問使となし、兵を率ゐて出征し、悉く四鎮(慶興慶源、穆興慶源)の地を回復した。明もまた朝鮮の出征を聞いて、七姓野人を招撫せんとしたが果さなかつた。翌年(朝鮮世宗十六年、西曆一四三四年)に凡察は明へ上奏して七姓野人を討たんことを求めた。明は兵を出さずして建州と七姓野人とをして、互に敵意を解いて和親せしめんと圖つたが成らなかつた。因て凡察は鏡城から更に渾河の上流、即ち後の建州の地方へ移らんことを請求した。この移動に關して明及び朝鮮と建州左衛との間に種々の交渉もあつたが、遂に渾河上流の地方へ移ることになつた。然るに正統六年(朝鮮世宗二十三年、西曆一四三一年)に及び朝鮮の世宗より明に對して凡察、李滿住等が共に侵入を企てて居ることを訴へたので、明の英宗から勅諭を賜はつた。その奏疏及び勅諭に據れば當時の事情を窺ふことが出來ると思ふ。

(參照) 朝鮮の奏疏 近日凡察等奏、臣追殺其部落、又阻留一百七十餘家、蒙朝廷勅、臣放與完聚、臣聞命兢惶、不知所措、伏念小邦遭遇聖朝、太祖高皇帝改臣國號、復臣鐵嶺一

朝鮮世宗の
秦疏

帶、地土、太宗文皇帝賜臣、父以九章冕服、賜臣、母以冠服、宣宗章皇帝賜臣、以御條環寶帶、賜臣、世子珣、以冠服玉帶、今聖上賜臣、以九梁遠遊冠服、(略中)凡可以寵待小邦者、無所不至、臣累世感激、而未嘗少忘者也、彼、凡察、舊居鏡城阿木河、即太祖高皇帝賜復之地、其親兄猛哥帖木兒等、被深處、攻劫、不能自存、臣祖憫之、授以萬戶、職事、爲創公廨、給以婢僕、衣糧、鞍馬、撫綏、備至、臣父又陞以上將軍、職事、後被七姓等野人、攻殺之、并殺其子阿古、悉焚掠其房屋財物、凡察等俱各失所、臣撫綏之、一如先臣、撫恤其兄、既得所矣、忽於近歲、先以耕農打圍、爲由、移住本國、邊陲東良、地面、後乃潛逃、與李滿住同處、此時臣不及知、安有追殺之事、其在此、留任者、或因婚姻、懷土、不去、或被同類開諭、而還、非臣阻之也、李滿住、昔居婆猪江、在臣國、邊方、隨其所索、米糧、鹽醬、皆給與、恩惠不少、後屢引忽刺溫、殺掠臣、邊、不已、彼凡察與之同惡、又謀引忽刺溫、乃勝、及哈音、看察音等、侵掠臣、邊、約日、同發、乃復誣臣、前事、妄瀆朝廷、其背恩、作惡、一何甚哉、臣、父祖及臣、荷聖朝寵遇之隆、獲守其國、臣民亦被、同仁之化、各安其生、而彼凡察、滿住、人面獸心、天地間、一種醜類也、敢懷兇狡、心欲逞、念於臣、而臣、避居、外服、不能自明於、黜黜之下、臣實痛之、夫、臣子有懷、達之君、父、而無隱、情之至也、伏望、諒臣、荷寵於聖代、憫臣、受侮於小人、特令、凡察等、遣還、舊居、庶小國邊

明英宗の勅諭

民、獲免、寇賊之患、永感、聖明之德、臣、不勝、幸甚、(皇明英宗實錄卷七十六)

明の勅諭 朝鮮、自王之祖考、暨王、事我祖宗、以至於今、數十年間、恭謹之誠、久而益篤、肆朝廷、禮待、素加、常等、彼、凡察、李滿住、輩、朝廷、不過、異類、畜之、飢窮、來歸、則矜憫、而芻蕘之所、不絕、之者、亦意、彼、得所、止、則、或者、不肆、鼠竊、於王之境、非有、厚彼之施也、彼之負王、煦育之德、朕、既屢、勅諭、之、其獸心、確焉、不移、蓋其志、已離、勢難、復合、強之復合、終不爲用、不若、姑聽、之耳、其所、遣人口、在王國者、王、厚加、撫綏、勿致、失所、彼如、感德、自無、異志、比聞、凡察有、侵軼、王邊、之謀、朕、已遣、勅、嚴戒、之、及戒、李滿住、乃勝等、皆不許、作過、猶慮、獸心、非可、必也、故、亦有、勅諭、王、備之、自今、王、惟加、謹邊、防、其還、與否、不必、計也、(同上)

凡察と董山
との不和

時に凡察は明へ使を遣はして恭順の意を述べて居るが明の方では更に勅書を賜はつて朝鮮との隣好を厚くすべきことを諭し、且遼東の總兵都督同知曹義に命じて建州方面の事情を偵察せしめたことがある。當時建州左衛には凡察と董山との二頭目があつた。董山は或は董倉に作る場合もある。初め建州左衛が七姓野人から襲撃せられた時に明より賜はつた所の印綬(建州左衛の印綬)を失つたといふので、明は新に左衛の印綬を造つて與へたことがある。然るにその後もとの印綬を發見したがこ

建州右衛の設置

三衛の分立

れを還さなかつた。これより建州左衛は兩印を有し、凡察と董山とが各その一を有し、互に勢力を争うて軋轢することになつた。曹義は人を遣はして建州左衛の偵察をなさしめた結果、明の朝廷へ上疏して新に建州右衛を設け、凡察をその頭目として不和の原因を除かなければ、邊境の安泰を保つことは難いとの意見を述べて居る。そこで正統七年(朝鮮世宗二十四年 西曆一四四二年)に建州左衛を分つて新に右衛を設けることになり、都督僉事の董山を都督同知として左衛の事を掌らしめ、都督僉事凡察を都督同知として右衛の事を掌らしめた。かくてその軋轢は解決したが、是れより建州の女直部族は建州衛、建州左衛、建州右衛の三つに分れることになつたのである。

其三 建州諸衛の動搖

三衛と朝鮮との争

建州諸衛の叛服 建州三衛は明へ對して恭順の態度を表して居つたが、朝鮮へ對しては時に侵掠をなすこともあつた。同じき十一年(朝鮮世宗二十八年 西曆一四四六年)に朝鮮から遼東へ咨文を送つたが、それは近頃野人の茂昌郡へ侵入して人畜を剽掠したものがあり、恐らくは李滿住の部落の所爲であらうから、これを禁制して貰ひたいといふのであつた。そこで明では人を遣はして調査せしめ、若し果して事實ならば李滿住等を

瓦剌の強盛と三衛の背叛

明の遼東提督に下せる勅諭

戒飭することになつた。かくの如く建州と朝鮮との間には常に爭議の種子が絶えなかつたが、明に對しては別に衝突するやうなことはなかつた。然るに瓦剌の勢の盛なるに及び、建州衛は遂に明に背叛するに至つたのである。

瓦剌は兀良哈の三衛を従へた上、更に人を遣はして女直の諸衛を脅した。明では既に兀良哈が瓦剌と連絡したことを憂慮したが、更に彼れが進んで女直と氣脈を通ずることを怖れた。そこで正統十二年(西曆一四四七年)に明は建州三衛及び女直諸衛に勅諭を賜はつて瓦剌と交通をしないやうに戒飭した。且、提督遼東軍務右都御史王翱等に勅して

瓦剌也先は仇人を追捕するを以て名となし、諸部を吞噬し、往きには既に北よりして西し、又西よりして北したが、今又東は海濱を極め以て女直を侵して居る。女直は開國以來、中國に役屬した部族である。一旦これを失はば我が遼海の藩籬を撤することにならう。唇亡ぶれば齒寒しとの諺あり、深重に考慮しなければならぬ。已に女直衛分に勅して防備の必要を知らせたが、卿等も亦宜しく兵を嚴にして備をせよ、(下)皇明英宗實錄 卷百五十九 略

といひ、又別に勅して

上奏に據れば瓦刺の平章は人馬を率ゐて北山に駐劄すといふが、これは必ず也先の遣はず所であらう。野人女直を脅して己れに歸せしめ、又山川道路の險易及び我が邊境兵備の虚實を窺はんと欲するのであらう。爾は宜しく瞭望を勤め巡邏を謹しみ、士馬を練り器械を利にし、晝間は旗幟を掲げ夜間は烽火を擧げ、虜をして我れに備あることを知らしめよ。若し彼れが近邊の女直を侵擾することあらば、事情を酌量して遙かに聲援を爲せ。若し來りて我が邊境を犯さば、則ち嚴に官軍を督し、謀を運らし勇を奮ひ、以て之を殄滅すべし、(同上卷百六十)

というた。翌正統十三年(西曆一四一四年)には更に建州等の七十五衛の都督同知李滿住等及び大小頭目に勅して、

この頃聞く、北虜は屢人を遣はして爾の處に來りて怵誘すと。今若し再來らば爾等は明かに說稱せよ。爾野人女直は朝廷の開設せる衛分にして、世々節制を受け、一度も不法の行動がなかつたと。若し彼れの方から事を惹き起さば、爾即ち法を設けて、遼東總兵等官に擒送せよ。奏し來らば之を法に處せん。朝廷は論功行賞

明の建州等諸衛に下せる勅諭

明の遼東經略の目的

英宗の北狩と女直諸衛の態度變化

女直瓦刺と通じて朝鮮を侵さんとす

を決して吝惜しない。若し敢て輕々しく誘を聽き私に夷虜に通じ、寇を引きて患を爲すことあらば、必ず軍馬を調へ、剿殺して宥さざらん、(同上卷百六十二)といひ、彼れ等が瓦刺に通じて寇をなすやうなことがあらば、軍馬を整へて征伐す可しと威嚇して居る。

抑、明の初め特に永樂の時代から遼東の塞外地方までを經略し、女直部族の諸衛を置いてこれを羈縻することを力めたのは、主として元の遺族の勢力の東方に發展するを防がんとしたのであることは、既に述べた通りである。然るに今女直と瓦刺とが連絡することになれば、折角の遼東經略もその効果を失つてしまふであらう。故に明の政府がこの兩者の連絡を憂慮したのは偶然でない。然るに正統十四年(西曆一四四九年)に瓦刺が明を侵して英宗を捕虜となすに及び、女直の諸衛は漸く明を輕んじて瓦刺に傾くやうになつた。これが明と建州諸衛との關係に一大變化を來す原因である。

瓦刺が既に明を破つて遼東方面に寇をなすや、李滿住及び凡察、董山等は皆これに通じて邊境の侵略をなし、且朝鮮を脅かさんとした。景泰元年(西曆一四五〇年)五月に明は

明の朝鮮へ
賜る勅諭

朝鮮の世宗(一)に勅諭を賜はつてこれを注意して居る。

(参照) 明の勅諭 近ごろ鎮守遼東總兵等官の奏報を得たるに、開原、瀋陽等の處は達賊が境に侵入し人畜を搶掠し、また撫順千戸所の城池を攻圍せりといふ。これ等の賊は乃ち建州、海西、野人、女直の頭目李滿住、凡察、董山、刺塔にして、北虜に脅かされ一萬五千餘人を率ゐて來寇したものである。守備の官軍は之を追逐して境より出せりといふ。又人馬を増し再來りて攻劫せんと欲すとも云ふ。已に遼東總兵等の官に勅して、軍馬を整頓し城池を固守し、法を設けて擒剿せしめた。朕は李滿住等が素と王國と讎あり、今に至るまで恨を懷きて已まず、機に乗じて王國の地方に進軍し、哄嚇して寇をなさんことを恐れて居る。故に豫めこれが備を爲さなければならぬ。勅至らば王は宜しく邊將を戒飭し、軍馬を嚴整し、烽候を謹慎し、法を設けて防備せよ。倘し前きの賊が出沒潜遁するに遇はば、即ち截殺して以て邊患を除け、將士人等の功有る者はすべて賞を賚はらん。(皇明英宗實錄卷百九十九)

王翺の上奏

又明の王翺の上奏には

海西、建州の賊徒李滿住、刺塔等は、累ねて境に入り掠奪を肆にす。臣等は議して官

李滿住等の
入貢

軍を調へ三路に分れて、先づ滿住、凡察、董山の三寨を擒剿し、然る後に兵を發して罪を海西に問はんとして居る。(同上卷百)

とあり、明朝はこれに勅して事機を度り、若し出來得るならば兵を分つて攻剿し、否らざれば輕舉すること勿れと命じた。かくて王翺等は人を建州へ遣はして説諭せしめたので、李滿住等は虜獲せる人口三百餘を送還し來つたのみならず、後自ら入朝して馬を貢し罪を謝した。けれども彼れ等は明が朝鮮と連合して來襲せんことを怖れたものと見え、反つて使を朝鮮に遣はし、舊來の怨を釋き好を修めんとした。明はこれを虞り、景泰二年(西曆一四一四年)の十月に朝鮮に勅諭して、その連和を阻止せんと努めたこともある。建州左衛も表面は明へ恭順の意を表し、屢入貢して官職を受けたが、密に朝鮮と通和せんとする形跡があつた。即ち李滿住の子古納哈及び董山等が朝鮮へ赴き、世祖に謁してその官職を授けられたことがある。この事實は遼東から明の政府へ報告に及んで居る。そこで明は朝鮮が恣に建州衛と交通するを責め、又建州が恣に朝鮮と交通することを戒飭した。即ち天順三年(朝鮮世祖四年、西曆一四六一年)の二月に明の英宗は朝鮮の世祖(孫)に勅し、また三月に建州三衛に勅して竝に説諭する所あつた。

建州諸衛、
通密に朝鮮に

明の朝鮮戒
飭

(參照) 明の朝鮮へ下せる勅諭 近ごろ邊將の奏報によれば、建州三衛の都督古納哈童山等は私に王國に謁し、俱に賞賜を得て回つたといふ。傳聞の言なりと雖も、必しも疑はしき形迹がない譯ではない。王國は朝廷の東藩であり、而かも王の先代以來、世々忠貞に篤く、恪みて禮儀を秉り、未だ嘗て私に外人と交通したことはなかつた。今王に至つてこの事があらうとは思はれぬ。故に特に人を遣はし勅を齎らして王に諭す。王宜しく自省すべし。若しかかる事實がなければ問題はな

いが、果してこの事あらば王の速かに之を改められんことを望む。彼れ等もし來らば當にその要求を拒絶して、各其の本分に安んじ互に境土を守るべきことを諭せよ。自ら不靖の行動をなし、以て後悔を貽すこと勿れ。王は當に禮を守り義を秉り、嫌疑の態度を一切絶つて前烈を繼承し、以て令名を全くしななければならぬ。(明皇

英宗實錄
卷三百)

明の建州三
衛戒飭

(參照) 明の建州へ下せる勅諭 近ごろ邊將の奏報によれば、爾等は私に朝鮮に往き、その國王に見えて俱に賞賜を得て回つたといふ。爾の父祖以來、世々朝廷の重職を受け、境土を保守し、未だ嘗て朝鮮と私通したことはない。何すれぞ爾に至つ

建州朝鮮交
通問題の落
着

女直諸衛入
貢の弊

藤昭の上奏

て輒ちこの舉をなすや。今、特に人を遣はし勅を齎らして爾に諭さしむ。爾宜しく自省すべし。若し此の事なくば問題はないが、果してこの事あらば爾速かに之を改めよ。萬一彼れが招引することあらうとも、爾は當に之を拒絶すべし。微かの利益を貪らんとして後悔を貽すことなかれ。(同上、卷三)

時に朝鮮からは除官給賞は皆本國の故事に據れることを辯解して來たので、明はまたこれに勅諭して私交を絶たしめんと圖つた。而して建州衛の古納哈や左衛の董山等は、皆明に入朝して罪を謝し物を貢したので、朝鮮交通の問題は一時落着した如くに見えたけれども、未だ根本的解決をなすには至らなかつたのである。

(建州及び海西諸衛の入貢問題) 建州及び海西女直の諸衛の明へ入貢する道筋は、建州は撫順よりし、海西は開原よりしたが、皆明の賞賜を目的とし、その人数は次第に増加の傾向があつた。そこで明の方では天順八年(西曆一四六四年)十月に人数を制限する意見も現はれたが、翌成化元年(西曆一四六五年)の五月に巡撫遼東副都御史藤昭は上奏して撫順千戸所は乃ち建州諸夷の入京朝貢の路に當つて居る。その來るや多きは五六百人、少きも亦二百餘人、俱に城中軍民の家に懃宿するが、中には邊城の虚實を覘

ひ、或は内應して姦をなすものもある。且、撫順千戸所は孤城絶遠にして、猝かに赴き援けることは出来ない。故に本所の城南に一馬驛を置き、鎗夫十名を撥して以て建州諸夷を接待せしめられたい。(皇明憲宗實錄卷十七)といひ、又

撫順の西南は瀋陽に抵るまで九十里の間に墩臺三座を増置し、西北は蒲河に抵るまで七十里の間に墩臺一座を増置し、奉集堡までの十餘里には三座を増置し、每墩軍五名を撥して哨瞭せしめられたい。(上同)

とあつて、遂にその意見が實行せられることになつた。即ち女直の入貢が當時の問題となり來つたことが判る。時に明人の境外に出でて人參を採掘し、女直に襲撃せられたものもあつたが、入貢は引き續いて行はれた。翌年(西曆一四六六年)十月に左都御史李乘は上奏して

建州、毛憐、海西等の諸部落、野人、女直の朝貢する場合に、邊臣は禮部定議の名數を以てその方物を驗し、貂皮や純黒馬の肥大のものは許して入貢させ、然らずんば之を拒んで居る。けれども貂は元來黒龍江以北に産するもので、建州や毛憐地方の産

李乘の上奏

女直入貢の對策

ではない。中國の夷狄を待つや、來らばその義を慕ふを嘉し、禮を以て之に接し、その貢物の厚薄を計らないと聞いて居る。若し貢の厚薄を論ずれば、夷狄の性として離れ易く、或は釐を開くかも知れない。これは聖朝の遠人を懷け往(物贈)を厚くし來(物貢)を薄くするの意でない。今年、海西、建州等の夷人は三衛を結構し、屢邊境を擾し、進貢の使臣が一人も來らないのは、凡て此れが爲めであらう。今や邊報は日毎に達するが、若しその舊制を更定することがなければ、恐らくは邊患日に甚しくなり、その影響は重大化するかも知れぬ。(憲宗實錄卷三十五)といふた。因つて禮部の上請により遼東の守臣を戒飭して、自後夷人の入貢する時には數を驗して入るを許し、漫りに揀擇をなして邊釐を惹き起すやうなことをなからしめた。翌三年(西曆一四六七年)正月に李乘は更に上奏して

遼東夷人の入貢は、往年には人數を限らず、その來る者あらば、俱に撫順關に赴かして方物を驗收し、京師に轉送して居つたが、近ごろ供費浩繁となり、人數を減限した。然るに建州三衛は多く毛憐衛人を冒稱して賞賜を圖つた。毛憐衛人の至るに及び、守關者は既に限定の數に達せりと稱してその入關を許さない。これが爲

め彼れ等の憤怨を招き邊釁を生ずる恐がある。宜しく建州の頭目に勅して、更に詐冒することなからしめ、また明かに毛憐の頭目に諭して、この意を知らしめられたい、(同上卷三十八)

というたので、勅を建州毛憐の二衛に下してこれを戒諭したことがある。けれども彼れ等の叛服は定まらず、時に境上に侵寇することは絶えなかつた。即ちこの年に建州は海西女直と共に鴉鶻關に入つて抄掠したのみならず、次いで連山關(奉天省)通遠堡(安東省)開原撫順等の地方に入つて搶掠を恣にした。そこで明では一方遼東鐵守の總兵巡撫等に命じて防備を整備せしめ、一方では女直の諸衛に勅を下して戒飭する所あつた。

(参照) 明の女直諸衛へ下せる勅諭 爾女直衛分は乃ち我が祖宗の設けし所で、世々爾に授くるに官職を以てした。積年の朝貢に得る所の賞賜も亦已に厚い。正に恩に感じ報を圖り以て臣節を全くすべきである。然るに今や義に背き恩を忘れ、その部下を縱ちて我が邊境を侵す。邊將は屢大軍を起調し、直ちに爾の境を搆きて征剿せんことを請ひ來つた。朕念ふに爾の地方人民も俱に朝廷の赤子であ

る、中間善あり惡あるとも一概に誅戮することは出来ない。故に特に天地の量を廣め、姑らく不究の儘にせんと欲す。仍て勅を降し爾に示す。爾宜しく天道を敬順し、深く朝廷好生の徳を體し、部屬を戒諭し、彼れ等の心を革めて化に向はしめ、過を改め自ら新にし、原掠の人畜を送還し以て前罪を贖はしめよ。自今、各生理に安んじ、朝貢の時をたがへず、永く太平の福を享くべきである。若し益惡を長じて俊めず、大軍一たび出づるに至らば、追悔すとも及ぶなからん。爾其れ欽みて朕が命を承け、怠ることなく、忽にすることなかれ、(皇明憲宗實錄卷四十一)

時に建州左衛の董山は猶健在したが、右衛の凡察は已に歿し、建州の李滿住の子古納哈が長成して居つた。董山は古納哈と共に明へ來朝したが、その還る時に明はまた左の如く勅諭して招撫する所あつた。

爾の先世は荒落に僻居し、後に他の部落に逼られ、遠く來りて投順した。我が祖宗は爾の處を失ひしを憐み、近地を賜與し、爾をして住牧せしめ、衛分を設立し、官職を除授し、父死すれば子代り世々絶つことなからしめた。爾の祖、爾の父より以來、邊方に功を立て、また歲時の朝貢を怠らず、朝廷は爾に對し陞賞宴勞、俱に定式の存す

る所に従つた。我が恩を爾に加ふること厚からぬ譯はない。而して爾が室家の樂官爵の榮を享有し、數十年の間、その部落に爾の約束を聽かざるものなく、隣封の敢て爾に兵を加へざる所以は、是れ誰の賜ものぞや。爾は正に宜しく心を盡し力を竭し、我が藩屏となり、以て大恩に報すべきである。乃ち敢て天道に悖逆し、外夷を糾率し、我が邊境に寇し、我が人畜を掠むれば、朝廷が兵を出して征剿せずとも、恐らくは爾等の間に意見の對立を來すであらう。是を以て特に都督武忠に命じ、勅を齎らして往き諭し、爾等をして過を改め自ら新にせしめんと欲す。爾等既に罪に服して來朝すれば、既往の愆は一切問はぬ、厚き賞賜は爾等に歸するであらう。宜しく本衛の大小頭目に曉諭すべし。務めて天道に敬順し、心を洗ひ過を改め、亟かに掠めし所の人畜を盡く送還すべきである。若し外人が糾合して非を爲すに遇はば、爾等は衆を聚めて截殺し、或は捉へて遼東總兵官の處に送れ。論功陞賞は聊かも惜まぬ。若し執迷にして悛めず、從來の如く邊方を寇擾すれば、朝廷は必ず大軍を調へて征剿せん。その時は悔ゆるとも及ばないであらう、故に爾等は宜しく之を反省すべきである、(皇明憲宗實錄卷四十二)

明の建州諸衛征剿

明・鮮兩軍の建州侵入

(建州諸衛の征討)

時に戸部主事高岡は備邊討賊の事宜を陳し、來朝の董山等を執へて典刑を正し、力を合せて征勦す可しと論じ、左都御史李乘は招撫と征勦との兩様の意見を上つた。憲宗は群臣をしてその得失を論議せしめたが、今までの建州諸衛の態度は過を悔いた様子がないから、招撫よりは寧ろ征勦をなすがよからうといふ意見が多かつた。そこで董山等の歸途を要してこれを廣寧に監禁し、李乘及び靖虜將軍總兵官趙輔等をして愈建州諸衛を征勦せしむることになつた。而して他の女直諸衛に勅諭して相助けざらしめ、その諸衛の中の來朝者を優遇した。かくて明は遼東・遼西の軍馬を徵發し、三道から進んで建州を攻撃することになり、別に朝鮮からも兵を出して進ましむることになつた。當時明軍の徵發及び戦争の狀況等は李乘から明廷への報告によつて明にすることが出来るが、今茲にこれを引用するを見合はす(憲宗實錄及ひ圖書編參照)。

朝鮮の將康純・魚有沼等も萬餘の兵を率ゐ、鴨綠江を渡つて處々の城寨を破り、遂に建州に入り、李滿住及び古納哈等を攻め殺した。明軍も連戦勝を制して建州へ入り、その戦捷を上奏した。朝鮮からも亦戦捷の報告に及んで居る。明にてはその有功

李滿住父子
及び董山殺
さる

建州諸衛の
存置

建州女直の
朝鮮侵入

者に恩賞を加へ官爵を陞せ、朝鮮に對してもその功勞を賞した。而して建州に對する善後策としては、李秉の意見に基き、鐵嶺、瀋陽、遼陽、海州方面に諸將を配置し、更に撫順、清河、靉陽の諸城を築いて益邊境の守備を嚴にすることになった。かく建州は明と朝鮮との聯合軍の攻撃を受け、李滿住父子の殺されたのみならず、董山も廣寧に囚はれて居つたが遂に殺されてしまつた。そこで建州の勢力は一時頗頓挫するに至つた。けれども明では膺懲の師を興したに過ぎず、建州諸衛を絶滅せんとする考はなかつた。故にその後李滿住や董山の子孫をして、その父祖の後を承けて建州諸衛の首長たらしめたのは、恩威並に施す考であつたらうと思ふ。

建州諸衛は朝鮮が明を援けて李滿住父子を殺したことを怨み、復讐の爲めに朝鮮に寇せんと企もあつたものと見え、成化七年(朝鮮成宗二年西曆一四七一年)に朝鮮王から明へ對してその事情を報告し、且建州が朝鮮に侵入する場合には救援せられんことを請うた。然るに建州の朝鮮侵入は實現せずして止んだので、明の方でも兵を出さずに済んだ。處が同じき十一年(朝鮮成宗六年西曆一四七五年)に至り、建州女直が朝鮮の邊境を侵したものと見え、朝鮮よりこれを明廷へ報告に及んだ。そこで明は建州諸衛に勅して朝鮮を侵さな

建州の明境
侵入

明軍再度の
建州征伐

招撫説と征
勦説との對
立

いやうに戒飭する所があつた。けれども建州は明の命令に服従せず、同じき十三年(西曆一四一四年)の秋には却つて清河や靉陽の方面へ入寇した事實がある。そこで遼東巡撫の陳鉞は政府へ建議し、大舉してその巢窟を衝くことにしたいと言つた。明の政府ではその根據を覆すことの難きを論ずるものもあつたが、兵部は遂に陳鉞に命じて再度の建州征伐を爲さしむることになった。かくてその翌年(西曆一四一四年)陳鉞は諸將を率ゐて建州の征伐を爲したが、明の政府への報告に據ると虜寨を破ること五十、三、房屋を焚燬すること二百間、斬首二百級、馬を獲ること百二匹、その他武器甚多かつたといふ。兎に角再度の建州征伐にも多少の功を奏したことは事實であらう。けれども固より建州の根據を覆すことは出来得なかつたのである。當時明の政府は兵部左侍郎馬文升を遣はし、遼東に赴いて建州三衛及び女直諸衛を招撫せしめたが、建州女直の明の邊境(清河地方)に寇することは止まなかつた。時に馬文升は猶招撫の説を主張したが、陳鉞等は専ら征勦を主張したので、馬文升は上疏して處分を請うた。明の政府は招撫を先にし征伐を後にすることを決し、馬文升と陳鉞とに命じ一致して事に當らしむることにし、更に太監の汪直を遣はして遼東に赴き邊務を處理せし

征勅論の勝

むることにした(當時の事情は憲宗實錄卷百七十九)。
 然るに汪直は陳鉞と結托して専ら征伐を主張し、馬文升は矢張り招撫を主張したので、兩者の意見は遂に相合はなかつた。かくて馬文升は彈劾を受け、遼東から召還せられ、四川の地方へ貶謫せられたが、陳鉞は上疏して征伐の利を述べて居る。時に招撫論者は援助を失ひ、征伐論者が勢力を得ることになつた。かくて汪直をして軍務を監督せしめ、撫寧侯朱永を靖虜將軍として總兵官に充て、遼東に赴いて愈建州の征伐を實行することになり、更に朝鮮の成宗に勅し、兵を出して挾撃せしむることになつた。明軍は五道に分れ撫順關より進入し、建州の根據を衝き斬獲せる所多かつた。その報告に據ると擒斬は六百九十五級、俘獲は四百八十六人、破寨は四百五十、馬牛は一千餘頭、武器は算無しとある。この數字の正確なりや否やは暫く措き、兎に角勝利を得たことは事實であらう。

朝鮮軍の勝

朝鮮の方では明の勅命を奉じて、魚有沼を征西將軍となし、鴨綠江岸の滿浦鎮まで進んだが、解氷の爲めに渡ることが出来ずして引き還した。そこで更に左議政の尹弼商を都元帥とし、節度使金嶠と共に四千の兵を領し、鴨綠江を渡つて敵の巢窟を衝

明軍の三度建州征勅

かしめたが、僅に十六級を斬り十五人を俘にし、その牛馬を驅り盧舍を焚いて引き上げ、餘り大なる獲物はなかつたやうである。けれども明と朝鮮との聯合軍が道を分つて建州を征伐して、一時捷利を得たのは事實であつた。

ここに於て論功行賞が行はれ、明の諸將はそれぞれ恩賞を受けたが、更に使を朝鮮へ遣はし、朝鮮の諸將にも賞與を賜はつて、この建州征伐の局を結んだのである。然るに建州女直は未だ明に對して全く歸服しなかつたのみならず、朝鮮に對しても怨を抱いて居つた。故に明軍の退いた後は、やはり豐陽、清河へ侵入して殺掠を恣にした。又朝鮮へ往來の明使を途中で要撃したこともある。そこで同じき十七年(西曆一四八二)に明から使を建州へ遣はして戒飭を加へ、又朝鮮との交通の新路を別に開かうといふ説もあつた。遼東巡撫都御史の王宗彝は上書して意見を述べ

鳳凰山の前後は虜寇出沒の要途に當り、遼陽を距ること三百餘里、その間の土地は荒漠で烽埃がない。願くは鳳凰山東から豐陽に至る間に墩臺十三座を築き、通遠堡の東南から沿口に至るまでに墩臺三十二臺を築きたい。鳳凰山の西北十五里の所に古城跡があるが、そこに一寨を築いて鳳凰城と名づけ、軍馬一千を屯するこ

建州女直の侵入猶止ま

明、鳳凰城を築いて經略に便す

とにしたい。鳳凰山から西六十里に一寨を築きこれを鎮寧堡と名づけ、更にその西北六十里の所に、又一寨を設けこれを寧遠堡と名づけ、各軍馬五百を屯して鳳凰城の援けとすることにしたい。かくの如くすれば遼陽から朝鮮に至る間の守備は連絡がつき、一は建州の侵略を防ぎ、一は朝鮮の使臣の往來を保護することが出来る(皇明憲宗實錄 卷二百十六)。

といた。そこで兵部では評議の結果、その意見を採用し、鳳凰城その他の諸城を築いて建州に備へ、朝鮮との交通を保護することになったのである。(但、鎮寧堡は鎮東堡とも稱す)。これより後建州女直は明及び朝鮮へ寇することが稀になった。その他の女直も明へ對して恭順の意を表することになったのである。これを要するに成化年間に建州は再度の攻伐を蒙り、その勢力は前日の如くでなく、明に向つて侵略を試みなかつたのみならず、朝鮮へ對しても侵入するが如きことはなくなつた。従つて他の女直諸衛は勿論恭順の態度を持して居つたのである。弘治年間より嘉靖年間に至る間の、女直諸衛の明へ入貢した統計を調べれば、これを證することが出来る。特に弘治の十八年間は毎年女直諸衛が入貢して居るが、就中頻繁に往來したのは建

建州及び女直諸衛の恭順

諸衛の入貢とその接待

會同館の職掌、饗應と賜物

華夷譯語

州三衛であつた。これは建州が明と最も關係が深かつた爲めに他ならない。

これ等の諸衛が明へ入貢の爲めに來朝すると、明ではこれを待遇する所の種々の儀例があつた。當時北京に會同館の設けがあつて、外國の使者が來るとこれに案内し禮部の役人が接待をする。後には會同館主事といふ役を設けて應接せしめた。會同館には十八箇國の通事を置いて、その數が六十人に上つたといはれる。女直の通事は初めは五人であつたが、成化十九年(西曆一四八三年)に二名を増して七人とした。これから考へても女直民族の來貢せるものが益増加したことが分るであらう。これ等の外國の使者が來ると、會同館にて饗應をなし、その人數、官職、身分に應じて色々の賜物があつた。その賜物には鈔幣、襲衣、冠帶、紵絲、緞、紗羅、金織、文綺、綿布、靴、鞵等の種類があつた。かかる品物は表面入貢に對する返禮のやうなものであるが、實際には殆ど貿易と同じ結果を有つて居つたのみならず、支那文化の國外へ波及する助けにもなつた。彼の蝦夷錦の如きは蝦夷に産せず、支那の貨物の滿洲女直の手を経て蝦夷へ渡つたものに過ぎない。又、四夷館で編纂した華夷譯語の書は諸國の言語を集めて譯語を付して居るが、女直もその中にあり、明代に於ける女直語を知る可き唯一の

女直入貢の
激減

たよりといはれる。さて女直の入貢は正徳年間(自西曆一五〇六年)は猶繼續して絶なかつた。然るに嘉靖年間になると、女直の入貢の度数が餘程減少して來た。特にその二十年(西曆一五)以後に至つては減少の度著しく、三十四年(西曆一五)以後には最早毎年入貢するものは殆稀なるやうになつた。假令入貢するものがあつたとしても、それは建州諸衛及びその他の二・三衛に過ぎなくなつた。如何なる理由によつてかく減少し來つたか不明である。或は明の勢威の衰退せる爲めであるか、或は女直諸衛が互に相併呑してその數が減少した爲めであるか、その真相は明でないが、兎に角女直と明との關係が舊來と大に異なる徴候の現はれ來つたこと又は疑ない。従つて建州と明との關係の事件も極めて少なかつた。

然るに嘉靖の末年に至り建州女直の中で反亂を企てたものがあつた。その主なるものを王杲といつた。王杲は建州右衛の都指揮使であつたが、蕃漢の文字に通じ、且慄悍にして亂を好み、屢明の邊境に寇した。嘉靖四十一年(西曆一五)には虜衆を率ゐて來侵し、道を二つに分ち、一は東州堡より入り、一は撫順の核桃山より入つたが、功

王杲の叛亂

王台と王杲
との連合

王台、明の
命を受けて
王杲を執ふ

扈倫四部

なくして退いた。隆慶年間には建州女直や海西女直の入貢せる事實も見えて居るが、王杲等は同じき六年(西曆一五)にまた入寇した事實が見えて居る。又萬曆の初めに王杲は哈達の王台と氣脈を通じて侵略を試みた。王台は海西女直塔山前衛の都督速黒忒の孫である。この塔山衛は後の哈達であつて、明代には南關の所在地であつた。嘉靖年間に速黒忒の勢は強盛にして塔魯木衛を犯したことがある。その孫王台に及び益領地を擴めて勢力を張り、遂に王杲と連結して侵略をなすに至つた。そこで萬曆二年(西曆一五)に遼東巡撫の張學顔は、總兵の李成梁に命じ、王杲の巢窟を衝かしめ斬首千餘級を獲た。次いで王杲はまた來寇したが、利あらずして哈達の王台の許へ走つた。時に王台は明の命を受け、これを執へて明へ送つたのである。

扈倫四部の位置と來歴 この哈達は扈倫四部の一である。清朝實錄に據ると扈倫(呼)四部といふのは輝發烏拉、哈達、葉赫を稱し、皆海西女直に屬して居つた。海西女直は初め建州女直の北に居つたが、建州女直の位置が移動するに従つて、彼れ等は次第に南下して、もとの建州の地方へ擴がつたものである。この扈倫四部は清朝太祖の事業に關係があるから、その位置來歴を一瞥して置かう。

輝發部の位
置と來歴

輝發は吉林の輝發河の流域に位し、海龍の東方四十里の處に當つて居る。その地は明の初めに何衛に屬して居つたか明でない。太祖實錄に據れば輝發の祖先はもと黒龍江上に居つたものが南下移住したやうに書いてある。萬曆の初めに拜音達里といふものがその會長であつた。

烏拉部の位
置と來歴

烏拉は吳喇とも書かれるが、吉林の松花江の流域で、今の烏拉の附近にあつた。これも明の初めに何衛に屬して居つたか明でない。萬曆の時に布占泰といふものがその會長であつて、清朝の太祖との關係を有することになる。けれどもこの輝發と烏拉との明清へ對する關係は、哈達と葉赫との明清へ對する關係の密接なるには及ばない。

哈達部の位
置と來歴

哈達は明初に置かれた塔山衛と關係がある。塔山衛の名は永樂年間より嘉靖年間まで史上に散見して居るが、これが何時の頃より哈達と稱せられたかは明でない。けれども嘉靖以後であることは疑ない。蓋し哈達と稱したのは哈達河の流域にあるからであらう。この地に南關即ち廣順關が設けられてあるので、時に南關とも呼ばれた。嘉靖年間にその會長に速黑忒といふものがあり、頗る勢力を有しその近邊を侵

哈達部の興
廢

略したが、彼れの孫王台に至つて益勢力を振ひ、遂に改めて哈達と稱するやうになつた。この王台は建州の王杲と氣脈を通じて明に叛いた。萬曆三年(西曆一五七五年)に王杲が戰に敗れて哈達へ遁れ來るに及び、王台は明の命を受け王杲を執へてこれを明へ送つた。明はその功を録し、王台に龍虎將軍の號を授けた。然るに王台の晩年には、哈達の勢力漸く衰へて葉赫の勢力のみが獨盛になつた。

葉赫部の位
置と來歴

葉赫は明初の塔魯木衛の地で、北關即ち鎮北關に近いので、或は北關とも呼ばれたことがある。清朝實錄に據ると、葉赫の祖先は蒙古人のやうになつて居るが、果して然るや否や明でない。初め哈達が漸く勢力を得て葉赫の土地を侵した頃に、葉赫の會長は祝孔革といふものであつた。祝孔革の死後には、遼加奴仰加奴の二子が繼いだ。哈達の王台の年既に老いて、長子虎兒罕が亂暴で人心を失へるに乗じ、始めて哈達と争ふことになつた。王台の死後は諸子互に相争うて居つたが爲めに、哈達の勢力は益衰へることになつた。その頃王杲の子阿台は哈達へ身を托して居つたが、その父の執へられて明へ送られたのを怨み、密に葉赫に付いて鐵嶺の地方へ寇したことがある。けれども明の總兵李成梁はこれが防禦の任に當り、屢阿台を破り、萬曆十

哈達と葉赫
の争

明軍、葉赫を征す

一年(西曆一五八三年)にその據城の古勒察を攻めて遂に阿台を殺した。そこで王杲の子孫は絶えて、阿台の事件も終を告げたが、哈達と葉赫、即ち南關と北關との争は猶絶えなかつた。明は兩者の争を調和せんとして種々の計畫を爲した。當時葉赫の勢頗強くして屢哈達を侵したので、明は李成梁に命じ、葉赫の逞加奴、仰加奴を破り、遂に二人を殺してしまつた。これが爲め葉赫の勢は一時衰へて哈達は稍安んずることを得た。けれども逞加奴、仰加奴の子等が復讐を圖り、哈達と葉赫との争は暫く繼續した。海西女直の明へ入貢するには、必ず北關に由るか、南關に由るかしなければならぬ。この兩關を通過するには手形のやうなものが必要であつた。その盛なる時にはその數殆千もあつたといはれる。葉赫の祝孔革の時には北關よりするものが頗多かつたが、哈達の王台の盛なる時には南關よりするものが寧ろ多かつた。この通關の多少は双方の利害に關する點が少くないので、遂に争轢の原因となつたと思はれる。そこで明の方ではこれを平分して南關から五百、北關から四百九十九の割合とし、僅に一點の差を設けて兩者の調停を圖つたのである。かく明は南關、北關即ち哈達と葉赫とに對して頗意を用ゐたのであるが、清朝の太祖の起るに及び、この南關、北關の

通關問題と明の調停

問題は更に益難しくなつて來た。これは次の太祖の興起の條に於て述べることにしよう。

東海三部の位置

この扈倫四部の他に清朝實錄に據れば東海の三部がある。それは渥集、瓦爾喀、庫爾喀の三者であるが、扈倫四部よりは東及び東北の方に僻在し、黒龍江の流域、今の露領沿海州の地方に及んで居る。その位置は別に説明しよう。

第二節 清朝の興起

其一 清朝の來歴

(清朝始祖の傳説)

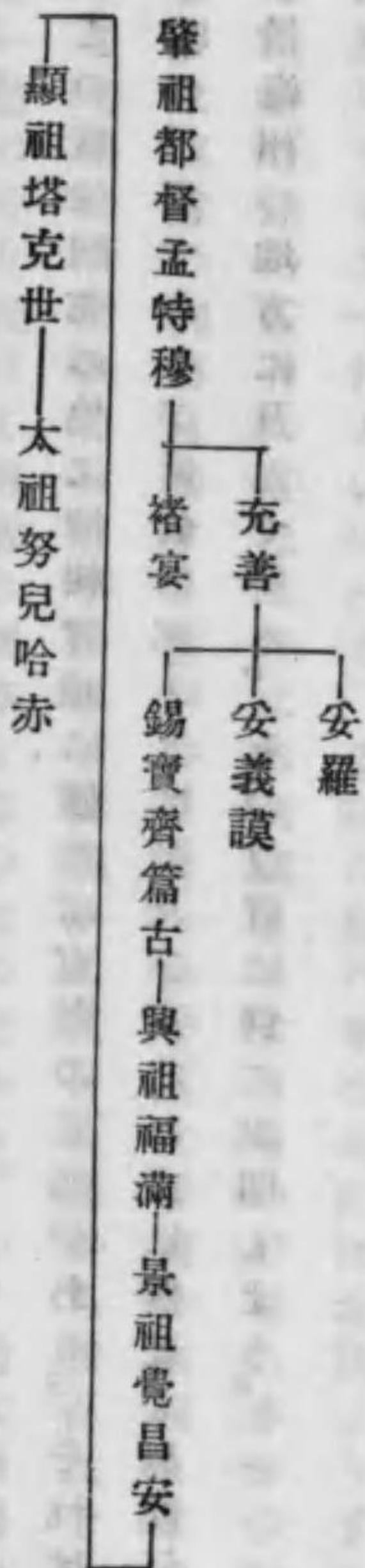
清朝の太祖は建州女直より起つた不世出の英傑であつたが、その祖先に就いては從來神話的傳説を傳へて居る。即ち滿洲實錄に長白山の東方に布庫里山と稱する山があつて、その山下に布爾湖里といふ池がある。或る時三人の天女が降つてこの池で水浴をして居つた。その時神鵲が赤い果實を含んで來り、末の天女の衣の上に置いた。末の天女がその果實を食すると、遂に妊娠して一人の男兒を生んだ。これを布庫里雍順と稱し、俄謨惠といふ所に

布庫里雍順の誕生

居つたが、國を建てて滿洲と稱した、とあり、この布庫里雍順が即ち清朝の祖先であるといはれる。俄朵里のことは前に述べたが、俄謨惠といふは即ち阿木河のことで、朝鮮の會寧の地方の名稱である。又同書に

布庫里雍順の子孫は數世續いたが、能くその國民を治めなかつたので、彼れの一族は皆殺されてしまつたが、唯一人の范察といふものが荒野に逃れて助かつた。それより數傳して孟特穆に至つて蘇子河の流域に移つた、といふのである。孟特穆以下の系圖は清朝の記録に據れば左の通りである。

孟特穆以下の系圖



この祖先に關する傳説は支那の古代殷周の祖先や、突厥その他の民族の祖先の感

清朝祖先に關する明の記録及び朝鮮の相違

生説と同じく、固より歴史的事實とは認められぬが、范察より後の話は明の記録と對照して幾分その事實を證し得ると思ふ。

〔清朝の祖先〕 布庫里雍順の名に比す可きものは明と朝鮮との記録に見當らぬが、范察の凡察であることは疑ない。孟特穆は或は猛哥帖木兒であるかも知れない。但、明の記録に據れば凡察は猛哥帖木兒の弟であるが、清朝の記録には范察の後に孟特穆が現はれたことになつてゐる。けれども猛哥帖木兒の子に董山があり、孟特穆の子に充善がある。この董山と充善とは普通の所があるから、或は同人とも視られよう。又、明の記録には董山の子に脱羅といふものがあり、これは清朝の記録に充善の子の安羅とあるものに比定することが出来る。故に孟特穆と猛哥帖木兒とは同人であらうとの考は成立たぬことはない。けれども明の記録には猛哥帖木兒が初めて阿木河の地方に移り、董山が蘇子河に移つたことになつて居るに拘はらず、清朝の記録には孟特穆が初めて蘇子河の流域に移つたことになつて居り、その間に前後の相違がある。或は孟特穆と李滿住との事實を混同したやうな點もあるので、これを同一に見做さんとするものもあるかも知れないが、やはり孟特穆を猛哥帖木兒

寧古塔貝勒

と見た方が妥當のやうに思はれる。但、充善の子の妥義讓錫寶齊篤古及び福滿等の名は明の記録に見えないが、景祖覺昌安は叫場(或は教場)で塔克世は塔失(或は他失)であることは疑ない。而してその塔失の子が實に太祖奴兒哈赤(努爾哈齊)であつた。覺昌安即ち叫場に六人の兄弟があり、それが蘇子河流域の赫圖阿拉に居り、寧古塔貝勒の稱號を得て居つた。蓋、寧古塔貝勒といふのは祖先が寧古塔の地方に居つた緣故によるとの説もあるが、或は寧古塔の語は六の意味があるので六貝勒といふに過ぎないとの説もある。當時建州の左衛、右衛等の名稱は最早史上に現はれず、單に建州の名稱を以て稱せられた。蓋、その間に種々の變遷があつたらうが、細い事實は記録に存しない。

さて明末に於ける建州附近の形勢は如何であつたか。清朝の記録に據れば滿洲五部と稱するものがあつた。五部とは蘇克素護(蘇子と)河部、渾河部、哲陳部、主甲部、董鄂(修佳と)部である。蘇克素護河部は蘇子河の流域、渾河部は渾河の下流地方である。哲陳、主甲の二部の位地は明確でないが、やはりこの兩河の流域に存在したものと思はれる。董鄂部は修佳江の流域即ち懷仁縣の地方である。蓋、舊來の建州女直の領

明末に於ける滿洲五部の位置

長白山部の位置

覺昌安殺さる

奴兒哈赤の出現

域に各部が分立して居つたのであらう(東亞論叢卷一和田博士の滿洲五部の位置に就きてを参照)。また長白山部の稱するものがあり、これは鴨綠訥殷珠舍里の三部に分れて居つた。恐らくは鴨綠江の上流より長白山の山麓へ互る地方と思はれるが、その位置は明確でない。董鄂部の會長はその子を哈達へ遣はしたが、途中で殺されたので、寧古塔貝勒の所爲と疑ひ、來つてこれを攻めた。寧古塔貝勒は哈達の姻戚關係を利用して、その兵を借りて董鄂部を侵したことがある。又明の李成梁が哈達の阿台を古勒城(蘇子河畔)に攻むるや、覺昌安(場)はその孫女が阿台の妻であつた爲めに、その子の塔克世(塔)と共に赴き援ひ、俱にその城を守つた。所がその城兵は阿台を殺して明軍へ降つた上に、覺昌安と塔克世とを執へて遂にこれを殺した。この時殆ど二千幾百人のものが殺されたといはれる。この覺昌安父子の殺されたのは圖倫(蘇子河流)城主の尼堪外蘭の讒構に出でたのであるといふ説が傳はつた。

奴兒哈赤の興起 當時塔克世の子奴兒哈赤は二十五歳であつたが、極めて聰明な傑出した人物であつたので、聰睿貝勒と稱せられた。彼れは四人の兄弟を有したが、父の後を嗣ぐことになり、父祖の仇たる尼堪外蘭とは兩立す可からざる地位に立つ

圖倫城を降す

薩爾濟を降す

兆佳城・馬兒墩の陥落

た。かくて萬曆十一年(西曆一五八三年)の五月に兵を起して圖倫城を攻めたが、尼堪外蘭は甲版(或は嘉班に作る、撫順の東方)に遁れた。奴兒哈赤は圖倫城を降して追撃したので、尼堪外蘭は撫順關内に遁入し、鶯爾琿(甲版の西)といふ所に居つた。この鶯爾琿は吉林通志には齊々哈爾の西南三十里にあることになつて居るが、全く方角距離を誤つて居る。今日撫順關外には鶯爾琿といふ地名はないが、兎に角その附近にこれを求めなければならぬ。さて奴兒哈赤は進んで薩爾濟を降した。これは蘇子河の流域にある地名で、その處に薩爾濟山が横はり、その山麓に狭い道路が通じて居る。これは赫圖阿拉から撫順關へ通ずる途上の要衝で、他日明清決戦の地となつた所である。今、奴兒哈赤がこの地點を得たことは頗る有利であつて、その勢力の發展に資する所が少くなかつたと思ふ。

かくするうちに、渾河部の兆佳(八家子附近)城主と哈達の萬汗(ウジ)とが連合して來り侵した。翌年に奴兒哈赤は兆佳城を攻破し、馬兒墩(馬墩嶺上)を取つた。又赫圖阿拉より撫順に至るまでの要地は、悉くその手中に歸し、彼れの勢力は益盛になつた。時に董鄂部は來つて奴兒哈赤を攻めんとしたが、彼れは先んじてこれを攻め破つた。萬曆十三年

努爾哈赤、尼堪外蘭を破る

女直諸部と明との交易

奴爾哈赤の滿洲五部統

(西曆一五八五年)から十四年へかけて、渾河部、哲陳部、蘇克素護河部の諸城を降し、更に鶯爾琿城を攻め下したので、尼堪外蘭は明の方へ走つて身を托した。そこで奴兒哈赤は明に向つてその引渡を要求した。時に明はこれを拒絶せずして遂に尼堪外蘭を引渡した。蓋、これを引渡さないと奴兒哈赤と衝突しなければならなかつた爲めであらう。彼れは遂に尼堪外蘭を斬つて凱旋したのである。

かくて奴兒哈赤の勢力は益盛になつて來たが、明からは使を遣はして金帛等を贈つた。奴兒哈赤からも亦明へ對して東珠、人參、狍子、鹿茸の皮等を贈つて居る。當時撫順、清河、寬甸、豐陽の四關に於て、女直と明人との貿易が行はれ、滿洲地方の産物を以て明の内地の産物と交換して居つた。この通商貿易はやがて建州女直の財政を裕にし、富強の基を開いたのである。その後奴兒哈赤は王甲部、董鄂部等を服し、萬曆十九年(西曆一五九一年)には長白山の鴨綠部を従へた。かくの如く建州女直の滿洲五部と稱せられた所は悉く統一するに至つたので、奴兒哈赤の勢力は益擴大した。これが爲めに、その近隣の諸部は恐怖の念を抱くことになり、遂に所謂扈倫四部との衝突を惹き起すことになつたのである。

扈倫諸部と
衝突

葉赫の要求

扈倫諸部、
の連合來使

(扈倫四部と建州との衝突) 初め奴兒哈赤は葉赫や哈達と婚姻を通じ、前後の夫人を迎へた。後の太宗皇太極(ホウシノクイナ)は葉赫夫人(葉赫の女)の生んだ所である。かく彼れが扈倫の諸部と通婚したのは、恐らく北方の諸部と和好を全くして、建州諸部を統一せんとする考があつたのであらう。けれども婚姻の關係のみで利害問題を解決するとは出来ない。奴兒哈赤の勢力の發展するに従つて、北方の扈倫の四部とは漸く兩立することが難かしくなつた。かくて奴兒哈赤は婚姻關係があるに拘はらず、遂に扈倫四部と衝突を來すことになつた。太祖實錄に據れば萬曆十九年(西曆一五)に葉赫の會長納林布祿(ナリンボロク)から奴兒哈赤に向つて土地の分與を求めて來た。然るにこれに應じなかつたので、葉赫は更に哈達、輝發、烏拉の三部と連合して、奴爾哈赤に對抗せんとするに至つた。今葉赫から突然分地を求めたことは、頗怪む可きことであるが、或は兩立の難きを知り、開釐の口實を作らんが爲めに、かゝる難題を提出したのかも知れない。かくて萬曆二十一年(西曆一五)六月に及び、葉赫は哈達、烏拉、輝發と共に兵を併せて來り侵した。これが奴兒哈赤と扈倫四部との開釐の端緒である。この戰は勝敗未だ決せずして交綏したが、扈倫の四部は更に東蒙古の科爾沁、席北(コルチン、シヤク)、封

奴爾哈赤の
扈倫諸部擊

長白部征服

扈倫諸部の
請和と内訌

爾察の三部及び長白の訥殷、朱舍里の二部を糾合して、三路から來り侵し、渾河の邊に至り、黑濟格(ヘクシカク)城(所在未詳)を攻めた。然るに奴兒哈赤は兵を率ゐて赴き援け、大にその連合軍を破り、葉赫の貝勒を殺し、追撃して哈達の柴河の上に至り、烏拉の貝勒の弟布占泰(フヤンタイ)を虜にした。この一戰に於て、奴兒哈赤の聲威大に揚り、遂に勢に乗じて長白の訥殷、朱舍里の二部を征服したが、翌年には蒙古の科爾沁より喀爾喀の諸部に至るまで、その威風に靡き好誼を通ずるに至つた。萬曆二十三年(西曆一五)に奴兒哈赤は輝發の一城を降し、その翌年會て捕虜にした布占泰を烏拉へ歸した。後、布占泰は烏拉の貝勒となり、その妹を奴兒哈赤の弟に妻はした。萬曆二十五年(西曆一五)になると、葉赫、哈達、烏拉、輝發の四部は使を奴兒哈赤の處へ遣はして和を請ひ、婚姻を通じ盟誓をなしたので、扈倫四部は太祖の攻撃を免れたが、彼れ等の間に内輪の争が起り、哈達と葉赫との衝突を來すに至つた。同じき二十七年(西曆一五)に及び、哈達から賀子を奴兒哈赤へ送つて救援を求めた。奴兒哈赤はこれを好機會となし、遂に兵を出して哈達を援けることになつた。然るに葉赫は計略を以て哈達を脅誘したので、哈達はその脅誘に應じて、奴兒哈赤を伐たんとした。そこで、奴兒哈赤は先づ哈達を撃ち、會

奴兒哈赤の
哈達討滅

長猛骨孛羅を擒にし、遂にその部を滅ぼすに至り、彼れの勢力は哈達河の流域に達するやうになつた。

明の抗議、
奴兒哈赤の
應諾

この哈達の地は明の南關に接して居つて、極めて重要な地點であつた。今、奴兒哈赤の勢力が南關を壓迫するやうになつたので、明の方でも勢黙視する譯にはゆかなかつた。そこで明はその哈達を滅ぼしたことに就いて抗議を申込んで来た。この抗議を拒絶すれば明と衝突しなければならぬので、奴兒哈赤は止むを得ず、一時その國を回復するを諾し、猛骨孛羅の子にて奴兒哈赤の女を妻とせる吾兒忽答(吳爾答)を返した(實錄に據る)。然るにその後葉赫の那林孛羅は蒙古の兵を糾合して屢哈達を侵した。當時哈達は葉赫の攻撃を受け、又部内が飢饉で困弊したに拘はらず、明がこれを顧みなかつたので、また奴兒哈赤の方へ歸服するに至つた。そこで明は遂に南關を失ふことになり、奴兒哈赤の勢力は益發展し來つた。然るに輝發は一時奴兒哈赤に傾いたが、また背いて葉赫に附いたので、萬曆三十五年(西曆一六〇七年)九月に、奴兒哈赤は親ら兵を率ゐて之を征し、會長拜音達里の父子を殺し、遂にその部を滅ぼした。かくて

哈達、奴兒
哈赤に通じ
明は南關を
失ふ

奴兒哈赤、
輝發を滅ぼす

奴兒哈赤の勢力はまた輝發河の流域に及んだのである。然るに烏拉の布占泰の向

烏拉の滅亡

奴兒哈赤の
葉赫討伐

背は定まらず、奴兒哈赤が兵を出してこれを伐つに及び、彼は和を請ひ婚を通じたが、萬曆四十一年(西曆一六一三年)に及び、また盟に背いたので、奴兒哈赤は親らこれを征するこゝになつた。布占泰は戰敗れて葉赫へ走り、その部は遂に滅ぼされるに至つた。奴兒哈赤は葉赫に向つて布占泰の引渡を請求したが、葉赫はこれに應じなかつた。そこで奴兒哈赤は葉赫を伐つことになつたが、葉赫は明に向つて救援を求めたのである。奴兒哈赤の葉赫征伐の口實は、その布占泰をかくまつて引渡さないこと、及び婚姻の約をした婦人を他へ嫁せしめたこと等が主なるものであつた。けれども彼れの眞の目的は、この葉赫の北關の地方を略して、明の開原、鐵嶺の地方に及び、更に蒙古方面へ延びんとするにあつたやうである。されば明の遼東の巡撫であつた張五典等は再三上奏してその形勢を述べ、葉赫の救はざる可からざる事情を陳べて居る。葉赫からも明に告げて

哈達輝發、吳喇、三國、滿洲已盡取之、今復侵我葉赫、其意欲削平諸國、即侵明、取遼東、以建國都、而開原、鐵嶺、爲牧馬之場矣。(大清太祖實錄卷四)

と言つて居る。これを要するに葉赫が滅ぶれば、明は更に北關を失ふことになり、隨

明の葉赫救

つて開原・鐵嶺を守ることが出来なくなる。開原・鐵嶺を守ることが出来なくなれば、遼東全體に及ぼす影響は甚大なるものがある。故に設令葉赫から援兵の請求がなくとも、明はこれを黙止することは出来ないであらう。況や援兵の請求があるに於ては猶更である。そこで明は一方使を奴兒哈赤の許へ遣はして葉赫を侵さないやうに諭さしめ、又一方馬時楠等の諸將を遣はし銃砲を練習したる兵千人を率ゐて葉赫を援け守らしむることにした。かくの如く形勢が切迫し來つたのであるから、奴兒哈赤と明との衝突は日一日と近づいて來たというてよい。

其二 太祖の建國

〔奴兒哈赤と明との衝突〕 初め奴兒哈赤が兵を起して建州各地の統一を圖つた時には、猶明へ對しては恭順の意を表し通貢を怠らなかつた。即ち萬曆十八年（西曆一五九〇年）及び二十一年（西曆一五九三年）には奴兒哈赤自ら明へ入朝した。明もこれを招撫する方策を取つて、萬曆二十三年（西曆一五九五年）には龍虎將軍の稱號を賜はつた。その翌々年（二十五年）には奴兒哈赤の弟速兒哈赤（或は舒哈齊に作る）が入朝した。表面は相變らず恭順を表して居つたけれども、既に奴兒哈赤の勢力の發展しつゝ、あつた時であるから、或は明の國

奴兒哈赤親
す
ら明へ入貢

明の遼東間
題懸念

情の偵察に來るのであらうと疑ふものもあつた。萬曆三十三年（西曆一六〇五年）三月に遼東の督撫蹇達等の上申に對する兵部の覆疏に、夷情一たび變動あらば、遼鎮また勁敵を生せんというて居るのをみれば、明の方では既に女直の形勢が一變せんとするを豫測して居つたやうに思はれる。

兵部の覆疏

〔參照〕 兵部の覆疏 海西・建州の二夷は毎歲朝貢すること一次、毎貢千五百人を以て限とし、毎時賞賚供應の費は鉅萬に上つて居る。蓋、厚往薄來（賜與を厚くし、獻品を軽くす）の中に於て、招携柔遠（遊者を招來し、遊人を懷柔す）の道を寓したのであつた。これ國初相沿の舊例で、原より廢することは出来ぬ。たゞ近來各夷は一樣の事例に慣れ、進貢往來にも中國の情弊を熟知し、老猾の伴送者にして彼れ等と交通し、色々の措略をなすものあり、巧に乾鞭・墊車・靴襪等の各項の名目を立てて、分外に需索し、屢驛遞を苦しめ、居民を迫勒し、時には茶毒を被らすことさへある。その中國の患となること甚しい。從來遼東の督撫は、朵顏・三衛の事例に照し、或は十人ならば止だ一人をして京に進ましめ、或は各夷邊に在りて正賞供應等を給するの項を聽さしめば、兩方の利便になると思ひ、己に上申を経て、欽みて移文により、遼鎮の協議を試みた。その後該鎮督

撫の咨稱に據れば各夷舊軌を口實とし固執して従はない。誠に恐る夷情一たび變動あらば遼鎮また勁敵を生せん。仍ほ舊に准じて入京せしめんとし、釁端を開き後患を貽すことを慮らざるを得ない、(萬曆疏抄 卷四十一)かくて同じき三十五年(西曆一六〇七年)に奴兒哈赤が輝發を併せ烏拉を征するに及んで、その豫測は遂に事實として現はれ來ることになった。翌年、禮部左侍郎楊道賓の奏疏によれば、

(略上) 今、建州の夷會奴兒哈赤は既に毛憐等の衛を併せ、而もその印勅を取り、又海西南關一帶の衛所を并す。會目のト占世や猛骨孛羅等の如きも皆これを服し、嘗て婚姻を通じて居つたものも恤れむことをしない。惟、北關一帶に於ては、那林孛羅とその弟金臺石とが力を竭して死守し、僅かに且夕を支へて居るに過ぎない。且聞く所によれば、彼れは名姝を飾り重粧を損し、以て北虜と交讎して居るといふ。全體、明はもと女直の力を藉りて北虜を制したのに、今や女直は反て北虜と交通して居る。又明は海西諸衛を設けて以て建州に對抗させたのに、今や海西諸衛は已に建州の爲めに併吞されてしまつた。開原の市場はもと市馬を主として市參(人參)

楊道賓の奏

葉世英の奏

賈を許さなかつたのに、今や人參を強賣し倍價を貪つて居る。官をしてその價を償はしめんとすれば堪へられず、強めて之を争へば戰端を開くことになる。結局聲を吞み辱を忍んで、亂源を養ひつゝあるのは一朝一夕の事ではない。更に聞く所によれば、奴兒哈赤は弟の速兒哈赤と與に、多智にして用兵に習れ、信賞必罰によつて族類を兼併し、妄に自ら尊大に振舞つて居るといふ。即ち關を叩いて入貢するものも、實は皆眞の海西、建州の會ではなく、索むる所の參價車銀は盡く建會兄弟の囊に入り、猶且賞賜を輕視し、反て搶奪を欲して居る。若しまた苟且に局を結び、安を偷みて隱忍すれば、益中國を輕んじ北虜と勾連するであらう。これその志は小にあらず、憂は方に大である。(略中)今、奴會の精兵は既に三萬餘に上り、老弱者の數は遙かにこれを超えて居らう。臣按ずるに隆慶年間の遼鎮の圖籍によれば、馬歩の官軍は八萬と稱し、粒米豆草の外に主客の歲餉は二十萬金に上つて居つた。然るに今や戰に堪ふる精兵は八千に滿たず、衆寡敵せざるは勿論、士氣も亦固より已に索然たる有様である、(萬曆疏抄 卷四十一)といひ、また同年に兵部主事の葉世英の奏疏によれば、

(前略) この頃、遼東鎮撫の飛報を聞するに、大抵東夷奴兒哈赤の逆謀が漸く著はれ、勢將に眉を焼かんとす。特に憂慮する所は増兵増餉の問題である。かの奴會は金人の苗裔で女直民族に過ぎない。我が祖宗は建州、海西の各衛を設け、また南北の兩關を設けたが、建州は實に奴會の駐牧する所である。彼等の支族を分つは、誠にその勢力を離し、互に長を争うて讎殺せしめ、以て中國の安きを圖らんと欲するのである。然るに今既に南關を滅ぼして北關を連ね、諸衛を服従して、遠く西虜と交はり、兵を練り器を繕ひ、險を設け塘を築き、驛車を構造するを以て名となし、兩年に亘つて入貢しない。彼れの禍心を包藏するは豈一日のことならんや、(同上)

というて居る。即ち明人の眼中に當時の奴兒哈赤の行動が如何に映じたかが判るであらう。かくてこの形勢は年一年と進展し來つたものと見え、その翌々年即ち萬曆三十七年(西曆一六〇九年)の十一月に宰相の葉向高は李化龍の言を引いて上奏に及んだ。その言に

葉向高の上疏

窃かに念ふに、今日邊境の事は建夷を最憂ふべきものとなす。その事勢を度るに必ず叛亂するに違ない。然るに今日九邊の空虚なるは遼左が最甚しい。昨、李化

棄地問題の論議

龍は臣に告げて謂ふに、奴會が一たび動かば、到底その勢を防ぐことは出來ない。遼陽の一鎮は將に手を拱して之を虜に授けなければならぬ。即ち兵を發して救援せんとしても、亦及ばぬであらう。且、該鎮は糧食が缺乏し、救援の兵も支給を仰ぐことは難しい。設令武器を反して内向しないとしても、必ず相率ゐて虜に投降するやうになり、天下の事態は收拾す可からざるに至らんと。臣はその言を聞き、寝ぬるも席に安んぜず、食するも咽を下らない。陛下も亦これが爲めに慮を縈はされ賜ふであらう、(下略)(皇明神宗實錄 卷六百六十一)

とあるをみれば、明と奴兒哈赤との衝突の形勢が漸く迫りつゝ、あつたことが知られる。この時に方り、棄地界夷の問題が起り來つたのである。

初め遼東の巡撫趙楫と總兵の李成梁とが、奴兒哈赤を懷柔する爲めに境上の土地數百餘里を棄與し、益その勢を助長したといはれ、大分議論の種となつた。萬曆三十六年(西曆一六〇八年)に兵科給事中の宋一韓は上疏し、人を遣はしてこれを調査せしめんとを請うた。そこで明の神宗は熊廷弼を巡按御史として遼東へ遣はし、境界を視察せしむることになつた。廷弼は撫順關より鴉鶻關に至り、境上一帯の地方を視察し、

その境界に當る所の堡寨及び住民の状態を委しく上奏に及んだ。これは極めて詳細なる報告であるが、その大意は次の如くである。

熊廷弼の調査

趙楫、李成梁の棄與せる夷界は寬奠等の六城堡(鳳凰城、東鴨綠江に接する地方)、延袤八百里に及び、その逃民は韓宗功の驅逐せるもの六萬四千餘衆に上つた。清河の鴉鶴關より一堵の盤嶺に至るまで、各墩が棄てられて七十里の邊を失ひ、張其哈喇佃子の棄てられてより八十里の邊を失ひ、豐陽界よりして賽兒疔疽以東、橫江一帶に至るまで、盡く棄てられて三百里の邊を失つた。これ棄地の大略である。居民の告墾者は萬曆十三年より已に存したが、同じき二十八年に居民の現在を以て境界となすことにした。然るに楫と成梁とは彼れ等數萬人を驅つて江を渡つて潛避せしめた。その口實は奴會の索地といふことになつて居る、これが驅回人口の大略である。奴會は既に安坐して數百里の疆域を得、而も我れの急とする所は貢にあるを知る。そこで界碑を開原に立て、夷文を刻し、盟誓を副へたならば之を許さんといふ。その文をみるに、備は中國、我は外國といひ、極めて不遜の態度である。これ界碑の大略である。明は歲稿の賞銀五百兩を東西の新地墾種の人口に分配したのは、吾が

境界の確定と紛議の惹起

奴兒哈赤、明軍の葉赫を救援を詰問す

地を存せんが爲めであつた。然るにその地は既に夷に歸したのであるから、前の賞銀は宜しく革むべきであらう。のみならず奴會は已に三たびも貢をなさず、而も約東通りの賞銀は毎年庫銀を借りて支給して居る。これ撫賞の大略である。楫と成梁との罪は正に誅戮に價するであらう。(皇明神宗實錄 卷四百五十四)といふのであつた。けれども一旦棄讓した土地は既に奴兒哈赤の領有に歸し、またこれを回復することは出来なかつた。奴兒哈赤はその境界に滿文の石碑を建てることにし、これを撫順、清河、寬甸、豐陽の四處に設け、互に境界線を越すを許さないことになつたのである。從來境界の未だ確定せられぬ時は、互に多少踰越しても大なる議論は起らなかつたが、已に境界が確定せられてからは、假令少しでもこれを越すと直にやかましい問題が起つて來る譯である。他日明人が境界を越えて人參、礦物、樹木、果蔬、鹿獸の類を窃取するに及び、茲に幾多の紛議を惹き起すに至つた。かく境界の問題で既に多少の紛議のあつた處へ、更に明の葉赫救援の問題で兩國の交渉が一層重大になつて來た。奴兒哈赤は明が葉赫を援け守るを聞き、親ら撫順關に至り、明の遊擊李永芳に書を贈つて明の救援のことを詰問に及んだ。

奴兒哈赤の衝突回避

奴兒哈赤汗位に即き國號を後金と號す

(參考) 詰問の大意 昔葉赫哈達烏喇輝發蒙古席北卦爾察等九姓之國於癸己歲合兵侵我我是以興師禦之天厭其辜我師大捷斬葉赫布寨獲烏喇布占泰以歸逮丁酉歲刑馬敵血以相尋盟通婚媾無忘舊好詎意葉赫渝棄前盟將已字之女悔而不予至烏喇國布占泰吾所恩育者也反以德爲仇故伐之而殲其兵取其國今布占泰子然一身奔於葉赫葉赫又留之不吾與此吾所以征葉赫也我與汝國何嫌何怨欲相侵耶(大清太祖實錄卷四)

翌年明から答書を贈つたがその内容如何は傳はつて居らない。當時奴兒哈赤は猶明と開戦する時期でないかと考へたものか暫く忍耐して機會の至るのを待たうとしたやうに見える。されば數年の間は明と衝突をせず單に東海の方面に於て未だ征服しない渥集兀哲部を討伐した外は何等の攻撃を試みなかつた。これは鷲鳥の將に搏たんとして先づその翼を收むるものであらう。然るに萬曆四十四年(西曆一六一六年)朝鮮春報に據れば四十七年(年のことになつて居る)に奴兒哈赤は部下の勸進を受けて汗位に就き國を後金と稱し天命と建元した。時に歲五十八で後に清の太祖皇帝として知られる。

太祖が國を金と稱したのは金の子孫であることを意味せしめたものでその姓を受新覺羅というたのは金族といふ意味に過ぎない。然るに清朝の實錄にはこの國

太祖、明の越境者を捕殺す

太祖の宣戰

號を金と定めたことを忌みて全然記さず初めから國を滿洲と稱したやうに書いてある。けれども明や朝鮮の記録及び清初の古文書や碑文等に據ればその金と號したことは一點の疑もない(このことに就ては既に卷二) 第十三章に於いて述べた。かく彼れが帝位に即き國號を定め年號を稱した所を見ると已に明と兩立し難い地位に立つたことは明であらう。

蓋太祖は最早何時明と開戦しても差支ないと考へたのであらう。而して先づ境界侵越の事件が問題となつた。當時太祖は明人の境界を越え來つて種々の産物を窃取したもの捕殺すること五十餘人に及んだ。明からこれを詰問するに及びこの問題は大分纏れて來たが太祖は一時の方策としてこの明人を捕殺したものを處分することになり葉赫の捕虜十人をその主謀者なりと偽はりこれを撫順關外で殺した上にその前から執へて居つた明の使者を送還した。かくてこの問題は一時解決したやうであるが幾もなくして太祖は明へ對して宣戰するに至つた。これが明の萬曆四十六年(日本元和四年西曆一六一八年)即ち金の天命三年である。

太祖は明に對する宣戰の口實として七大恨を數へて居る。この七大恨に就いては清の太祖實錄と明の遼事實錄との間に多少の相違があるけれども今暫く太祖實

宣戰の口實
七大恨

録に據つて左に紹介して置く。

- 第一恨 明が擅に兵を起して太祖の父祖を殺したること。
- 第二恨 明が誓言に背き境界を越えて葉赫を助け守ること。
- 第三恨 明が恣に我が使臣を拘へてこれを殺したること。
- 第四恨 明が葉赫を助け已に婚約せる婦人を蒙古へ改め嫁せしめたこと。
- 第五恨 明が兵を遣はして守疆の衆を驅逐せること。
- 第六恨 明が葉赫の言を偏信し、特に使臣を遣はし書を遺つて詬罵し、肆に陵侮を行へること。
- 第七恨 明が我れを強ひて已に滅びた哈達を回復せしめたことがあるのみならず、天譴の葉赫を助けて天意に抗せること。

撫順・東州
堡の陥落

右の七大恨は宣戰の口實としては頗正々堂々たるものであつた。かくて太祖は親ら步騎二萬を率ゐて進發し、兩路に分ち一は撫順に向ひ一は東州堡及び馬根單堡に向つた。而して先づ撫順を圍んで城將の李永芳を降した。これがその年の四月十五日である。次いで東州堡及び馬根單堡を下し、漢字の檄文を傳へて清河城を脅

明軍の大敗

した。明の遼東巡撫李維翰は兵を出してこれを援はしめたが、太祖に逆撃せられて大敗し、遼東全體が動搖するに至つた。

楊鎬の遼東
經略

清河城の遼陽に對する地位と、撫順城の瀋陽に於ける關係とは頗相似た所がある。撫順城は撫順關西の重鎮にして、これに據つて西すれば瀋陽を脅すに足り、清河城は鴨鶴關西の重鎮にして、これに據つて西すれば遼陽を制することが出来る。されば太祖が既に撫順を下した後に清河を得んとするは、兵略上當然の順序でなければならぬ。明では曾て遼東巡撫であり、且朝鮮戰役に經驗を積んだ楊鎬を起して遼東經略となし、李如柏や劉綎等の如き人物を皆起用したが、李維翰は遂に革職せられた。然るに楊鎬が未だ遼東に至らざる間に、太祖は兵を進め、その年の七月に鴨鶴關より侵入し、清河城を圍んで遂にこれを陥れたが、その附近の諸城堡は皆風を望んで潰えた。明の諸將は清河攻圍の報を得て、各方面より赴き援けんとしたが皆及ばなかつた。かくて明は撫順より清河に至る邊境一帯の地を失ふことになり、瀋陽と遼陽とは大に危殆を感ずるに至つたのである。その後、明は葉赫の金台失を誘うて建州の一寨を下したので、翌天命四年即ち明の萬曆四十七年（西曆一六一九年）正月に、太祖は葉赫を

清河城の陥

征し大小の屯寨二十餘を下した。葉赫は援を明に求めたので、開原の總兵馬林が赴き援けた。けれども敢て戦を交へず、太祖も亦葉赫を滅ばさずして引き上げた。これは明の大軍が漸く來り迫りつつあつたが爲めであらう。

(薩爾滸の戰)

初め經略の楊鎬は自重して輕進しなかつたが、明の政府より催促せ

られ、遂に大舉出征の計畫を進むるに至つた。その年二月の上奏に據れば、その作戰計畫は四路より並進するものであつた。西路は總兵の杜松を將とし、六萬の兵を率ゐて撫順關に向ひ、南路は李如柏を將とし、同じく六萬の兵を以て鴉鶻關に向つた。北路は馬林を將とし、四萬の兵を率ゐて三岔口の地方から進んだ。東路は劉綎を將とし、四萬の兵を率ゐて寬甸から進み、朝鮮の將姜弘立も亦明の徵發に應じ、東路の軍に協力して進むことになつた。但、その主力は西路にあつて楊鎬がこれを統督した。その軍勢約二十萬にして四十萬と號して居つた。これは清朝實錄に見えた兵數であるが、明の遼事實錄に據れば、邊牆を出でた兵數は八萬八千五百五十餘人となつて居り、十萬に上つて居らぬ。これが寧ろ實數に近いものと思はれる。この明軍は二月の下旬から三月の月上旬へかけて各方面から進發し、その意氣は既に建州を呑んだ

明軍四路より並進す

であらう。太祖は各方面の情報に接したが、明軍の主力は西路にあるを察し、先づその主力を破らば他は自ら潰えるならんと考へ、遂にその全力を傾けて西路の明軍を逆撃することに決した。

赫圖阿拉即ち興京から蘇子河に沿ひ西行すると、渾河と蘇子河との合流點に達する。その合流の間に峙つものが界凡山クイファンで今日鐵背山と書かれて居る。その西方に蘇子河を距てて聳えるものが薩爾滸山である。この山の上に薩爾滸城がある。これから渾河を渡れば營盤に出で撫順へ通することになる。界凡山と薩爾滸山との對立して居る處は、河流を中央に夾んだ谷地で、兵略上頗重要なる地點である。故に兩軍は共にこの地點を爭ふことになつた。太祖の軍は先づ界凡山に城寨を築かんとし、兵を出してその役夫を護衛した。明軍は薩爾滸山に壘を構へてこれに據り、別に兵を出して界凡山を攻撃した。太祖の軍は吉林崖に據つて防戦したのである。太祖は支隊をして界凡山の明軍を牽制せしめ、別に本隊を率ゐて薩爾滸の明軍に向つて一齊攻撃を開始した。明軍は火炮を以て應戦したけれども守りきれず、全軍總崩れとなつた。その支隊も河を渡り山上の軍と共に明軍を界凡山下に撃破した。

薩爾滸の戰

西路の明軍大敗

北路の明軍
また破らる南路の明軍
引揚ぐ東路の明軍
大敗、朝鮮
軍の降服

明の大將杜松以下皆戦死し、その士卒の戦死せるもの數を知らずといふ有様であつた。當時北路の軍は南進して西路の軍と合せんとしたが、この敗報を聞いて途中で踏み止まつた。太祖は既に西路の軍を破り、更に轉じて北路の軍をも破つた。葉赫の金台石は兵を率ゐて中固城まで來つたが、明軍の敗報を聞いて引き去つた。經略の楊鎬は二路の軍の敗報を得て、南路、東路の兩軍に檄して引き上げしむることにした。南路の李如柏は檄を得て清河より引き上げたが、東路の劉綎は場處が遠い爲めに西路、北路の敗軍を知らず、また楊鎬の命令にも未だ接せず、三月十五日の總攻撃に策應せんとし、進んで赫圖阿拉を距ること六十支里許りの處に至つた。時に太祖は既に赫圖阿拉到に還り、その諸子を遣はし、同月四日に東路の軍を逆撃せしめ、大にこれを破つて劉綎をして戦死せしめた。朝鮮軍の將姜弘立は遂にその軍を率ゐて太祖に降服してしまつた。かく開戦以來僅かの日子のうちに、兩軍の勝敗は決定し、明軍の陣亡せるもの殆四萬に上つたといはれる。この戦の結果は遂に明清興廢の分れる楔機となつた。

この勝敗の原因に就いては、明の巡按御史陳王庭の奏疏に六箇條を擧げて

勝敗の原因

（前略）師を行るには必紀律を嚴重にすれば、方に萬全を保つことが出来る。誓師の後より經略の楊鎬は即ち杜松等に諭し、各務めて持重せしめた。又約して三月初一日に關より出で、期をみて前進し、三路の砲響に應じ、力を併せて攻めることにしたのは頗慎重の策であつた。然るに我が將は拔け駈けの功名を立てんとして、二十九日の夜半に關より出で、運河の南岸に敵の遊騎の姿を哨見し、期に先んじ兵を將ゐて競進したのは失敗の第一であつた。この時、三路の兵馬は未だ渾河を濟らず、水勢洶々として人馬の河を渡り水に溺れたものは數十餘騎に上つた。分巡が之を止むれども聽かず、趙夢麟が之を諫むれども聽かず、軍營の將官が之を懇止すれば却つて怒に逢うた。衆を顧みず自分の思ふままに行動したのは失敗の第二であつた。且、隊を按せずして營を張り、期に臨みて隊毎に數人を挑選し、爲めに隊伍が醋亂に陥り、賊の撃つ所となつたのは失敗の第三であつた。陣に臨み、數人の夷兵を生擒し、一寨を尅平すれば、停哨を立てることもせずして無謀なる進み方をし、賊の伏中に誘ひ込まれて氣がつかなくつたのは失敗の第四であつた。將兵の習はざるに拘はらず、水を背にして戦つたのは失敗の第五であつた。輕騎を以て

深入し、火器車兵を撤棄し、軍に老營のなかりしは失敗の第六であつた。この六者はともに兵家の忌む所である、(籌遠碩畫 卷十七)

というて居る。けれども是れ皆その小節に過ぎない。蓋、兵種を論ずれば太祖の方が勝り、兵數を論ずれば明の方が優つて居つた。然るに明が兵を四路に分つたのはよいとしても、通信連絡の機關がなく、同一行動に出づることの出来ない缺點があり、特に西路の軍が功を貪つて先進せるは失策であつた。太祖はその少ない兵力を分割するの不利を知り、全力を集中して明軍の主力を撃破することにしたのは、作戰の宜を得たものといはれよう。これを要するに作戰計畫の優劣がその勝敗の結果を齎したものだといはなければならぬ。

(太祖の遼東經略) 太祖は薩爾滸の決戦で勝利を得たる後、屢兵を出して各地を脅したが、六月に至り靜安堡を出でて開原を攻め遂にこれを下した。その後、太祖は遼東半島を取らんとするが如き氣勢を示して明人の注意を轉せしめ、翌月鐵嶺を攻めてまたこれを略した。是に於て葉赫と明との連絡は全く阻絶せられるに至つた。因つて八月に太祖は遂に葉赫の攻撃を開始することになつたのである。

開原鐵嶺の陷落

これより先き明では經略の楊鎬を罷め、前の遼東の巡按御史熊廷弼を經略に任じた。廷弼が未だ北京を出發しない間に開原陷落の報に接し、彼れは守禦收復の策を上奏した。その中に

(略前) 大軍が三路に敗没してより、賊は初めて出入常なく、屯堡を掠盡するに至り、我が兵が四城(開原鐵嶺、遼陽、遼東、遼西)を坐守してより、賊は西虜と交合して開原を占領するに至つた。是れ前きに清河と撫順とを回復することをせざりし爲めに開原を失つたのであり、今や開原を回復しなければ遼鎮をも棄てなければならなくなる。かくては京師も遂に危殆に陥るであらう。今、開原一帯は盡く失はれて彼れの外部の交は合し、朝鮮、北關は皆陰かに賊に順うてその内部の患は除かれてしまつた。賊は最早牽掣さるる何物もなく、何等顧忌する必要もなくなつた。必ず我が遼瀋の地方に攻め來るであらう、(略下 籌遠碩畫 卷十七)

といひ、開原回復の必要を力説した。神宗は廷弼の言を嘉納し、尙方劍を賜ひその權力を重くしたといはれる。廷弼が愈出發して山海關を出づるに及び、鐵嶺の陥り瀋陽及びその他の諸城堡の人民は逃竄して、遼陽の人心洶々たりとの報に接した。八

熊廷弼の對策

太祖の葉赫
征伐

月三日に至つて延弼は遼陽へ着した。その十九日に太祖は諸貝勒を率ゐて葉赫を征伐することになつたのである。

葉赫の金台石(金台)は東城に居り、布楊古(白羊)は西城に居つた。太祖は東城を圍み金台石を諭し降さんとしたが、従はなかつたので、遂にこれを執へて縊殺した。次いで布楊古は西城を開いて、太祖に降つたがまた縊殺された。時に明の遊擊馬時楠は兵一千を率ゐて、葉赫を助け守つて居つたが、これも亦殺された。是に於て北關・南關は共に太祖の掌中に歸し、所謂扈倫の四部は全くその版圖に入つたのである。特に葉赫を滅ぼしてから、太祖の勢力は西方にも延長し、東蒙古と自由に交通することが出来るやうになつたのみならず、更にその勢力は南方へ伸展し、瀋陽・遼陽に迫り来るやうになつて來た。

明の經略熊廷弼は既に遼陽に入り、開原・鐵嶺の回復を企てたが、遼陽の軍備が十分でないので思ふやうに進まねず、且瀋陽の守り難いのを察し、専ら兵力を遼陽へ集中してこれを防守することになつた。然るに明軍の諸將の間には協和を缺き軋轢を生ずるやうになつた。廷弼は傑出した人物であるが、極めて剛情で自ら用ひ過ぎる

太祖の扈倫
四部占領明軍の遼陽
集中明軍の内訌
熊廷弼の解
任袁應泰の經
略蒙古諸部族
の遼東雜居

ので人望が少なく、特に部下の姚宗文は頗不平を抱き、廷弼を陥れんとして居つたのである。太祖は葉赫を滅ぼした後、暫く兵を動かさなかつたが、天命五年即ち萬曆四十八年(西曆一六二〇年)に及び各地を攻略し、その八月には兵を瀋陽城下に觀して還つた。當時の斬獲八千餘人と稱せられる。この一事は遂に廷弼を彈劾する口實となつた。その翌月に明の神宗は崩じ、光宗が立つて泰昌と改元したが、間もなく光宗は崩じ、熹宗が立ち、翌年更に天啓と改元した。時に姚宗文は上疏して廷弼の過失を指摘したが、更に御史に嗾して盛に廷弼を攻撃せしめた。その中に廷弼の無謀八箇條と欺君三箇條とを痛論せるものもあつた。これが爲めに廷弼はその任務を解かれ、袁應泰が代つて經略となつた。彼れは戰守に關する方策を上つたが、大體撫順・清河を回復し、各地の要處を守備し、機會を見て進撃を開始しようといふ意見であつた。けれども軍備の完整せざるが故に、その意見を實行することは出来なかつた。當時、蒙古の諸部は饑饉で、その人民は食を得ず、邊境へ來つて助を請ふものが多かつた。袁應泰は我々不急救、則彼必歸敵、是益之兵也といひ、命を下して彼れ等を招來し、これを瀋陽及び遼陽の地方に雜居せしめた。時に或はこれが他日の害を作すならんといふもの

もあつたが、應泰は毫も顧みなかつたのである。

太祖は天命六年即ち明の天啓元年(西曆一六一一年)の三月に瀋陽を取らんとし、親ら貝勒諸臣を率ゐて薩爾滸を發し、水陸の兩路より進んで瀋陽の攻撃を開始した。城將の賀正賢は能く防ぎ能く戦つたが、彼の蒙古人の城内に雜居して居つたものが、内應したので城は遂に陥り、世賢以下皆戦死した。太祖は更に明軍の來り援けたものを破り、遂に遼陽を取る計畫を定めたのである。明の方でも太祖が瀋陽を下した以上は、續いて遼陽を攻むるであらうと豫想した。故に巡按御史の張銓から頻にその形勢を上奏に及んだが、未だこれが北京へ達せざるうちに、太祖の軍は遼陽へ來り迫り、その月の十九日に攻撃を開始した。遼陽に居つた經略袁應泰は張銓と共に固く守つて應戦したが、二十一日になつて蒙古人の雜居して居つたものが、また内應したので城は遂に陥り、袁應泰は自殺し張銓は捕虜となつた。太祖は令を下して百姓を安撫したが、軍民皆辮髮となつて歸順するものが多かつた。かく瀋陽及び遼陽の相次いで陥るに及び、遼河以東の地方は大抵太祖の勢力の下に歸し、殆大小七十餘の城堡が悉く辮髮になつてしまつたといはれる。

瀋陽の陥落

遼陽の陥落
袁應泰の自殺

熊廷弼また
經略となる

廷弼と王化
貞との不和

毛文龍の皮
島據守

瀋陽が既に陥り遼陽がまた陥つたとの報告が明の政府へ達すると、上下共に震動した。これは經略にその人を得ない爲めだといふ議論もあつて、熹宗は更に前の經略熊廷弼を起用して再經略たらしめ、而して王化貞をして遼東の巡撫たらしめた。化貞は廣寧にあつて散亡を招集し、力を防守に盡したので人心稍定まつた。その年の六月に廷弼は北京へ來り、三方布置の策を上つた。これは廣寧に陸兵を備へて敵軍を引き寄せ、天津と登萊とに舟師を置いて、機を見て出動せんとするのであつた。然るに化貞は遼河沿岸に六堡を築いて守備する意見であつたが、廷弼はこれを以て得策にあらずとしたので、遂に實行せられなかつた。これより化貞と廷弼とはまた相和せざるやうになり、始終その意見の衝突を來したが、遂に朝鮮の皮島に據つて居つた毛文龍と氣脈を通じて兵を動かすことになつた。

毛文龍は浙江杭州の人で朝鮮の役にも從軍したが、事平いで後暫く遼東に留まつて居つた。太祖が遼東を征服するに及んで遁れ去り、海道から虛に乗じて鎮江城(鎮江州)の對岸を襲ひ、敵將を殺した功によつて總兵に任せられ、皮島に據ることになつたのである。この皮島は即ち今の鐵山近海にある椴島である。當時遼東の人民の中で遁

れて毛文龍の許に投ずるものが少くなかつた。文龍はこれを軍隊に配置して明の登州と連絡し策應の計畫をなした。即ち明の方では熊廷弼の三方布置の策に基き、登州・萊州及び天津の水軍をして毛文龍と策應せしめ、更に陸兵をして廣寧から進ましめようといふのであつた。熊廷弼は廣寧の右屯衛に屯し、王化貞は進んで遼河を渡つたが、遂に功を奏せずして引き上げた。當時廷弼と化貞との間は益相和せず、常に意向の阻隔を來しつつあつた。これが明軍にとつて頗不利を招く原因となつたことはいふまでもない。

毛文龍の敗北

太祖の廣寧侵入

太祖は毛文龍が後顧の憂をなす爲めに、天命六年即ち明の天啓元年(西曆一六二一年)の十一月に、將に命じて五千の兵を率ゐ、鎮江から朝鮮に入つて文龍を破らしめた。かくて後顧の憂を除き、更に西方に向つて進出する計畫であつた。翌天命七年正月に太祖は遼陽を發して遼河を渡り、先づ初めに西平堡を下した。王化貞は廣寧を棄てて西方へ引き上げたので、太祖は遂に廣寧へ侵入した。王化貞は大凌河に至り熊廷弼に遇ひ、共に寧遠及び前屯衛を守らんことを請うたが、廷弼はそれは既に遅いといひ、遂に山海關まで引き上げる事になつた。是に於て遼河の西、山海關の東の四十餘

明軍の退却遼西の降服

王在晉の經略及びその意見

城は皆相率ゐて太祖に降ることになつた。太祖は進んで中左所まで至つたが、それから廣寧へ引き遣し、その二月には遼陽へ歸つた。而して更に城を遼陽の東方五支里位の處に築き、ここに宮室を築いてこれに居ることになつた。これを東京城又は新城と稱したのである。

(明軍の防戦) 明の方では遼西の没落したるを聞き、朝野共に狼狽し、兵部尙書張鶴鳴が自ら出でて軍を視ることになり、而して王化貞を執へ熊廷弼を罷め、更に王在晉を經略に任じた。王在晉の上疏に據ると、當時遼東の事件は最早殆收拾す可からざる有様であるといひ、更に彼れは一度清河撫順に於て壞れ、二度開原鐵嶺に於て壞れ、三度遼陽瀋陽に於て壞れ、四度廣寧に於て壞れた。この初壞は危局であり、再壞は敗局であり、三壞は殘局である。四壞は全遼を棄てたもので、既に局の布く可き様がなく、遂に退いて山海關へ引き上げたが、最早退く可き餘地がない。今の經略たるものは前の經略に比すると益困難であり、又その責任も非常に重いというて居る。これは實際その通りであらうと思ふ。

當時王在晉は蒙古を誘うて廣寧を襲撃せしめんと企てたが、或は廣寧を回復して

諸將意見の相違

もこれを守り遂げることは出来まいといふ意見もあつた。そこで遂に山海關外の八里舖に重關を築いて、大兵を以てこれを固守することになつた。然るにこれを不可とする意見もあつて、兵部尙書の孫承宗を山海關へ遣はし、實地に就いて視察せしめることになつた。時に王在晉の部下の袁崇煥は寧遠を守らんことを主張し、閩鳴秦は覺華島を守らんことを主張した。孫承宗はこれ等の説に賛成したが、王在晉は應じなかつた。孫承宗は北京へ歸つてこれを報告し、遂に在晉の經略を罷め、承宗がこれに代ることになつた。而して閩鳴秦は巡撫となり、諸將を分つて守備を分擔せしむることになつた。一方朝鮮へ使を通じて遙に聲援せしめ、又毛文龍に命じて牽制運動をなさしめた。且、寧遠の諸堡を修築し、更に諸將をして錦州、大小凌河、松山、杏山、右屯衛等に兵を進め、約二百支里の地を回復して大に守備を修むることになつた。これが天命七年即ち明の天啓二年(西曆一六二二年)の四月である。時に寧遠城は修築を経て頗堅牢を極めたが、遂に關外の重鎮となつた。その前年の五月に毛文龍は部下の將を遣はして、鴨綠江を沂り輝發の地を侵さしめたこともあつたが、金軍に破られてしまつた。翌九年即ち明天啓四年(西曆一六二四年)の八月に更に義州から鴨綠江を渡つて

孫承宗の經略

明軍の守備計畫

毛文龍の後方擾亂

太祖の瀋陽遷都の理由

鞍山驛を侵したが、また金軍に破られて退却した。更に同じき十一年即ち天啓六年(西曆一六二六年)五月にも兵を出したが、皆利を失つて退却した。かく明では孫承宗をして進取回復を圖らしめ、一方毛文龍をして牽制運動をなさしめたのである。金の太祖は天命十年即ち明の天啓五年(西曆一六二五年)三月に、遼陽の東京城から都を瀋陽へ遷した。これが即ち他日の奉天である。この都を遷したのは何の爲めであつたらうか。太祖の言に據ると、瀋陽は形勝の地である、明を征するにも朝鮮、蒙古を經略するにも便利であるといふことに歸して居る。けれども東京城を築いてから幾年も経たぬのに、忽ちまた瀋陽に遷つたのは、何か別の事情がなければならぬと思ふ。これは恐らく當時明の勢力が稍回復しかつたやうに見えた爲めではあるまいか。遼陽は明と接近して興京とかけ離れて居るが、瀋陽は遼陽ほど明に近からず、また興京との連絡も十分であるから、萬一の時には都合がよい。但、遼陽に比すれば朝鮮方面の經略には必ずしも便利ではないが、蒙古方面の經略をなすには頗都合がよい點があつたからであらう。

然るに茲に明軍の局面に一變化を來すことが起つた。それは明の一將が耀州(海城附近)

高第の經略

を攻撃して失敗したので、孫承宗は彈劾を受けて北京へ呼戻され、兵部尙書の高第がこれに代つたことである。高第は山海關外の地の守り難いことを主張して、遂に錦州・大小凌河・松山・杏山等の守備を撤廢し、粟米十餘萬石を委棄し、又寧遠・前屯衛の二城をも撤去せんとした。然るに袁崇煥は寧遠を固守せんことを主張して、撤退を肯じなかつたのである。この明の經略の更迭から起つた形勢の變化は、金に取つては寧ろ有利に解せられたであらう。

袁崇煥の主張固守の主

太祖の出征
明軍の退却

そこで太祖はその機會に乗じて明を伐たんとし、その翌天命十一年、即ち明の天啓六年（西曆一六二六年）の正月十四日に、瀋陽を出發して十七日に遼河を渡り、遂に廣寧に入り、更に前進を繼續した。この時錦州・松山・大小凌河・杏山等の諸城を守つて居つた明の諸將は、既に撤退せんとして居つた際であるから、金軍の來侵を聞いて皆糧食家屋を燒いて引き上げることになつた。太祖の軍は無人の地を行くが如く前進して、二十三日には寧遠城下に達したのである。この寧遠の地は旁ら海に沿ひ山に據り、前に覺華島（今の菊ヶ島）を控えて居り、極めて要害の地であり、これを守る主將は明軍屈指の人物である袁崇煥で、その下には參將の祖大壽等が居つて共に防禦に力を致した。且、

太祖の寧遠
攻撃

明軍の固守

この城には西洋人の造つた火炮を備へ付けてあつた。これは紅夷將軍砲と稱せられたものである。かく防禦の整つた寧遠の城下へ進み來つた太祖は、先づ書を城中へ贈つて降服を勧めたが、袁崇煥はこれに應じなかつた。そこで太祖は激烈なる攻撃を開始した。崇煥等はよくこれを防ぎ、城中に備へてあつた大砲を以て烈しく金軍を悩ました。太祖はどうしても寧遠が陥らぬ以上は、これを守ることが難いので、已むすることは出來た。けれども寧遠が陥らぬ以上は、これを守ることが難いので、已むを得ずまたこれを棄却し、遂に寧遠の攻撃を中止して引き上げ、二月九日に瀋陽へ歸つた。太祖は兵を起してから毎戦皆勝利を得たが、獨この寧遠城に於ては功を奏することが出來なかつた。これは太祖の方で幾分明軍を輕んじ過ぎた點もあらうが、明の守將がその人を得、且武器の優勢であつたことが與つて力あらう。

この寧遠の勝利が明の方へ報告せられると、上下共に喜んだ。熹宗は勅を下して袁崇煥及びその他諸將の官職を昇叙し、銀十萬兩を兵士へ分給せしめ、更にその大砲を封じて安國全軍平遼靖虜將軍の號を賜はり、人を遣はしてこれを祭らしめたといはれる。即ち當時その勝利を如何に喜んだか、又大砲の力を如何に有難く思つたか

太祖の攻撃
中止と退却

袁崇煥の關外防守

が判る。その後明では經略の高第を罷めて京師へ召還し、これより後は經略を置かず、専ら巡撫の袁崇煥をして山海關外の防禦に當らしむることになつたのである。

太祖の崩去

太祖實錄に據れば、太祖は寧遠の役に功を奏することが出来ず、頗不機嫌で瀋陽へ

太祖崩去の真相

歸つたが、遂に病に罹り清河の溫泉に赴き、益重體になつて瀋陽へ歸らんとしたが、未だ達せざる間に逝去した。これは同年の八月十日で壽六十八であつたといふ。然るに朝鮮の日月錄といふ書には異聞を傳へ、太祖は寧遠攻撃の時に重傷を受け、これが原因となつて死んだというて居る。清朝の方の記録には何等負傷の事に言ひ及んで居らないけれども、或は日月錄の記事が真相であるかも知れない。太祖には十五人の子があつたが、その第八子の皇太極(弘他時或は洪本氏等とも書す)が後を嗣ぐことになつた。これが清朝第二世の太宗皇帝である。この太宗の母は葉赫の會長の女である。太宗も亦不世出の人傑であつたから、金國は益發展することになつた。

太宗の即位

金國が他日清國と改稱し、これが益發展するやうになつたのは、勿論太祖太宗の才略によるが、明の國內情勢も亦間接に與つて力あつたと思ふ。故に次章に於て先づ明の方面を觀察し、その文化の状態から黨争内亂等の事實に及ぶことにしよう。

第十二章 明代の文化及び明末の黨争内亂

第一節 明代の文學藝術

其一 文章及び詩歌

(明代文化の性質) 明朝は漢民族より起り、元朝を擊退し、百餘年間胡人の支配を蒙つた支那本土を回復し、殆三百年に近い間を維持したのである。故にその文化に元代と異なる所ある可きは當然であらう。然るに實際に於ては明代の文化は元代の文化の繼承に過ぎないものが多く、その相違するものが割合に少ないことに氣附く。蓋、元朝は蒙古民族として優秀なる固有の文化を有たない。設令輸入したる西域の文化があつたとしても、絶對多數を占むる漢民族の數千年間繼續し來つた支那文化を、全然改廢することは出来なかつた。されば蒙古文字の普及を圖つても漢字の使用を阻止する譯にゆかず、口語文章の行使を盛にしても漢文、漢詩の流行は衰へなかつた。回教や喇嘛教は廣く流布しても、佛教や道教の一般信仰は依然たるものがあ

元代文化の繼承

つた。特に儒教の基礎に於ては何等の動搖がなかつたのである。而して元につく明代の文化は、必ずしも元代の文化と著しき相違を見ることが出来ない。寧ろ漢民族の傳統的文化に時代的色彩を加へたに過ぎないと思ふ。けれども漢・唐との相違は勿論、宋・元とも多少の相違を免れないものがあることは認めなければならぬ。今これを文化の各方面から觀察することにする。けれども宗教のことは既に第九章に於て述べたからこれを略し、儒學は明末の士風黨争と關係があるから後節に譲り、先づ文學藝術から史學地理學の方面を敘述することにしよう。

〔明初の文學〕 明初の文學は元末の繼承に過ぎないが、文豪の輩出によつて開國の光輝を加へたやうな觀がある。而してその文豪としては、文章に於て宋濂を推し、詩歌に於て高啓を擧げなければならぬ。宋濂（浙江金華人）は初め吳萊に學び後柳貫、黃潛の門に遊び、文才學殖を以て稱せられた。明の太祖に仕へて翰林學士となり、元史の編纂に當つたのみならず、當時の大製作は皆その手を借りた。明史の本傳に開國文臣の首と讃へ、四方の學者は彼れを稱するに太史公を以てし、姓名を呼ばなかつたとある。その文章の雄麗にして内容の豊富なるは當時の藝林の中に傑出して居つた。

宋濂の文

高啓の詩

幾多の作品の中で、閩江樓記が最人口に膾炙し、その他にも亦觀るべきものが少くない。けれども一方には未だ文人の習を脱しないとの批評もあつた。（宋學士全集三）高啓（字季迪、長洲人）は太祖に仕へて翰林編修となり、元史の編修にも與つた。後、戶部侍郎に擢んでられたが、固辭して故郷に歸り住み青邱子と號した。彼れは詩才に富みて清麗雋逸の作多く、特に七言長篇、七言律詩に長じ、その登金陵雨花臺望大江の一篇や梅花九首の如きは最よく諷誦せられた。而して彼れが筆禍に遇うて殺されたのは三十九歳の時である。（大全集十）

當時文に於て宋濂と比す可く詩に於て高啓と並ぶ可きものを一人に求むれば、劉基を擧げなければならぬ。劉基（字伯溫、青田の人）は青田と號した。元末に石抹宜孫の幕僚となつたが、後官を棄て、郷里に歸り、郁離子を著はしてその志を寓した。明の太祖の興るに及び、佐命の功を以て御史中丞に上り、誠意伯に封せられた。彼れは政治の才識を有し、且文學の技倆にも秀でて居つた。その文は閩深にして内容が充實し、詩は沈澁頓挫自ら一家を成す。而して郁離子や賣柑言などが最名高く、五言古詩の詠史（二十一首）及び感時述事（十首）の如きは元季の作で、彼れの當時の境遇を知る可く、旅興

劉基の詩文

王禕の文

の作(四十首)は、彼れの晩年の情緒を窺ふに足ることが出来よう(劉誠意伯集。二十卷あり)。明初に於て更に文章を以て宋濂に次ぐ可きものを求むれば、濂の同僚の王禕と門人の方孝孺とであらう。王禕(字は子充、義烏の人)は太祖に仕へて宋濂と共に元史の纂輯に與つた。濂は禕の文を評して

其文凡三變、初年所作、幅程廣而運化宏、壯年出遊之後、氣象益以沈雄、暨四十以後、乃渾然天成、修理不夾(王禕文集序)

方孝孺の文

というて居る。方孝孺は既に述べたる通り、建文帝に仕へ、成祖に從はずして殺され、氣節を以て知られて居る。彼れの死んだ時は四十六歳に過ぎないが、その文章の存せるもの頗多く(遜志齋集二十四卷)、何れも雄健にして俊逸の氣に富み、宋の蘇東坡や陳龍川などに近く、そのうち深慮論等が最知られて居る。この二人は詩も作つたが、餘り長技ではなかつた。然らば明初の詩人で高啓に次ぐ可きものは、劉基以外に於て何人を舉ぐ可きであらうか。高啓は楊基、張羽、徐賁と共に明初の吳中四傑として、初唐の四傑たる楊、王、盧、駱に比せられた。これが所謂吳中詩派で高啓がその牛耳を執つて居つた。他は一長一短あるが、高啓に比すれば孰れも遜色あるを免れない。この吳中

吳中詩派

江右詩派

詩派の外に江右詩派、閩中詩派及び嶺南詩派と稱せられたものがある。

江右詩派は劉崧(江西人)を唱首とする。彼れは槎翁と號し清和婉約の詩を作つたが江西地方の詩家は皆これを宗とした。閩中詩派は林鴻(福建人)を盟主とし、高棟、王恭等十人にて詩社を結び、盛唐の詩を規範とし、閩中十才子の稱があつた。林鴻の著作はその唐音を學んだ跡を窺ふ可く、又高棟が唐詩品彙(九十卷、拾)、唐詩正聲(三十卷)を編した所以も偶然でないことが知られる。嶺南詩派は孫賈(廣東人)を主とし、王佐等と詩社を結んで風雅を發揚した。孫賈の詩は才思敏捷を以て稱せられたが、その神骨は固より高啓に及ばない。驪山老妓行の如きは頗長篇(百七十句)で、白樂天の琵琶行に倣つたものであるが、敘事の冗漫を免れない。

閩中詩派

嶺南詩派

貝瓊及び袁凱の詩

右の諸派以外には貝瓊と袁凱とを挙げなければならぬ。貝瓊(浙江人)は初め楊維禎に學んだがその詩風を襲がず、専ら平衍豐腴を主とし、文も亦純正雅馴の所が認められる。袁凱(江蘇人)は曾て白燕の詩(七律)を賦して楊維禎の賞賛を博し、一時袁白燕と稱せられたが、その古體は文選を學び近體は杜甫を學んだといはれる。これを要するに、宋以來支那文化の中心は漸く南方に移り來つた結果として、江南

に多くの人物が現はれた。故に明初に及んで文學を以て稱せられたものは大抵江蘇浙江の地方を主とし、更に福建、廣東に及んだのである。

〔宣德成化時代の文學〕 明初の洪武から永樂へかけての文學は、前述の諸家によつて代表せられたが、宣德から成化の時代へかけては、別に八股文や臺閣體の詩文が流行するやうになつた。八股文とは科擧の答案に用ゐられた文體である。科擧の試験には儒教經典の中から成語を選んで問題を出し、それを敷衍説明するやうな文章を作らしめた。然るにその文章の形式は漸く煩瑣に流れ、八股の段落を設けることが行はれるやうになつた。即ちこれを區別して破題、承題、起講、提比、虛比、中比、後比、大結と稱したといはれる。この形式は後世に至り多少崩れて來たが、明代に於ける科擧の文章は大抵この形式を脱することが出来なかつた。特に成化、弘治の時代は最これが重んぜられたやうである。當時科擧の試験を受けるものは、皆八股文を學ばなければならなかつた。故にこれが當時の文章の上に多少の影響を及ぼす可きは當然であらう。且、その一方に臺閣體の詩文が行はれたのである。

臺閣體とは楊士奇、楊榮、楊溥の詩文を標準とする。この三人は仁宗、宣宗、英宗三代

八股文の流

臺閣體の名

臺閣體と三楊の詩文

の臺閣に立ち宰相の位を占め、三楊と稱せられたが、その傍ら文學に於ても重きをなし、遂に臺閣體の稱あるに至つた。就中楊士奇(江西泰和人)は文章をよくし、當時の制誥碑版の文字は殆その手に出でたといはれる。けれども平正雅馴に過ぎて何等奇拔の所が認められない。その詩は文章に及ばないが、悠揚不迫の感がある(東里全集九十卷、七卷別集四卷)。楊榮(福建建安人)もまた平正雍容の詩文を作つたが、その皇都大一統賦は燕京の景物を敘し、明朝の盛況を述べたもので、極めて宏大壯麗の觀がある(楊文敏集二、十五卷あり)。

〔參照〕 明初三楊並稱、而士奇文章特優、制誥碑版多出其手、仁宗雅好歐陽修、文士奇文亦平正紆餘、得其髣髴、故鄭瑗、井觀瓊言稱其文典則無浮泛之病、雜錄叙事極平穩、不費力、後來館閣著作沿爲流派、遂爲七子之口實、然李夢陽詩云、宣德文體多渾淪、偉哉東里、鄭廟珍亦不盡沒其所長、蓋其文雖乏新裁、而不失古格、前輩典型、遂主持數十年之風氣、非偶然也。(四庫全書總目提要卷百七十)

楊溥も亦前の二者と並び稱された。けれども、今その文集を見ることが出来ないから、これを比較して評論するを得ない。三楊の詩文が臺閣體として一世に重きをなしたのは、主としてその地位の高かつた爲めと思はれるが、これが遂に李東陽(湖南茶陵)

人の先驅をなしたとも見られよう。

李東陽は西涯と號し、天順八年(西曆一四六四年)の進士で、晩年吏部尙書華蓋殿大學士となつたが、宦官の劉瑾に阿依して居つたので、その人物を批難するものもある。けれども三楊以後宰相にして文學を以て一代の大宗と仰がれたのは東陽のみであらう(懷堂全集一、百卷あり)。その文章は和平暢達の趣があり、その詩も亦溫雅の調子に富んで居るが、長江行の如き長短句を用ゐて縱橫奔放のものもあり、又擬古樂府の如き斬新奇警の作もある。けれども東陽の詩文は大體に於て平正典雅を主とし、臺閣體の餘風を受け、たものと見られよう。東陽と竝んで朝廷に立ち禮部尙書にまで上つた吳寛の如きも、文章詩歌に堪能であつたが、やはり臺閣體を脱し得ず、その東陽と應酬の作も少ない。當時文學に志すものは皆東陽を仰いで模範となし、彼の王九思(陝西零縣の人)の如きも初めはその一人であつた。漢陂文集の序に張治道の

(前略)西涯在內閣、一時文人才士罔不宗習誦法、而先生亦隨例其中、(漢序)

といへるは、これを證す可きであらう。けれどもその末流に至ると平庸靡弱に流れ、たものも少くない。茲にその反動として李夢陽、何景明等の復古派が勃興し來るの

李東陽の詩文

吳寛の詩文

も偶然でないと思ふ。

弘治正徳時代の文學 李夢陽(甘肅慶陽の人)は崆峒と號した。弘治七年(西曆一四九四年)の進士で、諸官を歴任し、同じき十八年(西曆一五〇五年)には詔に應じて五千餘言の上書をなし、二病、三害六漸を論じたことがある。彼れは性來剛直にして宦官劉瑾に逆ひ、下獄の禍に遭つたが、瑾の死後に江西提學副使となつた。然るにまた上官や同僚と合はず、遂に職を罷めて家居するに至つた。

當時李東陽が臺閣にあり、海内の文柄を握つて居り、臺閣體が殆一世を風靡したに拘はらず、夢陽はその萎弱靡麗を痛擊し、文は先秦西漢を主とし、詩は漢魏初盛唐を師とす可きを主張した。これに相和したのが何景明、康海、徐禎卿、王廷相の輩であつて、王九思の如きは平生學んだ臺閣體を棄ててこれに追隨するに至つた。

何景明(河南信陽の人)は弘治十五年(西曆一五〇二年)の進士で中書舍人となり、晩年には陝西提學副使に上つたが、正徳十六年(西曆一五一五年)に三十九歳で歿した(夢陽より少)。彼れが初めて夢陽に逢つたのは蓋二十四・五歳の時であつたらう。共に年壯氣鋭で臺閣體に満足せず、復古文學の旗幟を翻して一世の耳目を聳動するに至つた。夢陽の作には粗

復古派の勃興と李夢陽、何景明の出現

復古派の隆盛

笨の所あるも氣魄の剛健を以て優れ、古文辭派の王世貞は彼れを評して賞讃を極めて居る。これは頗るその好む所に偏し、過褒に失する所はあるけれども、一時崇拜者からはかく見られたのであらう。何景明は才華流麗の所はあるが、氣格の稍弱き所あるを免れない。故に夢陽は曾てこれを注意したことがある。然るに景明は夢陽に答へて、詩は精神を模す可く形跡を模す可からざるを述べた。夢陽は更にこれに對し、古人に學ぶ可きは文章の規矩であり、筌蹄は捨つ可きも規矩は捨つ可からずといひ、また

作文如作字、歐虞顔柳、字不同而同筆、筆筆不同、非字矣、

というて居る。故に夢陽の文は或は公羊穀梁を學べるもの(雙忠詞の類)、或は左傳國語を學べるもの(勅賜監節の類)も少くない。その詩に至つては或は漢魏を模し、或は六朝を模し、或は初唐盛唐を模したものがあつた。けれども優孟の衣冠に過ぎないものも見出される。彼れは七言古詩及び七言律に於て最得意であつたが、その石將軍戰場歌の如きは音節高亮にして海内の傳誦する所となつた。奉送大司馬劉公歸東山草堂歌の如きも亦これに次ぐ可き作品であらう。

李夢陽と何景明との比較

何景明の作は軟弱の所があるけれども、清新を以て稱す可き點が多い。彼れは晩年精神的摸倣を主とし、形式的摸倣を避けんとした故か、李夢陽に比すれば摸倣の形迹は少ない。けれども彼の名高き明月篇の如きは、要するに初唐四傑の摸倣に過ぎないと思はれる。

李・何に次いで徐禎卿(江蘇吳縣の人)と邊貢(山東歷城の人)とが名高く、この四人を弘正(弘治正徳)の四傑と稱した。又これに康海、王九思、主廷相を加へて七才子と稱し、更に朱應登、顧璘、陳沂を加へて十才子とも稱した。この中で夢陽と景明とが最重きをなしたが、景明は早く歿したので、夢陽だけが長く文壇の盟主として、一世の文柄を掌握して居つたのである。故に海内その風を聞いて書を寄せ、弟子と稱して教を請ふものも少くなかつた。山陰の周祚や吳縣の黃省曾の如きは即ちその實例で、彼れ等の夢陽に寄せた書を見れば、如何に夢陽が文壇崇拜の中心であつたかが知られる。而してこの復古文學の餘勢は猶未だ盡きず、更に嘉靖の時代に李樊龍、王世貞等の出現するに及び一層の隆盛を見るに至つた。

嘉靖萬曆時代の文學 李樊龍(山東歷城の人)は滄溟と號した。嘉靖二十三年(西曆一五五四年)に

弘正の四傑
びと七才子及
び十才子

古文辭派の
才子及び七

進士となり、諸官を歴任して陝西提學副使に至り、罷めて郷里に歸居すること十年、更に浙江提學副使となり、又河南按察使となつたが隆慶四年(西曆一五七〇年)に歿した。彼れが京師に在つて古文辭を唱ふるや、謝榛、王世貞、宗臣、梁有譽と共に詩社を結び、自ら五子と稱した。後、吳國倫、徐中行が加はつて七才子と稱し、その姓名は一時海内に流布するに至つた。その中で李樊龍が盟主となり、謝榛と王世貞とが殆ど左右翼であつた。後、謝榛は樊龍と相容れずして社中を脱したが、世貞は樊龍の歿後彼れに代つて文壇の牛耳を執つた。

李樊龍の
述

樊龍の陝西提學副使を罷めて故郷へ歸るや、白雲樓を鮑山と華不注との間に築き、文學を以て自ら任じ、同志の徒と議論を上下し、文は西京より以下、詩は天寶より以下は觀るに足らぬといひ、獨李夢陽を推して標準とした。けれども

爲詩務以聲調勝、所擬樂府或更古數字、爲己作文則聲牙戟口、讀者至不能終篇、

(明史卷二百八
十七李樊龍傳)

との評もあつた。彼れは已に詩學事類を撰し、又古今詩刪(四卷)を編し、古逸詩より漢魏六朝隋唐に及び、宋元二代を除いてこれに續くに明詩を以てした。蓋宋元は隋

唐に次ぐに足らず、これに次ぐものは明詩であるとの考から出でたものであらう。世間に傳ふる所の唐詩選は、古今詩刪の中から唐詩の部だけを書賈が抄出して別に刊行したもので、彼れの詩に對する取捨の標準を窺ふことが出來よう。彼れの詩は摸倣であつても猶觀る可き所があるが、文に至つては意味の貫通せざる所もあり、讀者篇を終ふる能はずとの評は實際に近いと思ふ。

王世貞の
歴及び主張

王世貞(江蘇太倉人)は王忬の子で鳳洲と號した。彼れは嘉靖二十六年(西曆一五二七)の進士で、諸官を歴任して萬曆年間に南京刑部尙書となつた。初め壯年にして李樊龍等と相唱和し、李何の餘風を紹述したが、才力學問並び優れ等輩の間に在つて斬然頭角を抜いて居つた。その左傳を擬したもの、左逸があり、戰國策を學んだものに短長があり、平生の持論に、

文必西漢、詩必盛唐、大曆以後、書勿讀、(明史卷二百八十七本傳)

といふた。樊龍の死後、彼れに代つて文壇の盟主たること殆二十年、その聲望意氣は殆海内を壓倒した。一時は士大夫及び山人、詞客、衲子、羽流の徒に至るまで門下に入し、その片言隻語の批評を得て喜ぶものがあつたといはれる。彼れは同志の標目

前五子、後
五子、廣五
子、續五子、
末五子の名

王世貞の著
述評論

を立てて前五子(李樊龍徐中行梁有譽吳國倫宗臣)後五子(余日傳魏業汪道昆張佳允張九一)廣五子(俞允文盧榜李先芳吳維岳歐大任)續五子(王道行石星黎民表宋多燧趙用賢)末五子(李維楨屠隆魏允中胡應麟趙用賢)等に分つた。

世貞は才學の富贍なるのみならず嗜好の範圍も廣汎であつた。故にその詩文は弇州四部稿(十四卷)同じく續稿(七卷)を有し、歴史に屬するものは弇州史料があり、藝術に屬するものは前人の著述を編輯した古今書畫苑がある。けれどもその文學上の意見を徹す可きものは四部稿の説部に收めた藝苑卮言に如くはない。この書は古今の文學を評騭したもので、彼れの四十歳未滿の時の作と稱せられるが、議論縱横眼空一世の概がある。その中に

李獻吉勸人勿讀唐以後文吾始甚狹之今乃信其然耳
といひ更に李于鱗を評して

李于鱗如峨眉積雪閩風蒸露高華氣色罕見其比又如大商舶明珠異寶貴堪敵國下者亦是木難火齊
というて賞揚を極めて居る。けれども彼れは晩年頗反省自覺する所あり、古文辭派の文學に満足しなかつたやうである。

(參照) 錢謙益の王世貞批評

錢謙益の王
世貞批評

反古文辭派
の諸家

追乎晚年閱世日深讀書漸細虛氣銷歇浮華解駁于是乎渙然汗下蓬然夢覺而自悔其不可以復改矣論樂府則亟稱李西涯爲天地間一種文字而深譏模倣斷爛之失矣論詩則深服陳公甫(章)論文則極推宋金華(濂)而贊歸太僕之畫像且曰余豈異趨久而自傷矣其論藝苑卮言則曰作卮言時年未四十與于鱗輩是古非今此長彼短未爲定論行世已久不能復秘唯有隨事改正勿誤後人元美之虛心克已不自掩護如是今之君子未嘗盡讀弇州之書徒奉卮言爲金科玉條之死不變其亦陋而可笑矣(列朝詩集丁集第六)

古文辭派の勃興時代にあつてその勢力に壓倒されず別に一旗幟を樹ててこれに對抗したものに王慎中唐順之茅坤及び歸有光等があつた。王慎中(江蘇人)は遵巖と號し嘉靖五年(西曆一五二六年)の進士で諸官を歴任し河南布政使參政に至り罷めて家居したが文章を以て知られた。彼れも初めは文を作るに秦漢を主とし東漢以下は取るに足らずというたが、幾もなく歐會作文の法を悟り盡く舊作を焚いて一意これに倣ひ特に會鞏に負ふ所が多く演迤詳贍卓然成家といはれた。當時これと並んだものが唐順之である。順之(江蘇人)は荆川と號す。嘉靖八年(西曆一五二九年)の進士で官は太僕

少卿に至つた。曾て倭寇防禦に當つて功を立て、海防善後の九事を條上したことがある。順之の學は雜博にして古今の載籍を抄録分類して左編右編、文編武編、儒編釋編の六編を編した。その文は唐宋の門庭に出入し、洸洋紆折の評あり、詩も亦觀る可きものが少なからず、遵嚴と名を齊しくし、天下はこれを王唐といひ、また晉江、毘陵と並び稱した。茅坤(浙江歸安の人)は鹿門と號す。嘉靖十七年(西曆一五三八年)の進士で内外の諸官に歷任し、倭寇防禦に關係したことがある。その文は唐宋を主とし、平易明豊を以て稱せられる。彼れの編せる唐宋八大家文鈔は唐に於て韓柳を選び、宋に於て歐陽・三蘇・王曾を選んだもので、古文辭全盛の時代に於いて全く反對の方面を示したものといはれよう。當時その影響は大でなかつたが、後世の唐宋八大文鈔の藍本たることは見逃す譯にゆかぬ。彼れの蔡白石に與へて文を論ずる書に、唐荆川と文學上の意見を交換したことを述べて居る。これに據れば彼れが唐宋八家文鈔を撰したことも偶然でない。

歸有光(江蘇崑山の人)は震川と號す、幼少より文章を能くし、經史に通じ、嘉靖十九年(西曆一五四〇年)に郷試に擧げられ、同じき四十四年(西曆一五五五年)に初めて進士となつた。南京の大僕

丞となつて内閣制敕房を掌り、世宗實錄の編輯に與つたが、隆慶五年(西曆一五六一年)に歿した(年六十六)。その文章はやはり史記を愛好し、唐宋の諸家を追踪した。彼れは當時全盛であつた李王の古文辭派を罵倒して妄庸の巨子といふた。時に王世貞は妄誠有之、庸則未敢開命といふたところ、有光は唯妄故庸、未有妄而不庸者也(列朝詩集丁集卷十二)、といふたと傳へられる。世貞も晩年には有光に同情し、從來の方針の稍非なることを悟つたものと見え、有光の畫像に贊して千載有公、繼韓歐陽、余豈異趨、久而自傷(同上)、といふた。けれども古文辭派の餘勢は猶天下を支配して居り、有光の文章の如きは一般からは未だ尊重せられなかつた。然るに古文辭派も亦漸く行き詰りの狀勢に向ひつつあつた。何となれば、その末流の輩に至つては單に摸倣剽竊を事とし、何等清新の氣分を認め得られなかつたからである。故にかかる局面を打開すべき氣運は已に動きつつあつた。この氣運に乗じて現はれたのが公安派の文學である。公安派とは袁宏道(湖北公安の人)及びその兄の宗道と弟の中道とをいふ。彼れ等は主として徐渭の詩文を推賞したのである。

徐渭(字は文長、浙江山陰の人)は十餘歳の時、揚雄の解嘲に倣つて釋毀を作り、諸生たること十餘

徐渭の詩文

年嘉靖の末年に一時胡宗憲の幕僚となつたが、磊落不羈にして禮法を超越した所があり、南北に縦遊したけれども志を得ず、遂に狂疾を發して終つた。時に萬曆二十一年(西曆一五七三)であつた(年七十三)。彼れは詩文、書畫を能くし、自ら書は第一、詩は第二、文は第三、畫は第四と稱して居つた。その詩文には斬新にして俊逸の所はあるが、時恰も李王の古文辭派の全盛時代であつたので、世間から顧みられず、寧ろ書畫の方で重んぜられた傾きがある。然るにその歿後、袁宏道の推賞する所となり、初めて天下に傳播するに至つた。宏道の評に

(上) 文有卓識、氣沈而法嚴、不以模擬損才、不以議論傷格、韓會之流亞也、文長既雅、不與時調合、當時所謂騷壇主盟者、文長皆叱而奴之、故其名不出於越、悲夫、(袁中郎集卷十)

とあるは、己れの好む所に偏しては居るが、知己の言と云ふべきであらう。公安派の文學が一時流行するに及び、徐氏の詩文も共に重きをなすに至つた。

袁氏の三兄弟は共に湖北公安の人であるからこれを公安派といふ。宗道は萬曆十四年(西曆一五八六)の進士で翰林庶吉士となつて卒した(年四十二)。彼れは當時古文辭派の全盛なるに拘はらず、力めて假借盜竊の非を排斥し、唐の白香山、宋の蘇東坡を尸祝し、

三袁の詩文
と古文辭派
攻撃

その書齋を名づけて白蘇齋と稱した。但、未だ公安派の氣勢を十分に發揮するには至らなかつたが、その端緒は白蘇齋より發せられたといひ得るであらう。宏道は中郎と號す。萬曆二十年(西曆一五九二)の進士で、吳縣の知縣となつたが、幾もなくして罷め、吳中の山水に遍遊し、錦帆解脫集を作つた。尋いでまた國子博士となり、後吏部中郎となつて卒した(年四十三)。彼れは天資明敏にして筆力輕捷、一方に徐文長を賞揚して天下の耳目をこれに傾けしめ、一方盛に李王古文辭派の弊處短處を痛撃した。その言に

唐自有詩、不必選體也、初盛中晚皆有詩、不必初盛也、歐陽、陳、黃各有詩、不必唐也、唐人之詩、無論工不工、第取讀之、其色、鮮妍、如且晚脫、筆研者、今人之詩、雖工、拾入、釘、釘、籠、籠、筆、研、已、成、陳、言、死、句、矣、唐人千歲而新、今人脫手而舊、豈非流自性靈、與出自剽擬者所從來、異乎、(列朝詩集丁)

といへるは、古文辭派と雖も辯駁の餘地がないであらう。けれども彼れは才氣餘あつて學殖足らず、その所作の詩文は輕新ではあるが重厚の處がない。但、その中に文漪堂記や醉叟傳の如きは頗觀る可く、特に廣莊の七篇に至つては、莊子に倣つて道

遙遊齊物論養生主人間生・德充符・大宗師・應帝王の舊目に分ち、彼れの理想を衍述したもので、縦横奔放の筆致を發揮して居る。詩に於ては五言古の萎薄命や七言律の感事の如きは中郎集中稍出色のもので、毫も輕浮の調子がない。中道は宏道よりは二歳の年少であつた。十餘歳の時に黄山賦と雪賦とを作つたので知られ、兩兄に従つて京師に赴き、四方の名士と交はつたが、その仕進は頗遅れ、萬曆四十四年(西曆一六一六)に初めて進士となり、天啓年間に南京吏部侍郎で終つた。兄の宏道とは稍趣を異にし、才氣は汪溢して居るが洗鍊の點が認められる。

これを要するに、三袁と並稱しても多少の相違があり、公安派としては宏道を代表者と見做さなければならぬ。而してその平易輕新の文辭が一時に歡迎せられ、李・王古文辭派の板重固陋の餘風を矯正するに力あつたことは疑ない。けれども錢謙益の評せる如く確かに枉を矯めて直に過ぎた所もあると思ふ(列朝詩集丁)。そこでその反對に立ち更に幽深の文辭を主とするものが現はれた。これが鍾惺と譚元春とで、即ち竟陵派と稱せられる。

鍾惺(湖北竟陵の人)は萬曆三十八年(西曆一六一〇年)進士の試に及第し、後福建の提學となつて歿

公安派の功

現竟陵派の出

鍾惺・譚元春の詩文及び撰述

竟陵派の反動

した。譚元春(湖北竟陵の人)は天啓七年(西曆一六一七)に舉人となつたが、進士となるに及ばずして歿した。年齢は明かでないが、鍾惺よりは餘程少かつたやうである。彼れ等は公安派流行の後に出で、専ら幽深孤峭を標榜し、萬曆四十五年(西曆一六一六)に古詩歸(卷十五)唐詩歸(卷三十)を撰し、各自らこれに評語を加へて公刊し、一般の歸向する所を示さんとした。鍾惺の詩文は猶外形も整ひ内容も明であるが、譚元春の詩文は辭句調を成さず意味明瞭を缺き、これを通讀するに堪えない。そのいふ所は要するに古詩の性靈とか精神とかを捕捉せよといふに過ぎない。けれども、彼れ等の作る所をみれば、全くその反對の方向に傾いたやうに思はれる。錢謙益は鍾惺と同年の進士であり、又鍾惺によつて譚元春と交はつたが、この二人の作品に就いて攻撃を加へて居る。然るに詩歸の公刊せらるるや、その流行頗盛にして鍾・譚の名益高く、一時これを尊奉するもの少なからず、閩人や吳人の中に心を傾けてこれに従ふものがあつたといはれる。かくてその反動として更に復社・幾社等の諸子が勃興し、反對の旗幟を翻すに至つた。これが明末清初の文學を指導せることは後に述べるであらう。

其二 小説と詞曲

(小説の内容) 明代の小説としては四大奇書の中なる西遊記と金瓶梅とを擧げなければならぬ。勿論三國志や水滸傳も明代に及んで今時の形體に改修せられた所もあらうが既に述べた通りその成立は元代にありと思はれるから、茲には西遊記と金瓶梅に就いて述べることにしよう。

西遊記の種
類
百回本の流
行

(甲)西遊記 西遊記は元の邱長春の西遊記と同名であるが、内容は全然異つて居る。邱長春の書は彼れが太祖の召聘に應じ、中央亞細亞に赴いた事實の記録に過ぎないが、これは全く一部の假構小説である。四十一回本と百回本との兩種があり、前者は楊志和の編で後者は吳承恩の撰といはれる。四十一回本は未だ見るを得ないが、西遊記傳と稱せられ、内容組織は大體百回本に異ならない。編者の事歴は明でないが、百回本の編者に先だつてあらう。吳承恩は嘉靖二十三年(西曆一五)の歲貢生であり、長興縣丞となり萬曆の初めに歿した。蓋、百回本は四十一回本を基として改修増補したのであらう。

西遊記の内
容

この書の内容は美猴王が靈臺方寸山の神仙須菩提祖師に就いて悟道し、孫悟空の名を賜はるに始まり、玄奘三蔵が唐の太宗の命を奉じて西域に赴いて佛經を求むることを主とし、途中にこの孫悟空や猪八戒沙僧(尙和)等を得て同行する所を寫し、その神異靈怪の行動や災難困厄の遭遇に處し、これを打開して進む幾多の場面があり、光彩陸離として怪誕小説の妙を極めて居る。

玄奘西域求
法の小説化
と大唐三蔵
取經詩話

この玄奘三蔵求經の事蹟が小説化せられたのは由來頗古いやうに思ふ。胡適氏の西遊記考證に據れば南宋の時代の書と認められる大唐三蔵取經詩話(故三浦觀樹將軍藏本影印本あり、卷末に中瓦子張家印あり、王國維は鑑定して南宋時代の板本となす)は十七章より成り、玄奘三蔵の西域求經の事を記し、途中の妖魔災厄を敘したるのみならず、猴行者や深沙神などの事があり、後の孫悟空や沙僧などの種本となつたことが證明せられる。さればこの筋書は水滸傳や三國志などと同じく、頗古くから傳へ來つたもので、これが明代に至つて更に増補せられて、一部の西遊記傳となり、又西遊記となつたものと思ふ。魯迅氏の中國小説史略に據れば、この外に上洞八仙傳即ち一名八仙出處東遊記傳二卷五十六回(蘭江吳元泰撰)五顯靈官大帝華光天王傳、即ち南遊記四卷十八回(三台山人仰止余象斗編)北方真武玄天上帝出身志傳、即

西遊記以外
の三遊記

西遊記の思想

ち北遊記二十四回(余象十編)があり、近時これと西遊記とを併せて四遊記と稱する説もあるが、西遊記が最傑出し最流行せるは勿論である。又別に後西遊記六卷四十回のものを傳へて居るが作者は明でない。更にまた封神傳といふものがあり、隆慶萬曆の間の作といはれる。但、孰れも怪誕不經の事柄を述べたことは異ならない。清の尤洞の西遊記の序文(康熙三十五年作)に據れば孫悟空の活躍の如きは意馬心猿の表現と見られない譯はない。

(參照) 三教聖人之書、吾皆得而讀之矣。東魯之書、存心養性之學也。函關之書、修身鍊性之功也。西竺之書、明心見性之旨也。此心與性、放之則彌於六合、卷之則退藏於密。其揆一也。而莫奇於佛說、吾嘗讀華嚴一部、而驚焉。一天下也。分而爲四、一世界也。界而爲小千、中千、大千、天、一而已。有、初利、夜摩、諸名、地、一而已。有、歡喜、離垢、諸名、且有、輪圍山、香水海、風輪、寶篋、日月、風雨、宮殿、園林、香花、鬘蓋、金銀、琉璃、摩厄之類、無數、無量、無邊、至於不可說、不可說。總以一言蔽之、曰一切惟心造而已。後人有西遊記者、殆華嚴之外篇也。其言雖幻、可以諷大、其事雖奇、可以證真。其意雖游戲三昧、而廣大神通具焉。知其說者、三藏即菩薩之化身、行者八戒沙僧龍馬、即梵釋天王之分體、所遇牛魔虎力、諸物即阿修羅迦樓羅緊那羅。

尤洞の序文

摩臘羅伽之變相、由此觀之、十萬八千之遠、不過一由旬、十四年之久、不過一刹那、八十一難、正五十三參之反對、三十五部、亦四十二字之餘文也。蓋天下無治妖之法、惟有治心之法、心治則妖治、記西遊者、傳華嚴之心法也。(下)(西遊記序)(尤洞撰)

けれども西遊記は單に佛教思想のみをもつて記したものでなく、中には道教や儒教の思想が混流して居る。卷首第一回到記したる靈臺方寸山に住せる神仙は須菩提祖師と稱し、これを評して不生不滅三三行、全氣全神萬萬慈といへるが如き、或は第二回到祖師が群仙を集めて大道を講せる所を評して
妙演三乘教、精微萬法全、說一會道、講一會禪、三家配合本如然、開明一字歸誠理、指引無生了性玄。

とあるが如きは、單なる佛教思想のみでないことが分るであらう。されば前に挙げた外に如來佛、阿彌陀佛、觀世音、阿難尊者、伽葉尊者等があるのみならず、西王母、李老君、葛仙翁、金頂大仙や魏徵、蕭瑀、殷開山等が現はれて居るも怪むに足らない。三教一致の説は古くより傳はつて居るが、これが金元の時代に新道教によつて實現せられ、その餘勢は明代に及んで居る。彼の嘉靖の時代に朝廷に於て特に尊崇せられた道教

道佛混合の思想

は、即ちこの種のものに似た所が少くないであらう。故に道佛の混化は當時の社會に於て認め得られる所であるから、西遊記の如きは時代思想の代表とも見られる。而してこれと共に怪誕不經の事實の排列せられたるは、當時一般社會に迷信の風習が猶存して居つた影響とも見られよう。

(乙)金瓶梅 この怪誕小説とは全くその趣向を異にし、淫蕩の方面を寫した人情小説には金瓶梅(回一百)がある。これは水滸傳に見えた西門慶を主となし、潘金蓮を配して組み立てたもので、その梗概は大體次の通りである。西門慶は山東清河の人で、遊蕩放埒を事とし、潘金蓮の妖艶を喜んでその夫の武大を毒殺し、これを納れて妾となした。武大の弟武松は兄の仇を復さんとして果さず、誤つて別人を殺したので流刑に處せらるることになる。西門慶は更に金蓮の婢の春梅に通じ、また李瓶兒を納れて妾となした。かくて西門慶は宰相の蔡京に賂つて、金吾衛副千戸の職を得て益放縱淫蕩を恣にする。その後李瓶兒が死するに及び、金蓮は専ら西門慶に媚びたが、慶は藥を飲むこと度に過ぎて一旦暴かに卒するに至つた。金蓮と春梅とは更に西門慶の婿の陳敬済に通じたが、事露はれて共に斥賣せられ、金蓮は武松が敵に遇つて歸るに

金瓶梅の組
織概要

會し遂に殺されてしまつた。春梅は賣られて周守備の妾となつたが進んで夫人となり、金人の入寇し周守備が戦死するに及び、春梅はその前妻の子に通じ、遂に淫縱を以て暴かに死するに至つた。金兵の將に清河に至らんとするや、西門慶の妻はその遺腹の子孝哥をつれて濟南に走らんとしたが、途に普淨和尚に遇ひ、伴はれて永福寺に至り、因果の事に感じ、孝哥は遂に出家して僧となり、法名を明悟と稱することを以て局を結んで居る。

金瓶梅の作者は明でないが、水滸傳より後に現はれたことはいふまでもない。袁中郎の觴政に本書を以て水滸傳に配して外典となすとあり、又西遊記を加へて三大奇書と稱せられ、清初に更に三國志を加へて四大奇書と稱するに至つた。明の沈德符の野獲編には萬曆庚戌(三十八年、西曆一六一〇年)に吳中始有刻本と稱し、更に作者を想定して嘉靖年間の大名工となして居る。然るに清初(康熙乙亥三十四年、西曆一六九五年)の謝頤の序に據れば、世上ではこれを王世貞に擬し、或はその門人に出づとして居るとある。本書の文辭は曲折を盡し、巧妙を極め、大文才あるものでなければ到底作り得ないと思はれるから、これを嘉靖の大名工に歸し、或は更に王世貞に擬するに至つたのも偶然でない。け

三大奇書と
四大奇書

金瓶梅の作
者及び内容

れども作者の何人たるかは固より明確でない。沈德符は金瓶梅の内容を時事に關するものありとし、書中に見えた蔡京父子を嚴嵩の父子とし、林靈素は陶仲文を斥し朱勳は陸炳を斥したのであるというて居るが、これも亦果して然るや否やは明でない。本書の文章は巧妙であるが、閨門の秘密を忌憚なく寫出した所は淫靡を極めて居る。故に後世これを淫書とし風俗を壞亂するものとして發賣を禁止せられた。時にはその猥褻の處を削り去つて發賣したこともある。

この金瓶梅に並んで萬曆の時に玉嬌李といふ小説が出た。この書は傳はらないが魯迅氏の小説史略に據ると

袁宏道曾聞謂與前書各設應報因果、武大後世化爲淫夫、上蒸下報、潘金蓮亦作河間婦、終以極刑、西門慶則一隊憨男子、坐視妻妾外遇、以見輪廻不爽、後沈德符見首卷、以爲穢蹟百端、背倫蔑理、(中)其帝則稱完顏大定、而貴溪(言夏)分宜(言嚴)相構亦暗寓焉、至嘉靖辛丑、庶常諸公、則直書姓名、尤可駭怪、(中)然筆鋒恣橫酣暢、似尤勝金瓶梅、とあり、兎に角金瓶梅と相並ぶ可き書であつたことが窺はれる。

これ等淫猥小説の出現は、支那の社會相の一面を寫し出したものに過ぎない。支

玉嬌李の著

支那社會の淫蕩性

帝王の淫蕩

金瓶梅の思想

那の社會特に上流社會には随分淫蕩のものもあつた。漢代の諸侯王や南朝の諸帝王の如き隋の煬帝の如き、皆史上にその事實を傳へて居る。一夫多妻の風習は繼嗣を重んずるが爲めと稱して居るが、これは表面の理由で、實は支那社會及び民族の淫蕩を裏書するものであらう。元の順帝が喇嘛僧の運氣の術を行つたり、明の世宗が方士の房中術を信じたるが如きもその一例である。但古來かかる方面の事實を精細に描寫したものがなかつたのは、小説の發達しなかつた爲めであらう。然るに元より明に及び小説の發達著しく、水滸傳や西遊記等が現はれた位であるから、今茲に金瓶梅の如き小説が現はれて淫蕩社會の裏面を寫出するに至つたのも偶然でない。けれども金瓶梅の中には單に淫猥の記事のみではなく、大體に於て道教及び佛教の思想が含まれて居るやうである。即ち現世の財色も道教の虛無と佛教の色卽是空とより考察すれば如夢幻泡影、如電復如露に過ぎないといふのであらう。卷首に仙人呂巖の作に假托せる詩を掲げ、卷末に西門慶の兒子が佛門に歸し明悟と稱するが如きは、即ちその寓意が認められるであらう。故にこれも亦西遊記が孫悟空を借りて意馬心猿を諷したものと同工異曲であると思ふ。

南曲の盛行

(詞曲の種類) 小説に次いで観る可きものは詞曲である。詞曲は元代既に南曲(曲)と北曲とに分れ、西廂記は北曲の代表であり、琵琶記は南曲の代表であつた。けれども北曲が全盛を極めて南曲は頗振はなかつた。然るに明代に及び北曲が衰へて南曲が全盛を極むるに至つた。蓋北曲の一人獨唱の單調なるに異り、南曲は單に幕敷の増加したるのみならず、登場の人物が皆唱曲をなし得るやうになつたからであるといはれる。

詞曲の作者

明初は元代の餘風を受けて詞曲が流行したものと見え、明の皇族の中にもこれをお好み自ら曲を作つたものさへある。即ち太祖の第十七子で太寧に封せられた寧獻王權の如きは荆釵記や太和正音譜を撰し、太祖の孫に當る周憲王有燉は雜劇二十餘種を撰したといはれる。その他の人士にも詞曲に筆を染めたものが少くなかつた。盛明雜劇や六十種曲等は明代の雜劇詞曲の叢書で、當時著名の作品は大抵この中に網羅せられて居る。その中でも名高いのは六十種曲の中の荆釵記・白兔記・幽閨記・殺狗記等であつた。

荆釵記は寧獻王權の作で宋の王梅溪を中心とし、その夫人錢玉蓮との離合關係を

荆釵記・白兔記の内容

幽閨記・殺狗記の内容

述べたもので、荆釵は梅溪の母がその子の結婚の時に結納の贈品としたものである。白兔記の作者は分らないが、五代の漢の劉知遠の夫妻のことを敘し、その前妻の子にして知遠に養はれたものが、白兔を追うて生母に逢うてより、知遠がこれを迎へて正夫人とすることを述べたものである。幽閨記は拜月亭ともいひ、明初の作であるといはれる。その内容は金元の戦亂の際に、貢士の蔣世隆とその妹の瑞蓮や、丞相海牙の子興福及び王尙書の女瑞蘭の避難の有様を敘し、世隆と興福とは他日文武の試場に及第し、世隆は瑞蘭を娶り、興福は瑞蘭と婚せる始末を敘したものである。殺狗記は明初の徐曄の作で、元の雜劇の殺狗勸夫から出でたものといはれる。孫華といふものが酒色に溺れて、その弟孫榮を虐待して家に近づけなかつたが、彼れの妻楊氏はこれを残念とし、一計を按出し、狗を殺して殺人とし、孫華をして知人と共にこれを棄てしめんとした。然るにその知人は後難を恐れて應せず、因つて孫榮の助けを求め、これを運んで埋めるに至つた。これより孫華はその弟を徳とし、兄弟仲よくなつたが、知人から殺人の告訴があり、官府の取調によつて殺狗の事實が判明し、反つて賞與を受けることを敘したものである。これ等の四曲は他に幾多の詞曲が作られたに

詞曲と詩文
諸家

拘はらず、明初に盛に行はれたのは、淺俗の處はあるけれども大衆的興味に投ずる點があつた爲めであらうといはれる。

明の中世に至り、武宗は聲樂を好み優倡を寵した事實があるのみならず、陳大聲、沈青門の徒があり、當時古文辭派に屬する康海や王九思の如きも頗詞曲に通じ、特に王九思の作は最雄麗を以て稱せられた。その後古文辭派の文學益盛にして、李王が相ついで文柄を掌握するに及び、詞曲も幾分その影響を受けて文字語句を修飾するものもあつた。その代表者として梁伯龍が擧げられて居る。然るに沈伯英が出でてこれを排し、やはり通俗を主としたが淺薄の餘弊は免れなかつた。伯龍は吳人であるからこれを浙派と稱した。この有様は詩人に於て臺閣派の後に古文辭派が起り、古文辭派の後に公安派、竟陵派が現はれたのに似て居る。

元代には詞曲の作者が輩出したけれども、多くはその方面の専門家に過ぎなかつた。然るに明に至つては皇族王子の作があるのみならず、著名の學者、文人にして筆をこれに染むるものが少くなかつた。即ち康海、王九思、祝允明、唐寅、邱濬、楊慎、王世貞、鄭若庸、湯顯祖、屠隆、汪道昆等がこれである。今その主なる作者と作品とを左に列記

浙派の出現

明代諸名家
と詞曲の撰述

しよう。

邱濬 五倫全備記

王世貞 鳴鳳記

屠隆 綵毫記 曇花記(有白面無曲者)

梅禹金 玉盒記

汪道昆 東郭記(全部以孟于構成)

湯顯祖 紫釵記 還魂記 南柯記 邯鄲記(以上四種稱三玉茗堂四夢)

これ等の諸家の中に王世貞、屠隆や汪道昆の輩が詞曲を書いたのは、彼れ等が文學を以て自ら任じて居つたから別に別に怪むに足らないが、道學を以て自ら立ち、且大學衍義補を編した邱濬までが筆をこれに觸れるに至つたのは驚く可きであらう。勿論彼れの道義の觀念を詞曲に寓して社會教化の一助となさんとしたのであらうが、やはり詞曲流行の影響を受けたものといはなければならぬ。

これ等の諸家は皆著名の人物であるが、詞曲に於ては専門ではない。故にその作品は或は優雅であり或は典麗であつても、音律に合はないものがあるといはれる。

詞曲流行の
影響

湯顯祖の著

但、その中で湯顯祖(江西南)は稍この方面の専門家に近い。彼れは萬曆十一年(西曆一五八三年)の進士で、京官より地方官に遷り、後遂昌(浙江)の知縣となつたが、同じき二十六年(西曆一五八一年)に投効して歸り家居すること二十年にして歿した。彼れは慷慨にして氣魄あり、その才學の優れたるに拘はらず、顯達の諸友に比して轆轤不遇の嘆なきを得なかつた。彼れが古文辭派に反對してよく詩文を作つたに拘はらず、特に詞曲に餘力を傾注した所以は、その境遇に關係ないとはいはれまい。彼れの作品に紫蕭記、紫釵記、遠魂記、邯鄲記、南柯記があり、紫蕭記を除いた他の四篇を玉茗堂四夢といふ。孰れも夢に托したもので、就中遠魂記(五十)が最知られて居る。

(參考) 遠魂記の脚色は即ち杜甫の末孫南安の太守杜寶及びその妻甄氏の間、麗娘と稱する女があり、二八の春花園の散歩より歸り閨中に假寢したが、一人の青年に誘はれ復花園に遊び、牡丹亭下に至つてこれと契を結んだ夢を見て、遂にその青年を戀ひ病に罹つて歿したことに始まる。杜寶夫妻は悲嘆に暮れる折柄、金軍の南侵に際し、揚州の安撫使として赴任しなければならぬことになり、娘の遺骸を後園の梅樹の下に埋葬して、そこに梅花庵觀を立て二人の番人を置いて出立した。

玉茗堂四夢

略 遠魂記の概

然るに茲に南海の人で柳春卿といふものがあり、柳宗元の子孫といはれるが、二十餘歳の時梅下の美人を夢みて、その因縁を感じ夢梅と改名し、更に科擧の試に應せんとし、上京の途中雪に逢ひ、南安の梅花觀に投宿するや、麗娘の畫像及び題詩をみて深くこれに憧れるに至つた。時に麗娘の遊魂は梅花觀に至り、柳生と幽歡をかはし、遂に在りし世の昔を語つた。柳生はこれを力として、その墓を發けば死者の面目生者に異ならず、これに藥を注いだところ忽ち蘇生するに至つた。そこで兩人は共に臨安に赴き、柳生は科擧の試験を受け、和戰に關する意見を述べた。時に金軍は益南下し來つたので、麗娘は柳生をして父母を見舞はしめた。甄氏は難を避けて臨安へ逃れ來り、偶然麗娘の寓に投じ、その娘の再生を驚喜した。處が柳生は揚州に杜公を尋ね、その來歴を告げたが、杜公はこれを妖となし痛く掠治を加へたが、會柳生の及第のことが發表せられ、金軍も退いたので、杜公は臨安へ凱旋し、妻子再會一家團圓の樂を以て結んで居る。この遠魂記の構成は曲面の變化に富み、最當時の人心を引きつけたと思はれる。

其三 繪畫と書道

明代の藝術としてはやはり繪畫書道の方面を觀察しよう。これは元代藝術の延長に過ぎないけれども、その間に多少の變遷の形迹を認められる處がある。蓋三百

明代の繪畫

戴進・吳偉
及び呂紀の
畫風

周臣・唐寅・
仇英の畫風

年間に近い漢族文化の上に起れる自然の現象であらう。
(繪畫) 明初には宋朝に倣つて宮中に畫院を設け、海内の名工を召致して待詔たらしめたが、その中には一代の名聲を博し當時の藝林に重きをなしたものが少くない。彼の戴進(浙江錢塘の人)は初め宮中に召されたが幾もなくして郷里に歸り、力を揮灑に致し、山水、人物、花鳥は筆法の精緻を極め、明初の第一と稱せられた。これに次ぐのが吳偉(湖北江)で、小仙と號し、その山水を畫くや、筆力勁健にして白描が最優れ、朝廷より畫狀元の印を賜はつた。次に名高いのは呂紀(河南鄭)で、最よく草木花鳥を畫き、生氣が流動すといはれた。この前後即ち成化、弘治より正徳、嘉靖の時代へかけては名工が各方面に輩出した。即ち一方には沈周及び文徵明があり、一方には周臣、仇英及び唐寅などがあつた。周臣(江蘇吳縣の人)は院體中の高手と稱せられたが、その門下より仇英と唐

唐寅と仇英

寅とを出した。仇英(十洲と號す江蘇太倉の人)は多く宮觀、樓臺、人物、禽獸等を描いて盛名を博し、大作長卷今猶世に存するものが少くない(桃李園、金谷園、桐陰清話園等がある)。その精緻細巧の點に於ては海内を壓倒する概があつた。然るに唐寅(六如と號す、江蘇吳縣の人)はこれと趣を異にし、詩歌の才あり、畫法の沈重と風骨の奇峭とを以て稱せられた(石林銷夏圖、水亭圖、居。當時別に一方に於て重きをなしたのが沈周及び文徵明である。

沈周と文徵

明(四年卒)。彼れは初め畫法を父に學び、更に諸家に入出し、中年には黃公望を宗とし、晩年には吳鎮を主とし、別に自ら機軸を出し神韻を以て稱せられた。文徵明(江蘇長洲の人)は沈周の門に學び出藍の譽あり、兼ねて詩書に巧で唐寅や祝允明と交友であつた。彼れは一時翰林待詔となつたが辭して郷里へ歸り、半生の力を書畫に傾け、名聲天下を動かすに至つた(嘉靖三十八年卒、年九十八)。その作れる畫は孰れも風神氣韻を以て勝れ、眞蹟の今猶世に存するものも少くない。石渠寶笈に錄せる徵明の筆蹟は三十餘點に上るが、湖山新霽(卷一)、溪山積雪(軸)、松壑飛泉(軸)、携琴訪友(軸)等の圖が頗優れて居る。その他謝時臣の山水、王穀祥の花卉の如きも一時に重きをなした。

その後萬曆より崇禎の時代へかけて董其昌(字は玄宰)と陳繼孺(字は眉公)とが最著はれた。この二人は共に江蘇華亭の人で、繼孺は朝廷に仕へず、その郷里に隱居して幾多の著述に従事し、兼ねて書畫を巧にし、その山水は氣韻の空遠を以て稱せられたけれども、其の作品の傳はれるものは少ない(崇禎十二年卒、年八十二)。董其昌は繼孺の野人生活と異なり、萬曆十七年(西曆一五八九年)の進士で諸官に歷仕し、南京禮部尙書に陞り、特に書畫を以て知られ、死後に文敏と諡せられた(崇禎九年卒、年八十二)。其昌の言に據れば、少時黃公望の山水を學び、後更に宋人を師としたといひ、又自ら文徵明と比較し、彼れの精工具體は吾が及ばざる所なれども、吾れの古雅秀潤は彼れに一籌を進めて居るといつてゐる。

この文徵明や董其昌の畫風は、彼の戴進、吳偉や周臣、仇英等と全く趣を異にして居るが、南宗畫、北宗畫の名稱は明の中世より唱說せる所で、禪の南北二宗に倣つて唐宋以來の畫風を二大系統に區別したものである。董其昌は南宗の祖を唐の王維とし、宋の荆浩、關同、董源、巨然、米芾や元季の四大家をその系統とし、北宗の祖を李思訓とし、宋の趙幹、趙伯駒、夏珪、馬遠等をその後繼となした。故に明代の畫では沈周、文徵明、董其昌等が南宗に屬し、戴進、吳偉や周臣、仇英等が北宗に屬する。北宗は奇峭にして操

硬なれども、南宗は淳秀にして幽淡なりとし、南畫は専門畫家の畫にあらずして文人、學士の畫であると稱した。これより後北畫、南畫及び文人畫等の名稱が一般に使用せられるに至つたのである。けれどもこの南北二宗を以て支那古今の畫風を概括せんとするは、少しく無理があるやうに思はれる。

(書道) 明代に及び繪畫と共に書道で知られたものも少くない。明初には宋濂父子や陳璧の如きがあり、中世に及び張弼(江蘇華亭の人)があつた。張弼は晩年東海翁と號し、その草書は縱橫奔放一時に稱せられた。けれども未だ明代書道の代表者とはいはれない。蓋明の中世の書道の代表者としては文徵明(號衡)、祝允明(號枝)を擧げなければならぬ。

文徵明は初め宋、元の諸家を宗としたが、既に筆法を悟るに及び、悉くこれを棄てて、専ら晉、唐の諸家を主とし、諸體皆可ならざるはなく、就中その小楷は羲之の黃庭經樂毅論を撫し、溫純精絶を以て稱せらる。彼れはその書翰を人に贈るにも、意に適はなければ幾回も書き直したといはれる程、筆寫に意を用ゐたのであつた。その子文彭、文嘉も竝に書を能くしたが、文彭は父に及ばず、文嘉は兄に及ばなかつた。當時、祝允

明は文徵明と同郷でその先輩であつたが、畫を能くせるのみならず、その書は魏晉に出入し、晩年の行草は益奇縱横逸を極め、國朝第一の評があつた位である。その前後に書道を以て稱すべき多少の人物はあつたけれどもこれを略し、明末の代表者として董其昌及び陳繼孺を擧げることしよう。

董其昌と陳繼孺

董其昌は畫禪室隨筆を撰し書畫に關する意見を録して居る。その中に「吾學書在十七歲時、(中略)初師顏平原、多寶塔、又改學虞永興、以爲唐書不如晉、魏、遂做黃庭經及鐘元常、宣示表、力命表、遠示帖、丙舍帖、凡三年、自謂逼古、不復以文徵仲、祝希哲、(明)置之眼角、乃於書家之神理、未有入處、徒守格轍耳、比游嘉興、得盡觀項子京家藏、真蹟、又見右軍官奴帖、於金陵、方悟從前妄自標評、譬如香嚴和尚一經洞山問、倒願一生做粥飯僧、余亦願焚筆硯矣、然自此漸有小得、今將二十七年、猶作隨波逐浪、書家翰墨小道、其難如是、何況學道乎、(同書卷一)

とあり、彼れが一生書道に努力したことが分るであらう。而して彼れ自ら趙孟頫と比較して

行間、茂密、千字、一同、吾不如趙、若臨、微歷代、趙得其十一、吾得其十七、

邢侗・米萬鍾及び張瑞圖

というて居るのを見れば、その如何に臨書に得意であつたかが知られる。江蘇の華亭は明初以來能書の士(張弼、陸深等)が輩出した處で、その最後に現はれて最傑出したのが董其昌である。而して南方に於て稍これに並ぶものが同郷の陳繼孺で、北方に於てこれと並び稱せられたのは邢侗(山東臨邑の人)、米萬鍾(河北順天の人)、張瑞圖(福建晉江の人)であつた。當時南董北米とも稱せられ、又邢張米董とも稱せられたが、董其昌はその間に於て一段の重きをなして居つたのである。

書畫に關する著作

(書畫の鑑賞) 宋元以來書畫の鑑賞も頗盛であつたが、明に至つてこれが一層盛になり、蒐集を以て知られたものあり(文徵明、王世貞、項子京、王穉登等)、又鑑賞に關する著述も少なからず現はれた。明初の陶宗儀の書史會要(九卷、補遺一卷)は書體の沿革を敘し書法の事に及んで居るが、明の中世に及び楊慎は墨地瑣錄(卷四)を撰して書道の評論を試み、顏(真)柳(權公)を抑え趙孟頫を揚げて、王右軍(羲之)以後の一人であるというた。彼の古文辭を以て名高き王世貞の如きは、書畫の鑑賞家として知られ、書畫に關する古人の論著を輯録し、書苑(卷十)、畫苑(卷十)と稱しこれを刊行した(更に書苑補益十二卷、畫苑補益四卷あり)。又世貞の自ら作れる書畫の題跋も甚多かつたが、孫鑰はその跋に更に自己の跋を加へて書畫跋跋

今古の優劣

(正二卷)を著した。唐志契は繪事微言(四)を著して古今の畫論を抄録したが、彼れ自ら佛道人物牛馬は今が古に如かず、山水林木花石は古が今に如かずというて居る。これは格古要論に古今の優劣を論せる所と殆同じであるが、適當の評言といはれよう。その他項子京の子項穆は書法雅言(卷一)を撰し、朱謀要是畫史會要(卷五)を著はしたが、明末に作られた郁逢慶の郁氏書畫題跋記(正十二卷)や張旦の清河書畫舫(十二)の如きは、最採録の廣汎を以て知られて居る。兎に角、これ等の著述の現はれたのは明代に於ける書畫鑑賞の側面を窺ふに足るであらう。

(法書の摸刻) 明代には金石の研究は割合に發展せず、單に諸家收藏の古人の筆蹟を勾勒摸刻して法帖となすことが盛に行はれた。全體法帖は五代宋元以來頗行はれて既に澄心堂帖淳化閣帖を始めとし、大觀帖や絳帖や寶晉齋帖星鳳樓帖などが現はれたが、明に至つては文徵明の停雲館帖を始めとし、章功藻の墨池堂帖董其昌の戲鴻堂帖邢侗の來禽館帖及び晉王府の寶賢堂帖などが現はれた。これを要するに法帖の流行は書道の隆盛であつたことを傍證する資料となるであらう。而して書畫の名家が多く江蘇浙江より輩出して居るを觀れば、文學に於ける場合と同じく、宋元

法帖の流行

以後江浙の地方がやはり支那文化の中心地點であつたことも疑ひない。

第二節 明代の史學及び地理學

(歴史の編纂) 歴史の編纂は元明の時代にも亦前代に續いて行はれたが、その書には特色あるもの少く、これを宋代に比すれば頗遜色があるやうに思はれる。

元代に宋史(四百九卷)遼史(六十卷)金史(三百三十卷)が編纂せられ、明初に元史(二百十卷)が編纂せられた。宋史は宋代の實録や會要等を參考し、元史は元代の實録や經世大典等を資料としたのであるが、短日月の間に完成したので孰れも幾多の缺點あるを免れない。故に明代に饒士升が南宋書(六十卷)を撰し、柯維騏が宋史新編(二百卷)を編したのはその缺點を補正せんが爲めであらう。けれどもやはり一長一短を免れない。元史に就いては清代に至つて改修を試みたものが多く現はれた。

元明の時代にも歷朝の實録を編纂せるは前代と異ならないが、元の實録は亡佚して傳はらず、明の實録は幸に後世に傳はり最近その出版を見るに至つた。明代には

宋史及び元史の編纂

續通鑑綱目
の編纂

更に資治通鑑や通鑑綱目の後を承け、その體裁を學んで編纂せられたものがある。即ち嘉靖時代に現はれた王宗沐の續資治通鑑(四十卷)や、薛應旂の宋元資治通鑑(七十五卷)の如きがこれである。但、これ等は何れも續貂傲顰の譏りを免れない。又別に明初には續通鑑綱目(七十卷)を勅撰せしめたが、當時綱目體の歴史は頗る流行したものと見え、萬曆時代には葉向高の玉堂鑑綱(七十卷)袁黃の歴史綱鑑補(三十九卷)湯賓尹の歷朝綱鑑全史等が現はれた。けれども何等史學に裨補せる所はない。明末に嚴衍は通鑑補正(二百四卷)を撰したが、通鑑の記事を正史その他の諸書によつて増補したもので、通鑑長編の復活を企圖したやうに見える。通鑑紀事本末の後は嘉靖時代に瑪琦が宋代の史實を分類して敘述を試みたが未だ成らずして歿した。そこで萬曆時代に陳邦瞻(江西高安の人、萬曆廿六年の進士)はその遺稿に基いて宋史紀事本末(六十卷)を編したが、彼れは更に元史紀事本末(四卷)をも編してその後を續いたのである。この兩書は題目の撰定及び敘事の繁簡頗宜しきを得た點が認められる。

明の中世以後には、その一代に關する歴史を編成したものが乏しくない。例へば鄧元錫の明書(四十卷)鄭曉の吾學編(六十卷)王世貞の弇州史料(百卷)焦竑(江蘇江寧の人)の國朝獻徵

紀事本末の
書史料集輯の
書

制度の書

史學の不振

錄(百二卷)徐學聚(浙江蘭谿の人)の國朝典彙(二百卷)朱國禎(江蘇烏程の人)の皇明史概(百二卷)及び何喬遠(福建人)の名山藏(百九卷)の如きものがある。けれどもこれ等は孰れも史料の輯録に過ぎない。この他に明末の記録としては沈啓元の兩朝從信錄(三十卷)や談遷の國權(百卷)を擧げることが出来る。特に國權は邸報等を資料として崇禎時代の史實を編録せるもので、現存しない當時の實録を補うに足るであらう。その他制度典禮等に關しては、宋の會要の如きものを作らず、洪武初年に大明集禮(五十卷)を編せしめ、弘治年間に大明會典(百八卷)を編せしめ、更に萬曆年間に至り會典(二百二卷)を重修せしめたに過ぎない。但、別に官廳各自の志類の撰せられたものは少くない。又馬端臨の文獻通考(三百四卷)の後を承けて王圻の續文獻通考(二百五十四卷)の如きも現れた。要するに元明の時代には儒學文學藝術を以て名を成せるものが頗多かつた。けれども史學を以て一代に重きを成したものは殆見當らない。されば當時の史書にして完璧と見做す可きもの、或は新機軸を出したものの極めて少いのも偶然でない。但、地理關係の書中には、猶幾分觀るべきものがある。

(内地誌の發行) 地理の知識は元代にはその版圖と共に擴大せられたが明代に